

來にければ、皆々舊地へ引移り、其外も資財雜具を持はこび残りなく空屋となりければ、我勝に取壤、長明が菴ならで車にて送るあり、船に積て漕ゆくあり、數千の人家時の間に破却して、さしも繁華の一郭、忽不毛の原野となりたるにぞ、遷都のむかし、舊都をうつし行さまも斯やらん、窈窕たる笑語、空吹風となり、高臺の弦歌、岸うつ波と變り、孤花、露啼、殘粉、暮鳥、栖風、守廢籬といひしもむべなりけらし。斯て家作残りなく取拂れければ、舊地往還の境へ竹矢來結渡し、此地の土功は、秋元侯司り給ひ、守禦の備嚴重にして、公廳の官人高貴より下部まで數百人出張あり、都下の町々へ觸て、凡下卑賤の老少までへ賃錢を取しめ、猶その届まじき事を恐れ、日々數萬の錢を積置、官吏手づから銘々に渡し給れば、悉く大君の仁風に浴し、官吏の惠澤に潤ひ、日に集る處數萬をもつて算べし。堀穿所の土は、近きは肩にて運び、遠は數千の船をもて利すべき處へ取捨させ、又深川靈運院てふ精舎の境内へ、水塚を築かせ給ふにより、人夫の働自在なさしめんと、中洲の中央より靈運院の門前へ長橋を渡すべしと、下司なる岡田何某へ命じ給へば、頓に數千の工職を促し、限りなき巨木を引着、晝夜をいとはず營ければ、一句を經ずして、一つの虹梁出來

にけり、七里横、巨浸半月映、長津、雁行斜月甫、虹影臥、江流ともいひつたへし、左ばかりの大江へ不日にかゝる雁齒を掛渡ける事、魯盤が工にも於とらず、造化の功に等しき岡田が勞をぞ感ける。扱數萬の人夫、おの／＼擔つれて、彼橋に立並び、片へは行、かたへは戻る有様、深林の葉の茂が如く、蟻聚の道をなすがことく、あるは蛟龍の巨海に横かと疑れ、その夥しきこと、古今いまた聞さる壯觀なり。法令正ければ、數十萬の隊伍整々として分を混せず。水功は禹の治たまふ如し、土功は西伯の靈臺を築しめ給ふことくなれば、おの／＼歡喜踊躍して、王の役に著勞を忘れて、樂しむ聲、洋々として絶ず。斯て日數累り、翌寛政二年戊の初夏には、大半堀穿、江水打入て、目を驚すばかり也。誠に義公が爲に天帝の泰山を移さんとし給ひしも、理りなるかな。既に五月下旬に落成し、舊地の切岸へ築立し石垣は、累々として長城の如く、河水は漸々として黄河の如上は、隅田川今戸より兩國中洲大川落口上總、澁加役島等、一整に全功成就し、陸は路平にして、行人征馬便りを得、川は水深くして、扁舟の往來速なり。扱も中洲はさしも一個の繁地にて、不朽に榮を傳へきを、一鍬の下に忽舊土となり、太夫禿が聲と聞えしは、侯家の門越す松風となり、娼樓水閣は、只一片

の流と變じ、まさしく邯鄲午炊の夢、一朝に醒しにことならず。落日五湖遊、烟波處々愁浮沈、千古事誰與問、東流といひしも思ひ合されたり。萬機舊政に立歸り、江水悠悠々として千載をうたひ、長流滔々として萬歳を呼ぶとは、かゝる時代をやもふすべき。

麗遊

廢三侯新地中洲とも云。

明和辰年○九年○安永元年。酒井家前通り川岸を埋立、安永四未年全ク築成り、家居建つゝき、町銘三股富永丁と唱へ、夏月涼の比至て賑ひ、其繁昌いはんかたなし。天明五巳の夏又築出さる。然るに寛政二戌年元の海地と成、同時に兩國つゝき、新地其外とも新規の地替以前の姿とはなりぬ。

明和八卯々寛政元酉迄十九年の間之。翌戌年二月の比迄に元のことく大川と成。

安永元壬辰年馬込勘解由願之、三股新地築立御用懸御目付河野吉十郎安嗣○九千六百七十七坪六分、號三股富永丁、茶屋九十三軒。御船藏前の土を浚て、繁の夏比り。を築かる。安永六丁酉

寛政元己酉年冬大河浚之付、如元堀之、河トナル。御手傳立花左近將監阿部伊勢守秋元但馬守殿被仰付、此土ヲ假はしを懸、深川へ運せ、靈運院其外に置候。

江戸圖説

築出し新地

砂子云、明和の比始て築立たり。江戸集説に云、此地菟蕪島と云、里俗の名之、築立やわらか成の名なり。安永の頃酌取女あり、桑間漢上、蟠風の地なりしか、當時なし。

江戸圖解集覽

〔附記〕 年貢米江戸廻漕規定

竹橋餘筆所收廻船改方覺ニ寶永元年定ムル所ノ年貢米江戸廻漕規定ヲ寛政元年代官ヨリ申渡シタルコト見ユ。姑ク茲ニ附記ス。

國々御年貢米江戸大坂廻船改方之儀ニ付覺

- 一、差配人之儀、苦屋久兵衛ハ、去ル戌年廻船定差配ニ被仰付、河内屋太郎兵衛儀ハ、當子ハ來ル寅迄三ヶ年季之積石高三萬石廻船差配被仰付候。尤御勘定所ニ御吟味之上、私共方へ先達被仰下候。

- 一、運賃値段之儀、例年御勘定所ニ御吟味之上、定直ニ割増御定有之私共

方へ被仰下候處、當年定直段之儀ハ、未御下知無御座候。但、右直段別帳之通
之御座候。

一、江戸大坂廻、例年御廻米之國々、

出羽 能登 越後 越前 丹後 石見 備中 筑前 日向 豊前

豊後 備後 美作 播磨

但前々ハ五畿内米江戸廻ニ相成候儀も御座候。

一、御廻米辻之儀、江戸大坂廻國々割賦、例年秋中江戸表ハ被仰下、其已後御
代官御預所ハ、江戸大坂納冬春廻之譯、並積荷書付到來仕ニ付、早速差配人
共ニ一人限ニ爲寫取、差配人方ニテ石數見合、空船雇出、私共方へ申出候節、
手代差出船改仕候。尤村々私共兩人之内見廻リ相改申候。

一、空船改方之儀、船道具之品譯、船年數、乘組人數、船頭國所等、明細書、差配人
船頭印形之書付差出、右書付を以引合テ相改、夫ハ船之上棚中棚船底等本
槌を以爲打音之清濁ニより船之木疋差惡を相考、其外少ニ亦も無覺束所
ハ小刀ニテ差シ、朽無之哉吟味仕、鐵道具をも小鐵槌ニテ爲打腐無之哉相
改、少々不丈夫之儀有之候得ハ、は糸船仕候、積石才詰改方之義、長ハ船底み

よし之付際ハ、艦之付際迄を打横ハ肩之間レを取、深ハ底板ハ腰當之中す
み迄ニ間レ打、長ト横を掛合、深間數之内ニハ四寸足之國ニハ四寸引、六寸
足之國ニハ六寸引之、其殘之間尺を以、右長横懸合候上ハ又懸合候得ハ、積
石相見へ申候。但、一人大面之坪十ヲニ付米一石之位ハ相當申候。右石數船
頭ニ申聞積石相極申候。駒頭ハ何國何年御城米、江戸大坂冬春廻之譯書
入、私共名を肩書ニ仕、兩人之極印村々掛リ之手代共、姓名差配人名をも書
載申候。夫ハ揖檣船足極印打渡、申渡し書付清書ニ通爲讀聞、一艘限ニ船頭
水主銘々印形取置申候。

一、船足之儀、出羽北國ハ六寸足、瀬戸内ハ四寸足ニ付、船之左右艀床之下ニ
燒印入申候。

一、極印之儀、船足燒印并私共兩人極印年々改直シ、右印鑑御勘定所并浦賀
御番所兵庫船改所へ例年十月中差出置申候。其外國々御廻米有之御代官
御預所ニ、是又右印鑑ニ掛リ之手代印鑑差添、例年差遣置候。且又船足燒印
ハ、東海廻西海廻別ニ仕候。

一、船中乗組人數

五百石積の九百石積迄。

船頭水主炊共十人の十五人乗迄。

千石積の千五百石積迄。

同十六人の二十人乗迄。

一、帆碇綱

五百石積の八百石積迄。

帆十七端の二十端迄。

碇六頭の七頭迄。

但、八十五貫目位の三十五貫目位迄。

綱九房内葶二房蘭三房十四房。

九百石積の千五百石積迄。

帆二十五端の二十八端迄。

碇八頭。

但、百十貫目位の六十一貫目位迄。

綱^{十二房迄}十三房迄 内葶三房の四房蘭四房十五房。

一、運賃銀渡方之儀、御勘定所の當所御金奉行ニ御添狀到來之上、廻船出方之應シ、時々當所御金藏の御金請取、出羽北國江戸廻の運賃銀半分私共方之相渡、半分之三分一御米積所之御代官御預所の相渡、殘三分二の江戸着船之上是又御代官御預所の差配人ニ相渡、瀬戸内江戸廻の半分私共方の相渡、残り半分の江戸表之御代官御預所の差配人ニ相渡申候。大坂廻の半分前貸、半分後渡、私共方の兩度之差配人ニ相渡申候。

一、船改相濟以後、御米積所手代役人之方迄、掛り之手代共送狀并船中日帳一艘限之船頭之相渡遣申候。日帳之儀、着船之上、御代官御預所の私共方ニ相返、海上滯留之譯等吟味仕候。

一、船中條目之儀、差配人共の船頭之相渡船々艫之間ニ爲張申候。且又難船之節之ため、浦觸之儀積所御代官手代御預所役人の船頭ニ相渡候儀之御坐候。

一、船雇出差支候節、當所入津船多少之譯爲吟味、當春江戸表之相伺、大坂廻船年寄の船改御代官迄、自今毎年十月の三月迄一ヶ月之三度宛、船數委

細書付差出候様之、大坂町奉行中ニ御勘定所ノ御斷有之先頃御城代へ町奉行中被仰上、町觸有之、右書付當年ノ私共方ニ爲差出、大坂有船員數を以差配人共雇出之儀嚴敷催促仕候。

一、例年二月皆濟差滯、只今迄年之表ニ掛候儀も御座候ニ付、當年江戸表之相伺春廻之内、冬中ニ繰越、十二月ノ二月迄三ヶ月之間増運賃被下候積、但十二月繰越ノ一割半増、正月ノ一割増、二月ノ五分増之積被下、其外三月ニ掛候船ノ割増不被下等ニ被仰渡候、依之來春二月皆濟仕候様ニ差配人共ニ申渡セリ立候積ニ御坐候。

一、船新古之儀、七ヶ年迄を限候定法ニ御坐候。

但、當年相伺上道具計致修復ハ船ノ修復之品ニより改方年數を縮メ、七年を限相改、下道具致修復、丈夫成船ノ修復之仕方ニより八九年迄も吟味之上差出候積、伺相濟年數ニ不拘船之丈夫を吟味仕候積ニ御坐候。

一、出羽北國廻空船之儀、近年船下足積差配人共相願、例年伺之上、鹽藍玉砥石三品之内、千石積之船ノ三百石目程、五百石積之船ノ百五十石目程宛、船足積御免被仰渡、爲積廻候。其外荷物之義ハ積込候義不仕定法ニ御坐候。尤

當年之儀先達而伺置候得共、未御下知無御座候。

一、破船難船吟味之儀、志州鳥羽ノ江戸方ノ江戸表ニ御吟味有之鳥羽ノ大坂方ノ、私共方ニ再吟味仕、其時々相伺御勘定所ノ御下知を以取計ヒ申候。但見分吟味之儀ハ、其向々御代官御預所ニ致見分候ニ付、私共方ノ見分差出不申候。

右者船改致方、大概書面之通御坐候。以上。

子十一月

渡邊民部印

奥谷半四郎印

定

一、於船中御米大切ニ可相守、萬一勿米澤手米缺黍ニ准ジ御米少も隱取も有之、後日聞候といふとも、穿鑿之上、船頭水主之儀ハ不及申、品により諸親類迄可被行罪科事。

附、船中火之用心堅相守、且又賭之諸勝負一切仕間敷事。

一、御米船積之砌、揖檣碇糧米薪積之船足改を請候以後、何れ之浦におゐても、私之荷物不可積之、若日和無之致、永逗留糧米不足之節ハ、出何レ之浦ニ

も相調其趣所之者より證文取之若猥ニ偽賣買之米於積之者曲事可申付事。

一逢難風芻米不仕候ので不叶時之糧米不殘捨て其上にて御米捨可申候。若自分之穀類於殘置之可取上事。

一澤手米有之と入念可干之若海中ニ船具相捨於不足と着船之湊にて可相調事。

一於江戸御米不相渡以前糧米之餘分無斷して陸へ揚申間敷事。

右之條々急度可相守之若相背族於有之者訴人に出へし。縦同類たりといふとも其罪をゆるし御褒美可被下之且又あたをなさる様可申付候。隱置候不脇々相聞候ハ船頭ハ勿論水主炊迄悉可行罪科者也。

奉 行

寶永元年申五月

前書御條目之趣堅可相守者也。

寛政元酉年四月

小笠原仁左衛門

差上申一札之事

一御米千百五拾九石四斗五升九合 本欠共。

此俵三千百三拾三俵二斗四升九合 但三斗七升八

内 譯

米千百石 本米。

此俵二千九百七拾二俵三斗六升。

米五拾九石四斗五升九合 欠米。

此俵百六拾俵二斗五升九合。

右米湊外廻。

拾四貫八百目二拾九俵 拾五貫目二拾八俵

拾五貫二百目拾二俵 拾五貫四百目壹俵

七拾俵。

是ハ御定之通俵數不殘相廻メ不積之手廻不宜候之付右之内七俵升廻奉願左之通。

三斗九升

三斗九升

拾四貫八百目。

拾四貫八百目。

三斗八升五合

三斗九升

拾四貫八百目

拾五貫目

三斗八升

三斗九升

拾五貫目

拾五貫目

三斗八升六合五勺

米貳石七斗壹升壹合五勺

貫目石四貫六百目

右平均

三斗八升七合三勺六才

拾四貫九百四拾貳匁

右者小笠原仁右衛門様御代官所羽州村山郡村々去申御年貢米之内當酉春江戸御廻米書面之通同國酒田湊之あゐて攝州御影直乘船頭宗十郎船ニ積米被仰付候之付上乘立會惣俵數之内前書之通貫目升廻御改之上御米御渡被成慥ニ奉請取積立候處相違無御坐候然上ハ船中御米大切之仕欠減不相立様心付可申候且又澤濡手俵出來仕候ハ着船之上御差圖次

第御定之通米怔相改引替相納可申候勿論江戸著船之上貫目升廻不足仕候ハ私辨米差出可申候尤其節右之付御願ケ間敷儀申上間敷候依之御請取差上申所如件

寬政元酉年四月

直攝州御影
乘船頭宗十郎印

小笠原仁右衛門様御手代
三村林藏殿

上羽州村山郡海谷村百姓
乘久米藏印

申渡覺

一出羽國村山郡村々去申御年貢米之内當酉春御廻米積請候上之御米大切之仕少ヨリ共隱取申間敷且又船中入用之品積立見分請候後私之荷物又之賣買之荷物決不積申間敷別紙御條目之通堅相守可申事
但船中火之用心大切之仕博奕物賭諸勝負遊興ケ間敷儀決不仕無用之人乘セ申間敷事

一澤手俵出來候ハ早速可于之万一逢難風打米不仕候不叶節之先糧米不殘捨之可成丈御米相圍可申候尤私欲等仕間敷且又朱丸船印風雨之

差別なく可被立置事。

一、船具等痛候之、早速着船之湊之可致修復、無據義有之、陸へ上ル共、船頭上乘申合、一人宛用向相辨、一人ハ無油斷船中相守、水主炊迄狠之、陸へ揚申間敷、且又無謂滯船仕間敷、勿論日和見定候上、其湊類船等も有之、早々出帆可致事。

一、船中ニおゐて不時之怪我等有之、其最寄役人ハ早々注進可申、且又御威光を以津々浦々之者へ非常之義申掛間敷、勿論浦々之竹木伐採申間敷事。

一、江戸着船之節、役人之差圖無之して、御米ハ不及申、糧米之餘分たり共、決不陸へ上ケ間敷事。

右之通申渡候間、急度相守可申候、此外心付候儀有之、無油斷入念被取計、船中時々見廻、御米大切之可仕候、若違背、船末之儀有之、御科可被仰付條、可被得其意候、以上。

酉一月

前書之通被仰渡、委細承知仕候、依之御請印形差上申候。

直乘船頭惣十郎印
羽州村山郡海谷村
上乗百姓久米藏印

前書之趣拙者立會致承知候處、相違無御座候、以上。

羽州酒田湊浦役人
富樫宗作印

浦觸寫

小笠原仁左衛門御代官所出羽國村山郡村々、去申御貢米之内、當酉春、江戸御廻米、同國於酒田湊、攝州御影直乘船頭宗十郎船に積立之、今廿三日巳刻出帆申付候、日和次第、津々浦々入津出帆之譯、別紙日帳ニ記、可被相渡候、尤無謂滯船無之様被相糺、且又船足極印鑑乘組人數改之、萬一逢難風候節、尤早速引船差出、船末無之様可被取計候、爲其如斯之候、以上。

酉四月廿三日巳ノ刻

津々浦々湊々
問屋名主組頭中

物揚場付與

揚場並船繫杭波除杭共書拔ニ據レバ、寛政中物揚場ヲ付與スルコト、左ノ如シ。

霸都時代ノ港灣

物揚場付與

寛政二庚戌年

五月二日
一濱町大川端物揚場一ヶ所

酒井修理大夫(○忠貫)
秋元但馬守(○永朝)

寛政四子年

四月十六日
一鐵炮州是迄横田甚右衛門屋敷附揚場地所

松平玄蕃頭

五月廿日
元石川大隅守揚場

一鐵炮洲向島浪除家作並揚場共寄場方

八月二十六日渡
一神田川通柳原御石置場續是迄郡代屋敷附揚場物揚場地所

支配勘定

久住六郎左衛門
御勘定方

九月十六日
酒井雅樂頭中屋敷惣揚場上ヶ地
一蠣殻町物揚場地所

町奉行

但前々町方持ニ付今度差戻。

寛政五丑年

八月廿五日
一濱町大川通中屋鋪附新規物揚場

酒井修理大夫

寛政八辰年

三月三日
一木挽町七丁目横丁物揚場地所

御小姓組番頭
松平信濃守
御旗奉行
太田駿河守

水道橋外
一石川御門外之ろ一ヶ所船河原橋近所之ろ二ヶ所龍慶橋近所二ヶ所

土揚場

十月廿三日
一江戸川定凌式凌土揚場五ヶ所御勘定方

寛政九巳年

十一月廿八日
一濱町中屋敷前物揚場附替地所

永井友吉

寛政十年年

八月廿三日
一濱町屋鋪附物揚場

一橋殿

十一月二十七日渡
一鳳ヶ寺新規物揚場是迄持來
一神田川大土手内物揚場地所
但聖堂附物揚場地所ニ渡ス。

學問所

寛政十一未年

一本所松井町屋敷物揚場

小普請組仙石彌兵衛支配
間部主水

寛政十二申年

六月二十二日
是迄間部主水屋敷附揚場
一、本所六間堀河岸物揚場地所

町奉行

但、松井町二丁目内揚場ニ相成候ニ付渡ス。

同日
一、同所屋敷附物揚場地所

小普請組仙石彌兵衛支配
間部主水

但、是迄揚場差上願之通引替渡ス。

寛政十三年享和元年

五月廿八日渡

一、蠣殻町物揚場地所

植村駿河守^{○家}

但、酒井雅樂頭上ヶ屋鋪今度駿河守拜領ニ付、是迄雅樂守土井能登守兩家持合物揚場以來駿河守能登守兩家持合揚場ニ渡ス。

十一月十三日渡
一、濱町大川端通物揚場附替地所

一橋殿

三年辛亥

^{○寛政}_{二四五一年}

八月六日戊申

^{○戊申}_三

及九月四日丙子

^{○丙子}_三

覽、大風雨海嘯、江戸湊被害ス。

^{○まに}_{まに}親子草。

寛政風水災

變災篇ニ具記スレハ、就テ看ル可シ。

寛政三亥年八月六日、風雨強風頻りに降候處、夜五時過に成出水し、芝邊築地

寛政風水災

事蹟

靈岸島深川砂村惣じて濱邊近所へ汐水押上げ、何れも床上へ水は上げ候へとも、さして是といふ程の事も無之候が、濱御殿脇井上因碩宅之邊は、床上壹尺餘も水付申候。尤去年中の大汐にも押上げ候儀壹兩度も有之床下を水通り迄之事にて相濟候。然處翌子年九月四日、洪波打候事有之前日より南風にて風雨強く、雨頻に降募り、四日の朝五時前より汐上げ掛候處、以前にこり候ニ付、用心いたし候處に、一さんに汐打上げ、波を打候て押上げ付、大きに周章候。因碩などは床上四尺餘も水付隣家やしきに竹内半十郎殿と申屋敷あり。是杯は表は長屋門にて一棟押潰し申候。土藏などは脇三四尺か間は、柱迄もあらひ候様に相成、床上は四尺餘も水付申候。汐上げ掛汐引迄は、わづか二時不足の内之事にて、其節芝高輪の繩手之石垣所々崩れ、元船壹艘押上申候。大木戸の河岸通の料理茶屋杯は、大きに大破いたし、羽根田辨天之石の鳥居は、打こはれ申候。樹木は過半吹折押倒し申候。我等^{○喜田}など、一兩年過參詣致し、堂守に尋候へば、津波之節は、私など此社の内に居申候處、御覽之通り、鳥居樹木も如此相成、此邊汐上げ箇所に相成候事は、古來まれに候處、此社へは、汐も上げ不申、爲差破損も無之候。箇様成離れ候社にて候へば、所々にて

家を押流しゆより引競ひては不思議之事と語申候。六郷邊渡手前にて承り候處家の流れ候所も有之鴨居まで水の付候所も有之由。又深川洲崎辨天大破致し、唐銅の濡佛を波にて打たをし家はことごとく流れ、又は打潰石垣なとは所々崩、其節見物に罷越候者之嘶には、水に溺死候もの、早桶へ入並べ有之候が、あまり數多有之歎に不絶候間、其所は早々通り過ぎ候由物語候。油堀邊は所により床上壹尺不足も汐上げ候。

—親子草

九月三日^{○寛政三年}雨降、夜に入て大風雨、四日小降となりしが、風猶烈し。巳刻より大津浪、去ル六日^{八月}夜より高し。廻舟三艘吹流し、永代橋も突抜て、二艘は三俣まで去り、一艘は橋間に掛る。此船は八月六日相川町へ吹上しを、未出し兼て有しなり。勞せずして出たり。新堀御船倉風に潰れぬ。洲先は先月の嵐に残りし人家不殘流失、辨天堂潰れ、聊内ばかり残り。銅の大佛などは、中の合せめよりはなれて轉び、先の水より二尺も高しとぞ。—きゝのまに—

八月六日^{○寛政三年}大風雨、小田原より江戸迄海邊高潮上る。

九月四日大嵐、昨夜中より大雨、南風烈く、八月より強し。巳刻高潮、深川洲崎へ漲りて、あはれむべし。入船町久右衛門町壹丁目貳丁目と唱へし吉祥寺門前

に建つらねたる町家、住居の人數と共に、一時に海へ流れて、行方を知らず。辨才天社損じ、拜殿別當所其外流失、其かへしの浪、行徳船橋鹽濱一圓につぶれ、民家流失す。其外諸方家屋吹損じ、川口水溢る。晝時にいたり潮引く。關東筋すべて洪水あふる。と。此に云、蟹陸へ多く這上るは、津浪の兆也。洲崎の地、其後高浪の變計りがたしとて、西は入船町限、東は吉祥寺門前に至る迄、凡長貳百八十五間餘の家屋を取はらひ、畠地になし置く。 此内西のかた入船町跡は、江氏藥草栽培場となれり。

—武江年表

附記
海防令

〔附記〕 海防令

憲法類集ニ左ノ海防令見ユ。

寛政三亥年九月二日堀田攝津守殿御渡

先頃筑前長門石見沖之異國船壹艘漂流之様子之を、程遠く乘離候儀も有之亦地先近く寄來候義も、以て彼是日數八日程之内、右之趣之候處當時と帆影も不相見趣之候。惣ち異國船漂着候へ、何之も致手當先船具と取上置、長崎表に送り遣し候様、夫々可被相同事之候。以來異國船見懸候へ、早々手當人數等差配、先見の掛々間敷無之様といふし、筆談役或之見分之者

等出候を様子相試可申候。若拒ひ趣へ候に、船をも人も打碎無頓着筋
 へ候間彼船に乘移、迅速へ相働、切捨等にも致候も、召捕候儀も可相成候。
 勿論大筒火矢等用ひ候も勝手次第之事に、筆談等も相整ひ、亦見分等を
 も不拒趣へに、成丈穩へ取計、右船を計策を以成共繫置、船具等をも
 取上置、人を上陸爲致、番人附置立歸不申様いたし、早々可被相伺ひ、若
 異義へおよびに、捕置可被申ひ。異國之者に、宗門之所も不相分儀へ付、
 番人之外、見物等をも可被禁ひ。右漂流壹貳艘之儀にも、前文之通り
 可被心得ひ。若數艘にも及ひか又の數少くは共、最初を嚴重へ不取計に、
 難成様子に、其儀の時宜次第たるべき事に、尤右體之節へ、都を最
 寄領分へも早々申通し、人數船等も取揃可被差出ひ。
 但出張之陣屋又と小領等へ、其場へ大筒之類有合不申ひ、最寄之
 内所持之場所へ申談次第、早々差越取計の様可被心得ひ。
 右之趣可被相心得ひ。尤其時宜へより取計一條難致事へ得共、事へ臨
 伺を経ひ、之圖を失ひ可申儀へ付、先大概心得之趣相達ひ條、其餘之差略
 へ時宜へ寄可取計事に、兼評議いたし置き可然筋へ可被相伺ひ。取計

行届儀へ到り、御沙汰之程も可有之事へ間成丈可被致、心配ひ。
 家來共格別出精之もの、名前等をも可被書出事。
 右之通萬石已上之面々へ相達ひ間、爲心得相達ひ。

九月

寛政九巳年十二月晦日太田備中守殿御渡、

異國船漂着之節之取計、寛政三亥年委細相達置ひ趣、勿論へ得共、若心得
 違ひ、此方へ事を好み手荒成働仕出ひ、不宜ひ。先方へ重々不法之次
 第相決、不得止事節へ格別之儀、先可成丈計策を以成共繫留、注進可有之
 ひ。惣而異國船へ漂着ひ、海上へ向ひ、石火矢打ひならし之趣へ
 相聞ひ得へ、無事故へ右へ乘し卒爾成取計、從此方仕掛ひ義無之様へ可被
 入念ひ。且又全く海邊之所領へ無之面々迎ひ、近領助力之次第へ先頃相達
 ひ通へ、間、人數等差出ひ儀へ、尙又心掛可被置ひ。
 右之通、先達へ觸置ひ面々へ可被達候。

十二月

柳營日次記、御令條分類年纂等ニモ、此事見ユ。

霸都時代ノ港灣

洲崎海岸堤防修築請願

十一月七日戊寅○寛政三年(紀元二四五) 一年(○戊寅、三正綜覽) 深川三十四箇町民、洲崎海岸

深川區○市内ノ隄防ヲ修築セムコトヲ請フ。八月六日戊申及九月四日

丙子○寛政三年(紀元二四五) 一年(○戊申、丙子、三正綜覽)ノ水災ニ顧ル所有也。六年甲寅○寛政〇

年○四十二月十一日甲午○甲午、三正綜覽ニ至リ、幕府遂ニ深川久右衛門

町一丁目二丁目同入船町・同佐賀町代地ヲ買收シ、石ヲ建テ、

市民ノ居住ヲ禁ス。○洲崎一件。

洲崎海岸堤防修築請願 相傳フ、

乍恐以書付奉願上ル

一、深川洲崎ノ海手通り町々、右地續町々三拾四ヶ町惣代吉祥寺門前外拾ヶ町月行事共申上候。右海手通石垣控土手之儀者、元稻垣和泉守様當時松平右京亮様御屋敷西之方ノ、武州葛飾郡砂村新田迄石垣控土手、高サ壹丈四尺ノ壹丈八尺迄、土手敷五間半ノ六間迄、長凡千五百間餘、海中亂抗貳々通り、元祿十一寅年中、御普請奉行深津八郎右衛門様御懸ニ出出來仕、其節之御代官伊奈半左衛門様ニ御引渡ニ相成、寶永二百年石垣控土手亂抗共挽ル處、御普請

洲崎海岸堤防修築請願事蹟

御手傳水野隼人正様に被仰付、其後年月書留無、御座伊奈半左衛門様御懸ニ亦、度々亂杭等御修復被成下、其後御修復も無御座、年久敷相成、石垣土手とも年々崩所出來仕ル得共、町人共自力ニ難及、少々宛繕置ル迄ニ、當時亂杭ハ、跡形も無御座、然處天明七未年中、猶又伊奈半左衛門様御懸ニ、吉祥寺門前ノ辨天境内ニ懸ケ、凡長三十間程石垣控土手御修復有之、其餘之、石垣崩所多シ、土手無御座、故ニ哉、當八月九月兩度之高汐高浪ニ、家作流失仕、且吉祥寺門前久右衛門町ニ、流死人も多、相残りル者も、漸助命仕ル迄ニ、右之通石垣土手亂杭等無之、當時之姿ニ、家作仕ル義も難相成、縱令家作仕ル者も、諸人危踏、借り請住居仕ル者も、御座有間敷哉、奉存ル、就ル、海手通り町々差當り衰微仕、地主共も町役相勤ル義も相成兼、一同難儀仕ル義ニ、御座、右之通海手町々家作建ル義も無之、得ル、木場町入船町之義ニ、差當り吉祥寺門前久右衛門町同様之海手ニ罷成、高汐高浪之節、眼前ニ難儀仕ル。左様ニ御座、得ル、地續近邊深川町々之義ニ、不及申、本所邊迄も高汐之節、汐押上、難儀可仕義ニ、御座、間、何卒御慈悲を以、海手通石垣崩所控土手、先年之通御修復被成下置候、一統之御救、難有仕合ニ奉存ル、且海手通町々

地續近邊町々別紙繪圖面を以申上ひ。右願之通被爲仰付被下置ひ様一同御慈悲奉願上ひ以上。

寛政三亥年十一月七日

御奉行所様

乍恐以書付申上ひ

一、深川洲崎海手通石垣控土手御修復被成下ひ様、去亥十一月中御願申上ひ處、右石垣控土手最初出來之節、近邊町々之御役等相勤ひ儀御座ハ哉之旨、御尋之御座ハ。右石垣扣土手之儀之元祿十一寅年中、御入用を以出來仕、右土手内萱野沼地之所御代官伊奈半左衛門様御掛之御築立被成同十三辰年方同十五巳年迄之内、追々町人共御買請仕、家作御免之町屋之被仰付、追々町名相付キハ義之、其後正徳三巳年閏五月中、右町々方御支配之被仰付候儀之御座ハ。依之最初土手御築立之節之沼地故御役等相勤ひ儀無御座、此度私共町々惣代之御願申上ひ之、右地所起立之節ハ高汐等有之ハ、家作流失等無御座候處、去亥年八月九月兩度之高汐之、家作流失並流死人も有之候。右之海手通土手損所出來仕候之儀奉存ハ、間御修復御願申上候儀之

深川洲崎海手通町々、右地續町々三拾四ヶ町總代
深川吉祥寺門前行事 伊右衛門印
○外二十四人略。

御座候。當時御町方御支配佃町より吉祥寺門前町迄、土手長凡五百五拾四間程も可有御座奉存候。右之場所御修復被成下候ハ、一同御救難有仕合奉存候。右申上候外之儀之去亥十一月中、御願申上候通之御座候。
右御尋之付、以書付申上候。以上。

寛政四子年二月

深川久右衛門町壹丁目
月行事 徳兵衛印
○外二十二入略。

緩上

深川海手通り石垣土手崩所御修復願之付吟味仕申上候書付

樽與左衛門

深川洲崎海手通町々、右地續町々三拾四ヶ町惣代
深川吉祥寺門前行事 主月行事共

右町々町役人共相願候之、海手通石垣控土手之儀之、當時松平右京亮様屋敷西之方ハ、武州葛飾郡砂村新田迄石垣控土手、高サ壹丈四尺ハ壹丈八尺迄、土手敷五間半ハ六間迄、長凡千五百間程、凡海中亂杭貳々通、元祿十一寅年中御普請奉行深津八郎右衛門様御掛リ之、出來之上、御代官伊奈半左衛門様ハ御引渡被成寶永二酉年石垣控土手亂杭共損候處御普請御手傳水野隼人正様ハ被仰付、其後年月書留無御座、伊奈半左衛門様御掛之、度々亂杭等御修

霸都時代ノ港灣

復被成下、其後御修復も無御座、年久敷相成、石垣土手共、年々崩所出來候得共、町人共自力之難及、少々宛繕置候迄之、當時亂杭之跡形も無御座候。然ル處、天明七未年中、伊奈半左衛門様御懸り之、吉祥寺門前之境内に掛ク、凡長三拾間程、右石垣控土手御修復有之、其餘之石垣崩所多、土手無御座候哉。去亥八月九月兩度之高汐高波之、家作流失仕、且吉祥寺門前久右衛門町之、流死人も多、相殘候者共、漸く助命仕候迄之、右之通石垣控土手亂杭等無之、當時之姿之、諸人危踏借受借居仕候者有御座間敷哉。奉存候。左之、海手通り町々差當り衰微仕、地主共町役相勤儀相成兼、一同難儀仕候儀之御座候。右之通海手町々家作仕候儀も無之候得之、木場町入船町差當り吉祥寺門前久右衛門町同様之海手之罷成、高汐高波之節之難儀仕候。地續町々之儀之不及申、本所邊迄も水押上げ、難儀可仕儀之御座候間、何卒御慈悲を以、海手通り石垣崩所土手、先年之通御修復被成下候様相願之、則願書繪圖御渡被成候間、相調左之申上候。

一、深川洲崎海手通り石垣土手之儀之、松平右京亮様下屋敷武州葛飾郡砂村新田迄、凡長千五百間餘、元祿十一寅年中出來仕、右石垣土手内深川町々之儀

之、元萱野沼地之所御代官伊奈半左衛門様御掛之、築立地之相成、同十三辰年之同十五巳年迄之内、追々之町人共買受仕、家作仕、其後正徳三巳年閏五月中、右町々町方御支配之被仰付候地所之御座候間、何分波除石垣土手御修復被成下候様相願之申候。

右之通御座候間、石垣土手崩所再應見分仕候處、松平右京亮殿下屋敷境佃町之吉祥寺門前迄町方御支配之場所後、通海端石垣之儀之、凡長五百七拾間餘之内、拾ヶ所程崩レ所有之、右之内之、石壹つ貳つ並び三つ四つ並び、打崩候體之相見之、且又損し無之有形テ之處之、石垣高サ當時壹丈之或之壹丈壹尺程も有之、右石垣之上、土手跡之、可有之哉、相見之候場所、高サ三尺計之相残りも相見之申。土手敷之儀之、疋と見分兼、得共、右所之帳面吟味仕之處、土手高サ壹丈四尺之、所之寄壹丈八尺迄、敷幅五間之六間迄、書留有之。是之石垣之上に出、高サ之儀之、無之石垣上面之土手之半腹之有之。儀之相見之、全敷下タなれ止り之儀之、當時も片下りに相見之。場所も御座之。夫之差渡し壹丈四尺以上申儀之、可有之奉存之。尤土手上にも人家之庭之仕、松等植付之場所之、根起キ仕易く、自ら崩所も出來仕候

儀と奉存候。以來御普請被成下ハ儀之御座ハハ、松木等植付候義之御停止之被仰付、竹藪之類之土手上り植付候ハ、根からみ申候故、かけ浪之節、保チ宜可有之奉存候。尤伊奈右近將監懸りニ有、右土手並之御修復御座候場所、吉祥寺之後口之方、左之通、

海面南之方
一石垣崩所長六拾三間

平井新田
平均高貳尺、横三間。

是者在來石垣上通打崩ハニ付不足之分新規足し石如元築立ハ積。

同所
一石垣上通り洗流長六拾三間

平均高サ貳尺、馬踏貳間。中敷貳間半。

御入用高永五拾四貫七百五拾九文七步

右御入用高之御座ハ。右者不足之石足し合セ、石垣築立、石垣上通り高サ貳尺馬踏貳間中敷貳間半之置土仕ハ計ニ有、土手築立ハ儀ニ有者無御座、見ハ懸り計之御普請ニ有御座候。前々之形チニ土手築立候ニ有、土之取所遠近ニ隨ヒ、御入用違御座ハ。尤久右衛門町川通り浚土取揚ケ、並久右衛門町建家之儀、以來取拂ニ被仰付ハ儀ニもハハ、右地所川添之方ニ有土取運ハハ、勝手宜可有之奉存ハ。縦ハ久右衛門町住居御取拂ニ不相成ハ共、川添之土並川中之揚ケ土ニ有土手築立ハ方、兩方便利ニ可有御座相見ハ申ハ。右體之仕ハ之

と、平井新田土手石垣御修復之積りも大キ成御入用高相違ニ可有之、前書之割合ニ有、中々出來上り申間敷奉存ハ。

但、右石垣ハ相隔り海中ニ波除亂杭之儀、申立ハ通當時相見ハ不申ハ。右相調ハ處、前書之通ニ御座ハ。元來深川町々之儀者、古來獵師共ハ外者住居も數多無ハ之ハ處、元祿十一寅年土手御普請被成下ハ以後、汐入懸浪之愁無ハ之ハ付、段々地面繁昌仕、既ニ地所買上凡貳萬七千兩餘之代金上納ニ相成、當時深川町々人民住居仕ハ義も偏ニ土手石垣御築立被成下置ハ故之儀ニ御座ハ。町人共相願ハ通、右石垣土手御修復無御座候ニ有、此上高浪等之節、水押上ケ、難儀可仕奉存候。依テ之石垣土手崩レ所掛ケ紙ニ仕、別紙繪圖面奉入御覽、願訴狀繪圖面共返上仕、此段申上ハ以上。

但、深川地所起立、且買上地之譯共別紙奉入御覽ハ。併押水之場所、小名木川を限りニ相付申ハ儀ニ御座候。

子○寛政四年。十二月

樽與左衛門

小田切土佐守様御掛
深川久右衛門町入舟町佐賀町代地上ケ地證文寫

寛政六年十二月

寛政六寅年十二月十一日、深川久右衛門町壹丁目貳丁目入船町之内佐賀町代地惣地主共、名主組合肝煎土佐守様御番所に被召出、於御白洲、左之通被仰渡、御證文被仰付。

其方共所持地面、深川久右衛門町壹丁目二丁目同所續入船町佐賀町代地、去ル亥年八月九月高波之節、家作押流溺死之者有之、其後多分明地之相成候得共、後年之至、又々忘却致し、人家建込、怪我人等可有之、難計、依右地面明地之被仰付。尤久右衛門町地所買請地之相成、節壹坪銀五匁五分五厘之割合を以、銘々坪數之應シ、地代金被下之、入舟町之元買請代金不相知、佐賀町代地之百姓取立場之替地之、元代無之、得共、久右衛門町同様場所柄之付、是又壹坪銀七匁五分宛、喜七並つる後見吉右衛門義、借家之分、壹坪銀七匁五分宛之割合を以、別段引料被下候間、一同難有可存。右之通被仰渡奉畏候、地代金並清助外貳人引料共、左之通御渡被下置、難有奉受取候、仍如件。

寛政六寅年十二月十一日

地主家主五人組連印

深川久右衛門町名主
久右衛門

其方儀支配いたし候久右衛門町、不殘明地之被仰付、重モ立候支配場之相離、残り支配之纒成町屋之、難義之趣之付、爲御手當、金九兩被下候間、難有可存。

深川平野町名主
甚四郎

同所佐賀町名主
藤右衛門

其方共之内、甚四郎支配久右衛門町、續入舟町、藤右衛門支配佐賀町代地、明地之被仰付、支配場所相減候儀之付、爲御手當、金三兩宛被下候間、難有可存。右之通被仰渡、銘々金子御渡被下、難有奉頂戴候、仍如件。

寛政六寅年十二月十一日

名主 久右衛門印
名主 甚四郎印
名主 藤右衛門印

同日南御番所に御訴、本所方江者、入船町間敷入差上候。

乍恐以書付御訴申上

一、深川久右衛門町壹丁目貳丁目名主久右衛門、同所入舟町同甚四郎、同所佐賀町代地同藤右衛門申上候、私共町内寛政三亥年中高波之節、家作流失仕、當

霸都時代ノ港灣

時荒地之罷成、土佐守様御番所御掛り之を去、去丑年十一月中、御調有之、今日私共並町々地主共一同被召出、右町々家作追々建揃ひ、而後後年之至り、又々高波有之候も難計ひ之付、明地之被仰付、久右衛門町一丁目、貳丁目、佐賀町代地、右三ヶ所並久右衛門町續入舟町之内、表間口六拾間餘地面被召上、壹坪之付銀五匁五分五厘之御割合を以、御代金五百五兩貳分拾四匁四分四厘二毛地主共被下置、名主久右衛門儀、爲御手當金九兩被下置、同甚四郎藤右衛門儀之、金三兩宛被下置、右之通被仰渡候之付、此段御訴申上、以上。

寛政六寅年十二月十一日

深川久右衛門町壹丁目、二丁目
 名主 久右衛門 印
 同所入舟町 甚四郎 印
 同所佐賀町 藤右衛門 印
 名主

御番所様

石傍示御文言寫

葛飾郡永代浦築地

此所寛政三年波のれの時、流れ死するもの少なからず。此後高なみの變り、りかた、流死の難なしといふべからず。是によりて、西へ入船町を限り、東へ

吉祥寺前に至るまで、凡長貳百八拾五間餘之所、家居とり拂ひ、あき地になし置もの也。

寛政六甲寅十二月日

洲崎一件

〔附記〕酒類入津取締

寛政三年辛亥十二月日

諸國酒造之儀、當秋數度之暴風雨出水等にて、作物傷之趣にて、米價引上候を、彼是御世話有之、隨ち其下賤之者共迄、飯米行届方のため、三分一造改方等之儀、猶又嚴重に被仰出候に付、浦賀中川兩御番所、並橋場役所において、酒積ひ入津船改之、送り狀員數へ改印押相渡筈に、其旨を心得、何町誰へ何國誰より送り荷、又は何町誰仕入荷物と申譯、分明に認之、送り狀浦賀中川兩御番所、並鶴房次郎橋場役所へ差出改を請入、船可致候。

右之通諸國一統相心得、浦賀中川兩御番所、並房次郎役所へ送り狀差出改を請ひ、様御料之御代官、私領は領主地頭より、不洩様可觸知者也。

右之趣可相觸ひ。

右書付、向々へ越中守堀田攝津守渡之。

—— 舊政府御達留○日本財政
經濟史料收。

下り酒之儀、山城・河内・和泉・攝津・伊勢・尾張・三河・美濃・紀伊・播磨・丹波・拾壹國之外、是迄江戸表に積送ひ儀無之。然ル處去ル末年以來、諸國三分一造被仰出ひ上之、猶以是迄江戸送り不致、國々々可積送筋之と無之筈之。間以來上方筋之義と、右拾壹國之外と、江戸送り致間敷。若積送り者有之ハ、其儘積戻し可申付。

右之通東海道筋・中山道筋・五畿内・中國・四國御料と奉行御代官私領と領主地頭と、不洩様可觸知者也。十月

右之通、可被相觸。

右之通從町御奉行所被仰渡ひ間、町中不洩様入念早々可相觸。以上。

十月十日○寛政四年。

—— 撰要永久錄

〔参考〕 灘酒沿革誌ニ、

文化三年下り酒問屋連署シテ駿河一國ヲ加ヘント請フ。既ニシテ令アリ、曰ク下り酒之儀は前より江戸積致來ハ攝津・和泉・河内・山城・播磨・紀伊・丹波・尾張・三河・美濃・伊勢之十一ヶ國之外は、江戸送り致間敷若積送り

者有之ハ、其儘積戻可申旨、寛政四子年東海道筋・中仙道・五畿内・中國に相觸置候處、近來米穀澤山の時節に付、酒造人共は申不及、休株之者其外是迄渡世不致者にても、勝手次第酒造渡世可致、勿論是迄定高に不拘仕入相稼ハ様去寅年中相觸に付ては、右十一ヶ國之外も、追て及沙汰候迄は、江戸表酒造問屋行事へ懸合之上、銘々送り狀、右行先之一紙送り狀相添浦賀・中川御番所・橋場川船役所改印を請け、勝手次第江戸積可致候。右之通御料私領寺社領共、不殘様可觸知もの也ト。

浦賀船方調練

十二月朔日辛丑○寛政三年(紀元二四五一年)○辛丑、三正綜覽。幕府水軍ヲシテ相州浦賀三

浦郡ニ操船ノ調練ヲ爲サシメ、是日○寛政三年(紀元二四五一年)十二月朔日。目付石川忠

房○六郎右衛門。ニ臨監ヲ命ズ。○寛政呈譜。四年壬子○寛政○紀元二四五二年。閏二月十八日

丁亥○丁亥、三正綜覽。船手方向井政香○將監。浦賀ニ出張ス。○柳營日記。五年癸丑

○寛政○紀元二四五三年。二月廿三日丙戌○丙戌、三正綜覽。二七同様出張有リ。○柳營日記。六

年甲寅○寛政○紀元二四五四年。八月八日壬戌○壬戌、三正綜覽。政香○向井。以下受賞ス。○柳營日記。

營日記。寛政重修諸家譜。

幕府時代ノ港灣

浦賀船方調練事蹟

浦賀船方調練 其事蹟左ノ如シ。

忠房岩次郎。太郎右衛門。六郎右衛門。將監。左近將監。從五位下。石川。

同年三年。寬政十二月朔日御船手水主於相州三浦表海船帆手修行之儀被仰

付候右御用取扱於新番所前溜越中守信。松平定。老中。高久。老中。傳之。京極備前守。若年寄。

侍座。——寬政呈譜

閏二月十八日四年。寬政

金二枚。

御船手將監香。政

右者水主同心海船修行爲見分浦賀表罷越之付被下旨於御右筆部屋縁

頼老中彈正大弼忠。本多。忠。居。忠。意。鳥申渡之若年寄侍座。

二月廿三日五年。寬政

金二枚

御船手將監養子見習

右者水主同心海船修行爲見分浦賀表罷越之付被下旨於御右筆部屋縁

頼老中列座越中守定。信。松平申渡之若年寄侍座。

八月三日五年。寬政

金十五兩。

御船上乗役

染屋武左衛門

右者水主同心海船修行爲見分浦賀表罷越之付被下旨於燒火之間備前

守京極。高久。申渡之。

攝津守堀田。正。敦。

御目付に。

御船手將監

上村猪十郎

小笠原新九郎

橋本喜平太

大橋與惣兵衛

右明八日四時御城罷出有之様可被達罷尤向井將監儀名代差出様可

被達罷。

八月八日

御船手將監

名代向井左門

三浦表海船修行爲見分度々罷越骨折相勤其上海上乘方出精駈引等格別

宜段申付方も行届候故之儀一段之事此段申聞様而御沙汰罷。

水主共出精之段可被譽置罷。

同上村猪十郎

小笠原新九郎

橋本喜平太 大橋與惣兵衛

水主同心共、海上御船乗方出精致し、駈引等宜段、常々申付方無油斷故之儀一段之事之候。此段申聞候様御沙汰之候。水主共をも可被譽置候。

右被仰付旨於新番所前溜備前守○京極申渡之、

——柳營日次記

政香伊織。將監。○向井。

寛政六年八月八日、さきに男正直○向井左門。とともに、屢相模國浦賀をよび三浦に赴き、水主等海上の調練を試むるところ、駈引にいたるまで格別に勝れたること、政香が平常の指揮よろしきが故なりとて、賞讃せらる。

——寛政重修諸家譜

〔附記〕 船方調練訓令

附記
船方調練
訓令

寛政五癸丑年三月

異國船漂流手當之儀、前以被仰出候事之由得共、行届兼ハ場所も有之哉之付、近年度々備向之儀被仰出候事之由、勿論一時之儀之由無之、永久之備之由得之、往々手當怠りなく、いつとでも手筈届ハ様相心得、人數船方調練等、兼て獵杯之節相試武器修理等も不怠心掛、常々無油斷儀勿論之由、船見番

所等取立ハ之由、後來之處勘辨いたし、可被仰付ハ、出張所等は、繪圖を以可被伺候。一旦之被仰出之様之相心得、當時俄之嚴重之由、後々難行届様之ては、甚以如何之由、且又右等之用度之付、用金等之沙汰之及ハ、下々難儀いたし候儀などは、有之間敷事之由、此等之趣、よく可被相心得候。右之通、海邊領分有之萬石以上之面々、可被相觸候。

三月

——柳營日次記○憲法類集同意。

江戸川神田川
利事蹟

四年壬子○寛政○紀元閏二月八日丁丑○丁丑、三久保田○羽後國城主佐竹

義和○右京大夫。ニ命シテ、江戸川神田川ヲ浚利シ、之カ堤防ヲ修築セ

シム○手傳記。文恭院殿御實紀。

江戸川神田川浚利

同○寛政四壬子年閏二月八日 一江戸川神田川並火除地土手築方御手傳。

在國ニ付、奉書を以被仰付之。佐竹右京大夫義和

——手傳記

八日○寛政四年閏 霸都時代ノ港灣

佐竹右京大夫義和に示さるゝは、享保の頃高祖父助役つ

とめしよりこのかた數代助役も命せられず、久々經費差迫りしよしなれど、いまに右のさまなるは不束の到りなり、また近頃領地凶災あるは止を得ざる事、あかし外々の並もあるにより、いつと限りなく沙汰有まじきやうもなければ、こたび江戸川神田川浚利堤防修築の助役命せられしは義和に任し、轉挨なれど、なを宥恕し給ひし御旨を、宿老して傳へしなり。

—文恭院殿御實紀

義和直丸次郎右京大夫侍
從從四位下。○佐竹。

四年○寛政。九月十五日、さきに仰をうけて江戸川神田川を浚治せしにより、時服三十領を賜はり、家臣等にも物をたまふ。

—寛政重修諸家譜

九月十二日戊申

○寛政四年紀元二四五
二年○戊申三正綜覽

廻船取締方ヲ定ム

○法曹後鑑

廻船取締方
規定

廻船取締方規定 法曹後鑑ニ

子○寛政四年八月廿七日越中守殿○松平定信に御直主膳正○柳生久通上る。同九月十二日御同人御直御書取添、主膳正へ御渡、同十五日承附いたし、御同人に御直主膳正上る。

廻船方三人申立ひ品川沖瀬取其外取締之儀之付申上ひ書付

書面廻船方取締ヶ條之内、瀬取船之儀を相除き、其餘伺之通可任旨、被_レ仰渡、奉_レ承知候。

子九月十二日

柳生主膳正

久世丹後守

俺橋長門守

大林與兵衛

大久保内膳

廻船方菅屋久兵衛、佃屋勘左衛門、筑前屋新五兵衛、御廻米品川瀬取船並積船取締方之儀之申立ひ趣ヶ條限り取締、左之申上ひ。

一、御廻米品川沖瀬取之儀、廻船問屋壹番組より十一番組迄、沖瀬取世話いたし候茶船宿も、六組に相分れ有之、夫々仲間申合之掟を以前々より壹組之内之御廻米之何艘入津いたしひても、壹組限り之茶船にて瀬取いたし、他組に明船有之ひも不差出、手狭にて差支之段申立、以來は御廻米積受ひ節は、廻船問屋並茶船宿共、御勘定所直取扱にいたし、廻船方三人之者共より、差圖を受、瀬取いたしひ様仕度申立ひ。

此儀、一通りは尤にて、御用辨にもひ得共、町方之者共御勘定所直取扱と申儀も、其支配を差越ひ筋にて、却ち如何可有之哉。然共是迄之姿にては、瀬取船差支之節、廻船方より御勘定所申立、其時宜に寄町奉行に申達、其向々わ申渡ひあ、差跨、日限相後れ、船方難澁之次第も無餘儀筋之付、以來之兼

亦兩町奉行に申達置右體之節と御勘定所に直に廻船問屋呼出夫々手配等之儀申付方にも可有御座候哉。

一、御廻米船積湊の差向の上萬一故障之筋にて空船不用に相成候はば瀬戸内之分の運賃金四分通北國廻之分と三分二被下置候様申立候。

此儀先づは無之筋に御座候。然共萬一右様之儀も出來候はば右申立候通り御入用相立候方と奉存候。

一、空船入津之上送狀より石數相減候はば右減石之運賃高之内五分通り被下置候様相願尤積石拾石以下之減は不申立由。

此儀國々御廻米大坂表において船割之儀銘々御代官預所役人より支配所限り御廻米高取調申遣候に付先づは無之儀に御座候共品に寄水旱損等にて差掛り右御廻米之内村々夫食杯に相成候歟又燒失等にて相減候類是迄稀には有之其度々評議之上其時宜に寄右減石運賃之分三分二或は五分通又は九分一相渡候儀も御座候間兼取極置度由にて本文之通申立無謂筋にも無御座候其上先づは無之筋に御座候間右申立候通取極候様可仕哉。

一、御廻米掛菰御米壹俵に付壹枚つゝ郡中より船方へ相渡候得共至る處末にて其上江戸着之上不足いたし候得と百枚に付銀四匁つゝ船方償に相成候間以來は壹俵巻掛に相成候手厚菰百俵に付貳拾枚づゝ受取度由申立候。此儀御代官御預所役人の申渡郡中爲相糺其時宜に寄取極候様可仕と奉存候。

一、志州安乘浦役人儀入津之所より壹里餘相隔り居候故出帆之節日帳申受候儀相後れ出帆差支難澁之由に付日帳は所役人より申請度旨申立候。

此儀無餘儀筋に相聞候間入津之節定法之通浦役人改を請出帆之日帳は船掛り之場所之所役人より申請出帆いたし候様申付候迎も取締に拘り候筋にも不相聞候間以來は右之通相心得候様可申付候哉。

一、品川沖瀬取之儀前々より御廻米御廻船壹艘分一汐取に候得共以來は其時宜に寄二汐取にも致し度由申立候。

此儀以來は二汐取にいたし尤一船積石揚限り候迄は御藏庭に揚置候分も船方より番人差出候迄は右之通に相改候て差支之筋も不相聞候間其段廻船問屋茶船宿之者共は申付御代官御預所役人にも申渡爲取計候様

可仕ひ哉。

一、御廻米積船難破船之儀、何れの浦方にて、其廻米支配御代官手代御預所役人不相越内之濡米等取揃難相成、御拂等に可相成分と、猶更相痛御拂直段にも拘り、□は其場所は勿論、船方長滞留いたし難儀之段申立ひ。

此儀難破船之天災之事にて、其御廻米支配所遠路之儀得と、注進之上手代並役人差立事付、日數相掛り、萬事手後れに相成不一方難澁之次第無據儀之御座間廻船方申立通以來、難破船有之儀最寄御代官陣屋に及注進ひ、其陣屋より手代差出、定例之通吟味いたし、其次第に應じ、夫々爲取計ひ方にも可有御座ひ哉。

但、支配御廻米積船難破船吟味として手代等差遣の節、御役所諸入用之内に籠り筋を以、手代御扶持方計御入用に相立來へ、其他支配之御廻米難船に付、在出爲致上と、別段之事故、臨時御用在出之通、御入用相立差遣筋之儀得共、左にては御入用出方に拘り、事に付右諸入用若難破船御廻米支配御代官並御預所より爲差出、方にも可有御座ひ哉と奉存ひ。

一、諸國海邊出鼻篝火之儀等閑之所も有之儀申立ひ。

此儀志州菅島、相州城島之儀を申立、間、相糺所、右貳ヶ所共御入用に相立、城ヶ島は大貫次右衛門御代官所、菅島は稻垣攝津守領分に付、以來取締之儀、夫々申渡の儀可仕ひ哉。

一、御廻米之儀、國々俵入に應じ、合米有之、右合米と、運賃不受取、得共、合米多し、船方難澁之由を以、以來は壹俵五斗入は合米貳升五合、四斗入は合米貳升、三斗七升入は合米壹升八合五勺迄は、無運賃にて積送り、其餘之合米と、船頭得心不仕、由申立ひ。

此儀遠國廻り之分は、郡中にては江戸着船之上、可相成、丈、俵入、缺石無之、儀、俵拵いたし、儀にて、前々より定法と申筋には無之、得共、郡中俵拵之儀、其所に寄、多少有之、五畿内、中國、西國、共、瀬戸内之分と、五斗入は貳升五合、位之合米、北國筋、四斗入は貳升五合より、三升五合迄、三斗七升入は、貳升、勘辨仕、處、合米之升目取極無之と申、船方へ對し、ては如何之儀にも、相當り、得共、又郡中にては、不相當に、合米を入、俵拵可致、道理も無之、合米

之升目相極候時は、湊において閘を入當り俵を計り立、右相定ひ合米之升目より、俵入相増候分は、其分惣俵へ掛け出し、石詰を以別段郡中より運賃銀差出候様罷成候間、左候ては品に寄差當り別段に運賃を差出候儀を相厭ひ、俵拵之合米を相減じ候様相成候ては、御損益には不拘候得共、江戸着之上自と俵入減石相立、郡中難儀之基に相當り候筋に有之、其上年來事濟來候儀にて、殊に大石數運賃金に引競候ては、聊之儀に相當り候間、右船方申立候趣は、不及沙汰方にも可有御座候哉。

右者船方三人之者申立候趣、書面之通評議仕、此段奉伺候。以上。

是年七月廻船方三人ノ申立、及九月廿五日ニ於テ申渡請書等、左記ノ如シ。

廻船取締之儀ニ付願書並御下知被仰渡書寫

乍恐書付を以奉申上候

一、諸國何れ之御廻米之亦も、冬春御改相濟、空船御差向相成り候後、右積石之分、萬一故障出來仕候、廻船御不用ニ相成、空船乘登り被仰付候、其節之働取失ひ、難儀仕候儀ニ御座候間、右明キ船ニ相成候分、御運賃高之内四分通被下置候様奉願上候。

一、右同様積湊入津仕、御送狀表之通御米可積受處、俄ニ御石狂ひ有之、積高減石仕候、右減石之分、御運賃高之内五分通被下置候様奉願上候。

一、御廻米掛菰として、御米壹俵ニ付壹枚宛相渡候國々も御座候。右者三所あり、み之貳三尺ならて無之菰ニ船中浪圍等ニも相成不申、却、船中取扱混雜仕、其上江戸着船之上、不足仕候得、百枚ニ付銀四匁宛船頭償ニ相成、迷惑仕候間、以來之御米壹俵卷懸けニ相成候、手厚宜菰御米百俵ニ付貳拾枚宛之積、郡中ノ相渡候様仕度奉存候。左候、船中浪圍等ニ相用ひ、小々之懸浪凌方ニも相成、自濡澤、手も無數可相成候。兼、船頭相願罷在候、此段御分様、郡中に被仰渡被下置候様仕度奉願上候。

一、志州安乘浦、先年ノ三橋安兵衛と申浦役人有之、右湊に御廻米積船入津仕候得、入津出帆共、右之方相届、日帳に印形取之、出帆仕候儀ニ御座候。此儀甚、船手之者共、差支有之、時寄候、若、右日帳に印形取之儀ニ付、出帆延引罷成、宜日和取失ひ、甚迷惑仕候儀ニ御座候。依之別紙之通廻船之もの共、書付差出申候間、奉入御覽候。此儀何分差支迷惑之儀ニ付、船手申立候通仕法奉願上候。依之庄屋年寄之亦も日帳付候様被仰付候、無差支手廣ニ、船手之

者難有可奉存候。尤浦役人無之湊之。も庄屋年寄方之。是迄日帳附申候間。右之振合を以、前書之通被仰付被下置候様奉願上候。

一、江戸表品川湊沖瀬取之儀之。御廻米著船仕、其旨御代官所御預所之申上、御差圖之上、瀬取水揚仕。然ル處是迄御廻米瀬取之儀之。一汐取と申候。御廻米船積石高何程之。も一汐之瀬取仕候。尤一汐取と申候之。品川沖之瀬取茶船何拾艘之。も其積石丈之差遣、一日之不殘元船瀬取之積取り、相揃候上。永代橋際迄乗附、一夜相泊り、翌日天氣次第之。兩御藏之内、水揚仕候仕末之。御座候。此儀乍恐不安心之。御儀奉存候。譬之瀬取茶船貳拾五艘差遣候内之。拾艘之瀬取仕、殘拾五艘瀬取いたし掛ケ候内、俄之時化等有之候節、難儀仕其上先之瀬取候拾艘之分、永代橋際之待合、殘拾五艘不殘瀬取候迄船懸り罷在候。若跡船瀬取抄取不申、日間取候内、雨天之有之候得之。不存寄御米濡澤手出來仕、郡中船手共之難儀仕候。依之御廻米沖瀬取之儀之。二汐取之。も都合宜敷様致瀬取候様被仰付候。も船拾艘之。も拾五艘之。も瀬取仕、右之分御藏之乗附、直之水揚被仰付、尤右水揚候御米御藏庭之。も水主之。もの番爲仕殘瀬取之分、其夜又之翌日天氣其汐時に准シ、沖瀬取船遣し、又候如前書之水

揚仕候様被仰付候。も船手之勿論瀬取方之者共迄も、一統難有可奉存候。尤二汐取と限り候。も、又不勝手之節も、可有御座候間、何卒一汐取之。も二汐取之。も都合宜様瀬取可仕旨、被仰付被下置候。も、廻船拘り候者共、一統難有奉存候。一體品川沖之儀之、遠淺之。も洲有之、時化等之節、右洲之元船當り得之。揖を摺り船痛之儀間々有之、又之荷船之。も洲之。もたれ船碎候様なる儀も有之。至。も六ヶ敷湊之御座候。依之諸侯方並商人荷物入津仕候節、時化等有之。時候、又之天氣之寄、入津之日、或之其夜之。も汐時に准じ、爲足輕メ瀬取茶船四五艘も手廻し次第致瀬取、足軽メ置申候。此儀肝要之手宛之御座候。御廻米積船之儀も、右之通取計候様奉願上候。尤右足輕メ之。も瀬取候御米之分之直之御藏庭之揚置、水主番人付置候様被仰付被下置候様奉願上候。一、國々御廻米積船難破船之。もよび候節、是迄之御取計之。何國之浦之。も難破船有之候。も、御米其儘差置、其場所御料之御代官、私領之御領主之相届、右場所之御役人御出張有之、御米干立、或之磯濱之積置、右御廻米御積出し有之候。御代官所御預所之御注進有之。も上、右御役人中其場所之著迄浦役人之不及、申、近郷之。もの迄も晝夜共御米番仕候。勿論難破船場所、何國之何之國迄之何

方は相届何之國々何之國迄之江戸表に相届候御定御座候間其場之寄御届申上候所は貳百里も有之候所も有之候之付右御注進申上候上御出役有之候間彼是日數四五十日も相懸り右數日之内に御米日々之腐御不益相増且之村方之亦も晝夜番仕私領之御領主に御役人大勢御出役有之其村々難儀仕候旨承り申候扱又右米干立被仰付候亦も其所之寄干場無之有之候亦も大造成儀故中々以行届不申能干立候之は御米百俵之付藎三百枚程之も干立不申候亦之汐水故干上り不申又右様能干立不申候亦之干立不申はより劣り儀之御座候尤如何程干立候亦も四五月の八九月頃迄御米六七歩通も腐申候扱又水之漬置候亦も日々之涌立日數相立候得之是以皆腐同前之御座候右申上候通御米御積出し有之候御代官所御預所御役人衆四五十日も相立其場は著之上右御米御拂之入札被仰付望之者無之候得之村買受被仰付損益之御構なく安直段之候に御拂有之候此儀御上御不益之相成候上村方之亦も迷惑仕候由旁以恐入候御儀と奉存候依之以來御廻米之分難破船有之候に其所右之趣其最寄之御代官所御陣屋に漂着場所其村役人訴出右最寄御役人御改之上俵數相極候に早速入札被仰付御拂之被遊候に御米腐り不申内故相應之御直段之も可相成且又買取候ものも

益有之其所之村役人並百姓共之儀も難儀之筋薄く第一御米腐之相成不申乍恐天理にも相叶可申と奉存候依之何卒以來之難破船場所其國々最寄之御代官所御陣屋に早速御手代中御出張御吟味之上濡澤手之分と早速御拂被仰付難破船場所始末御吟味相濟候に船手之者共儀之御定法之通江戸大坂之内直之罷出候様被仰付候に乍恐御不益薄く且之右場所之者並船手共難儀之筋無數相成難有可奉存候之付此段奉願上候。

一是迄諸國海邊出鼻又之湊口に廻船目當之ため所々之篝火被仰付候段誠之難有仕合奉存候併此儀於只今も篝火焚候儀怠り候様相成之無之候得共時之寄り火勢薄く廻船之目當之不相成儀も間々有之趣承り申候此儀折角御仁政ヲ以被仰付候儀廻船之目當之相成不申候亦之乍恐御上思召之所行届不申恐入奉存候間何卒右篝火焚候御定之場所火勢強焚候様被仰付被下候様仕度奉存候。

一廻船之儀之遠國海上波濤ヲ凌諸荷物運送仕候之付船足重御座候亦之逢難風候節風波難凌及難船候儀故其船積石高少々宛荷物輕目之積受之儀專一之仕候儀之御座候依之大坂船割御役所之廻船御見分之節此儀第一

之御吟味有之船大サ肩横深寸尺等御改之上船足御極印ヲ以積石高相極り、空船御送狀御渡被成候御儀之御座候。

一、御城米之儀之譬之五斗入と御定之御送狀之御座候得共、郡中合米貳升五合も差入俵拵も仕、依之積湊之船頭方に請取候升廻御送狀五斗入之御定之御座候も、湊升廻し之五斗貳升餘も御座候、依之右合米割合俵入壹斗之付五合程を船手之押石と相心得申候得之、五斗入之付貳升五合迄を押石之積ヲ以石割仕、船之雇付申候。然ル處湊廻し五斗壹升御座候得之、船足輕キ道理之船之乗まへ能船頭水主共相歡び申候。前書申上候通、御送狀之五斗入と有之候間、五斗入之積を以御運賃頂戴仕り、合米之分之其運賃之運送仕候。

一、前文御送狀五斗入之場所之合米三升餘或之四五升御座候之、御見分之節之積石荷積相違仕、船足入候之付、譬之千石積之御請負仕候廻船に、九百石ならでは難積入、左に得之百石分之御運賃不足相成候之付、押石多分御座候場所之、外並之御運賃之船々相進不申候間、一體之御運賃に相障申候。依之自分合米五斗入之貳升五合迄之押石之無運賃之仕、其餘合米多分有

之候分、餘米之分御運賃被下置候様無御座候之、諸國一體之御運賃高直

之相成候之付、此段奉申上候、依之合米俵割左之申上候。

御送狀

一、米五斗入之場所

但、合米壹俵ニ付貳升五合。

同

一、米四斗入之場所

但、合米壹俵ニ付貳升。

同

一、米三斗七升入之場所

但、合米壹俵ニ付壹升八合五勺。

右割合之通被仰付被下置度奉願上候。尤定之外餘分之入米有之候分、御運賃被下置候積り。

一、前文之段々奉申上候通、五斗入四斗入三斗七升入御送り狀通ヲ以、御運賃頂戴仕候之付、此度右合米御定之上、譬之五斗入湊之五斗壹升之相廻候得之、殘壹升五合之分別米積入、此分無運賃之運送仕候様、郡中申立候も、此儀之船頭請負仕間敷候。湊廻有形之外別俵之積入候儀之、人氣悪しく承知仕兼可申と奉存候。前文申上候通、五斗入之御運賃頂戴仕、其餘之合米之儀之御座候間、五斗之外貳升五合迄之儀之、無運賃之得心と申、元來無運賃之合米故、貳升五合之内外升目不足仕候、右足米別俵之爲積受候儀之、船頭得心不仕候。廻船之儀之少しも船足輕きを專一之仕候間、可成丈船足

輕積請候様仕度奉存候。右申上候御定之外、合米餘分ニ有之候場所ト兼テ其譯其御分々々御廻米御割符被仰遣候節、右餘米有之候譯被仰下候様仕度奉存候。左様無御座候ト、通例之通五斗入ニテ貳升五合之押石ト相積リ、船割仕候間、御割符ニ相應シ、廻船差向候テ、御米船積之節ニ至リ、餘分之合米丈ケ積殘ニ相成、若向後レニ相成候節ト、外船差向候儀も難相成、御用御差支ニ相成、恐入奉存候間、譯テ此段奉願上候。

右前書奉申上候通御座候間、何卒早急御下知被成下候様奉願上候。以上。

子〇寛政四年七月

筑前屋新五兵衛 印

佃屋勘左衛門代

金 十

郎 印

菅屋久兵衛代

助

一 印

御勘定所

下ケ札

本文四分通被下方之儀也、去酉年作州江戸御廻米之内明船貳艘有之、其節之被下方振合を以奉申上候。然共北國筋之儀也、瀬戸内同様の方ニテ船ト別テ難澁仕候ニ付、舊例之通御運賃之三分二被下方奉願上候。

本文御積高之内、拾石迄之減石也、不相構、拾石方以上之減石ニ相成候節也、本文之通被仰付可被下置、尤前々舊例等相調候處、船頭願之上、御運賃高之内、半返或ニ三分二又ニ九分一被下置候儀も有之、區々ニ相成來、勿論御直雇御趣法相成候後、去戌年出羽國越前國江戸御廻米之内ニテ船數九艘銘々積高之内減石有之候得共、右々其節御運賃被下方一圓不被及御沙汰、船方難儀仕候ニ付、此段本文之通奉願上候。

本文ニ奉申上候通、難破船之儀也、其場所最寄之御代官所御役人中御吟味を以事濟イ様仕度奉存候。譯テ警テ出羽國御廻米積受候廻船、北陸道之内何れの沖合ニ而逢難仕可申も難計、若及難船、荷打等有之節、御米御積出有之候遠國迄御注進申上、右御役人御出役之上御吟味ニ相成、彼是日間取日數相立候内、秋更冬分にも至リ、御吟味相濟船中相殘候御米再積立被仰付イテ、秋之末冬之間ト、東海北海共波あらく渡海難相成候ニ付、無是非翌年二三月頃迄廻船逗留仕候外無御座イ。左候得也甚延着に相成、自然と船中に濕氣通り、御米相痛可申上奉存候。次ニ右廻船也、場所逗留中は其所番船差出、船手之者一同ニ日夜御米番仕イ儀故、大勢之者共難儀仕候儀御座候間、日數相懸リ不申様仕度、此段奉願上候。

篝火焚場所

志州菅嶋
相州城ヶ嶋

幕府時代ノ港灣

乍恐書付ヲ以奉願上候

一、江戸表之御廻米積受候廻船に抱り候者共儀之、廻船問屋並沖瀨取茶船ト申者之御座候。尤廻船問屋之、壹番組之十一番組迄有之諸國入込之廻船引受船頭之宿仕、右廻船之諸荷物送り先は相届都多荷物取揃仕何方によらば世話仕候者之御座候。扱又其下々沖瀨取世話仕候茶船宿ト申者有之仲間之儀考、靈岸島北新堀組、同大川端組、同東湊町組、八丁堀組、本湊町組、鐵砲洲船松町組都合六組有之廻船入津之節之、沖瀨取茶船雇出之世話仕、並右廻船之水主共逗留中之宿致候儀之御座候。依之御城米積船之儀之付、私共之廻船問屋並瀨取茶船宿中之御用向之儀懸合仕候。然る處此者共儀、仲間之申合作法有之候間、沖瀨取差急之節も、仲間申合無之儀と不取用、殊之御廻米積船數艘入津之砌、御代官所御預所御分を瀨取御急之節、其旨問屋茶船宿に申談候得考、相心得候旨申候得共、容易之埒明不申候譯之、是迄茶船宿共申合之壹組之内之引請候廻船、御城米積船何拾艘入津仕候も、壹組限り之茶船之瀨取仕候申合之、他組明キ船有之候も、組内之外雇は儀不相成、申合之由申候。依之廻船數艘之御米積船壹組限之茶船之瀨取仕は儀故、抄取不申、船頭を

外組之茶船相雇申度旨申入候も、申合之振候由申立、取用不申、甚差支申候。依之御分々々考水揚御急之付、再應茶船宿に申聞候も、相心得候と申は而已之致等閑、取用不申候之付、御差支之相成候儀も、間々有之迷惑至極仕候。尤此儀御城米之限り、右體申合之諸家様方又は商人荷物之儀之、其組内之限らず、他組之茶船も相雇瀨取仕候申合之御座候。是等之儀之甚ダ手狭之御差支之も相成候儀恐入奉、存候之付、精々申談候も、御差配違之者共儀故、急度取極難相成、迷惑仕候。瀨取之儀之、時節之寄一日之後之、一ト上下之後、相成候之付、右體之申合之、廻船甚難澁仕候。既之池田仙九郎様御代官所出羽國御廻米、筑前屋新五兵衛差配之廻船攝州兵庫直乘船頭七藏乗り、八月廿七日品川入津仕は處、雨天相續、沖瀨取難相成、同所之船懸り罷在候處、同九月四日大時化之、風波荒、元船外艦波之、打落碇綱切レ、揖流失仕、船中は波打込、御米濡澤手出來仕候之付、此段仙九郎様御役所は御届申上、御見分請候處、前書之通船痛揖流失仕候儀故、右船は一時も御米難積置候間、舁下船差出早速積取候様被仰渡候之付、奉畏、右之趣ヲ瀨取茶船宿に申付候處、其節大川筋出水之、水勢ひ強候之付、茶船難差出旨申聞候之付、猶又懸合候之考、

水勢強川上に乗登り候儀難相成候ハ、瀬取候茶船之分、品川を築地邊迄之川内に乗入置、水勢弱り候上、淺草御藏に乘附可申候。何れとも元船痛候上、片時も其儘之難差置候間、何分出精仕瀬取候様、再應申立候得共、舩下船差出不申候之付、新五兵衛方之赤々相働、漸々茶船三艘差出、御米貳百石程積取、御藏庭に水揚仕候之付、元船少々足輕く相成候得共、船具不足之船にて安心難仕、猶其段茶船宿行司共、再三申談候得共、同様之返答而已、舩下船差出不申差支難澁仕候之付、無是非其節、右之趣奉申上、町御奉行所を右行司共、被仰付、被下候様、御通達之儀奉願上候處、御間濟被下置、早速被仰達被下置候之付、行司共町御奉行所、被召出、瀬取船差出候様、被仰渡候之付、早速茶船差出し、御米不殘積取、御藏庭に水揚相濟申候。此儀前書之通、私共を右茶船宿共、舩下船差出、呉様再三懸合候得共、水勢強之付、乗登り難相成、由ヲ以、船差出不申候處、町御奉行所、被仰付候節、之奉畏、早速舩下船差出、御米瀬取仕候。同様之御用向、右體一事兩様取計候儀、不埒之儀と存候得共、差懸り候御用向之儀、之付、先其儘差置候。然る處、右様之赤船々難澁仕候之付、向後之取締仕度奉存候得共、私共を申談候儀を不相用候上、取締致方無之、迷惑至極仕

候。一體廻船之儀者、一時半時之違、之不慮之難、之逢候儀、之御座候間、此上右様之儀有之候、赤船々急難之節、間之合不申、乍恐御用差支、之も相成可申、甚以恐入奉存候。都赤御廻米積船之儀、之何國之浦、之赤も不時之難風等、之赤及難儀候節、之其所を早速役船差出、相助、萬事、船末之儀、無之様、御大切之取計仕、儀御座、之處、於御當所、之私共差配仕、之儀、之御座、之間、右之者共、私共を申付、之儀を不取用、之赤、之急難之節、之無是非差支之儀、之出來可仕、且右不辨シ、より郡中並諸國廻船、迄も迷惑仕、之儀、之乍恐奉存、之右瀬取延引仕、之内、雨天又、之風波之難、之赤廻船迷惑仕、之儀、之間、之此儀、之付、毎々廻船問屋方、之相懸合、瀬取爲差急、之得共、取用、之不申、差支之儀、御座、之。前書申上、之通、町御奉行様、之被仰付、之得、之早速、之瀬取船差出、私共を申付、之赤、之一向、聞入不申、右様甚手重、之赤、之急御用辨方、惡敷、安心仕兼、之付、自分廻船問屋並茶船宿共、之御城米一件取計方、私共、之及差圖、之趣、無違背相勤、之様、被仰付、被下置、之ハ、取計無差支、御用辨宜可、有御座奉存、之。御城米積、之節、之、乍恐御勘定所御直之、御取扱、之被成下、之ハ、右之もの共、之私共、之申談、之儀、無違背相用、之様、可相成奉存、之。左、之得、之御用向辨方、宜難、有仕合奉存、之。右願之通、被仰付、之共、決、之

右之者共差急迷惑仕儀と無之候。右譯合之乍恐御廻米廻船御用一件之儀、私共蒙仰奉相勤ひ之付、差配之廻船乗組之者共儀と、久兵衛・勘左衛門・新五兵衛之手之付罷在其廻船之手寄之ヲ渡世仕儀問屋茶船宿共之儀之御座ハ間私共差圖を請御用相勤ひ筋ト乍恐奉存儀、既之御大名様方御荷物江戸入津之節と、右御屋敷御出入之廻船差配者方ハ引請、差配人勝手次第之取計仕御屋敷も御座候處、御城米積船之儀と、右申上ハ通甚手狭仕來之ヲ、辨方不宜ハ之付、右之趣奉願上ハ、尤右等之儀、私共御威光ヲ以取計仕度奉願上候儀之ヲ無御座、乍恐御用向取計ハ御趣意輕く御座ハ、之問屋茶船宿共之勿論、其手之付候もの共迄も信用薄く、自然ト御城米取捌方右之准し候様相成可申ト乍恐奉存候。依之何分右奉申上候、通被仰付被下置候ハ、右瀨取船仕法之儀、御辨利宜、往々御取締相立申度奉存候之付、右之段奉願上候。以上。

子○寛政 七月
四年。

筑前屋新五兵衛 印

佃屋勘左衛門代

金 十 郎 印

菅屋久兵衛代

助 一 印

御勘定所

御廻米積船取締方等之儀之付存知寄申立ハ趣左之通申渡候

一、御廻米品川沖瀨取之儀、廻船問屋並茶船宿仲間申合之掟有之前々ハ一組内之御廻米船之何艘入津候も一組切之茶船之ヲ致瀨取、他組之明船有之候とも不差出、手挟之ヲ差支之段申立以來ハ御廻米積請ハ節之、廻船問屋並茶船宿共御勘定所直取扱之いたし、其方之差圖ヲ以致瀨取候様取計度旨申立ハ得共、右之容易不成筋之付、不及沙汰ハ、然共御藏水揚迄之、其方共引請中之儀之ヲ、既之於川内、逢風雨、濡米等出來ハ得之、其始末之寄並米等差出ハ事之付、是迄迎も随分船中取締之兼ヲ申付置候、雇中其方共差圖之随ハ可申儀之勿論ハ得共、町方支配之もの故等閑相心得候筋も可有之哉之候間、瀨取船雇中之儀之、其方共差圖之随ハ、風雨之節之別ハ御米大切之圍ハ等閑之相心得申間敷、段茶船宿行事共ハ町奉行所之ハ、申渡有之ハ、其旨相心得、若瀨取船方之者共差圖之不應筋も有之候ハ、早々勘定所ハ可申立候。

一、御廻米船積湊ハ差向候上不用之相成候ハ、瀨戸内之運賃四分通り、北

國廻り之分と三分二可被下置候。

一、空船入津之上、送狀を積石相減候に、右減石之運賃高之内五分通相渡、尤拾石以下之減石と不及沙汰候。

一、御廻米掛菰此米壹俵に付壹枚宛郡中へ船方に相渡り得共、庵抹を、其上江戸着之上償相立候由ヲ以、以來と壹俵之卷掛に相成候手厚キ菰百俵に付貳拾枚宛相渡候積り申立候得共、右と郡中に申渡、御代官御預所役人糺之上、其時之應じ可及沙汰候。

一、志洲安乗浦之儀浦役人居り場所にて壹里餘相隔り、出帆之節日帳申請候儀相後候段申立に付、以來と入津之節、定法之通浦役人改受置、出帆之日帳と船懸いたし候場所之所役人を申請候様可致候。

但、本文之趣安乗浦役人並所役人に申渡り様、稻垣攝津守家來に申渡置候間、可得其意候。

一、品川沖瀬取之儀、前々へ御米と廻船壹艘分一沙取に候得共、以來は其時宜に寄貳沙取ともいたし、壹艘積石揚切候迄と、御藏庭に揚置候分も船方へ番人差出、取締方可入念候。

但、本文之趣茶船宿行司共にと於町奉行に申渡有之候。

一、御廻米積船難破船之節と、何方之浦にあり、其御廻米支配御代官手代御預所役人不相越内と、濡米等取揃不相成仕來候處、以來と其最寄御代官陣屋に致注進候得と、其陣屋へ手代差出、定例之通致吟味候積り、御代官御預所役人に申渡候間、其旨可相心得候。

一、志州菅ヶ島相州城ヶ島篝火之儀、焚方等閑之趣も在之由に付、以來等閑無之様夫々に申達候。

一、御廻米國々俵入合米之儀、員數取極、合米餘慶有之分と、郡中へ運賃請取度旨申立候得共、國々合米之儀と、前々へ之仕來有之、殊に年來事濟來り候儀に、其上大石數之運賃に引競候と、聊之儀に相當り候間、右申立之趣と不及沙汰候。

右之通申渡候間、猶手先之者共にも能々申渡、萬端取締可申付候。
右之通被仰渡候趣、奉畏候。

子○寛政 四年。 九月廿五日

菅屋久兵衛印

二二〇
佃屋金十郎 印
筑前屋元次郎 印

右ヶ條之通、廻船方差配人苦屋久兵衛、佃屋勘左衛門、筑前屋新五兵衛に申渡候間、被得其意、掛菰之儀、郡中相糺可被申立候。且難破船爲吟味手代等差出候儀、諸入用之内籠候筋之付前々御扶持方計御入用之相立來候。然る處他支配之御廻米難破船之付手代差出候上、御扶持方之是迄之通御入用之相立候得共、其餘分諸雜用、其廻米支配を申合相渡候様可被致候。

子九月廿五日

右之通被仰渡奉畏候。御代官に可申聞候。以上。

右之通今般被仰渡候之付、此段御届奉申上候。以上。

子〇寛政 十一月

廻船御役所

筑前屋新五兵衛代 八 印
權
佃屋勘左衛門代 一 印
又
苦屋久兵衛代 一 印
喜

浦賀手形振合

何之誰殿御代官所
一、御米何程

大坂河内屋平吉船
沖船頭 何 某

右御廻米廻船御用達苦屋久兵衛差配定乗組何人、此度御城米積請候之付、何人増人申付候。勿論江戸着船御用相濟候上、右増人之分、船頭勝手之寄人数相減罷登候儀も可有之候。此段を其節江戸船宿共方書付を以御届可申候。但乗組之内病死溺死等之人数減候尤、浦役人方證文差出可申候間、右之趣ヲ以御改之上、其御番所入津出帆共早速通船被仰付可被下候。以上。

年 號 月 日

大坂船割御役所何之誰手代
何 誰 印

何之誰手代
何 誰 印

御廻米積廻船雜書

相州浦賀御番所御當番中

防禦要地下
見分

五年癸丑〇寛政〇紀元 正月七日辛丑〇辛丑、三 勘定奉行久世廣民〇丹 後守。目

付中川忠英〇勘、森山孝盛〇源。勘定吟味役佐久間茂之〇八。甚 江戸海

防禦要地ヲ巡視ス。老中白河代〇岩。城主松平定信〇越。將ニ巡察ノ

防禦要地下見分事蹟

途ニ上ラムトスルヲ以テ、之カ下見分ヲ爲ス也。○柳營日次記。波の千里。蟹の燒蕩。

防禦要地下見分 老中松平定信江戸海内外ノ海防要地ヲ巡視スルニ由リ、勘定奉行久世廣民以下之カ下見分ヲ爲ス。正月七日江戸ヲ立チ、三月三日ヲ以テ歸還ス。顛末柳營日次記。波の千里等ニ見ユ。

寛政四壬子年十二月四日松平越中守殿御渡候目付堀田主馬達。

此度安房上總下總相模伊豆五箇國浦付之村々御用之儀有之、此節より追々見分被仰付候。尤於場所地名村名山野之様子等、村役人ニ相尋ル儀も可有之候間、相辨候儀之、無差支答申聞候様、右國々海邊最寄之分、御料ノ御代官、私領ノ領主地頭より早々可申渡旨、可被相觸候。 十二月

寛政五癸丑年五月初日

御徒衆

○奉 柳生主膳正○久 久世丹後守○廣
○奉 御目付 中川勘三郎○忠 森山源五郎○孝
○奉 御勘定吟味役 佐久間甚八○茂

此度安房上總下總海邊其外内郷村々山々并道筋等相改候様、松平越中守殿被仰渡候之付、御普請役御小人目付差遣爲相改候間、於場所差支無之様可致旨、右三ヶ國之内、右様御知行所並御組之内、右場所知行所有之面々、御申付可有之候。右之段拙者共より及御達候様、松平越中守殿被仰渡候間、此段及御達候。 五月

柳營日次記○御徒方

萬年記同。

抑日の本の御備、慶長よりこのかた、四の海波しつかに、八島の外まで御光かりの至らぬくまもなく、太平二百年に及へり。去かるに陸の御かため、残る所もなくあれとも、海邊に至りてハ所いたらぬ所もこそあれと、白石先生の申置れけるとそ、いかさまにも中比より下田走水の奉行をも止られ、浦賀一所のみぞ船改の掟も残り侍りける。さる事なと思召あたられけん、此度改めて怪船の御手當異國船漂着の設けあるへしとて、越中守定信朝臣仰をつたへて専ら是を判談あり、彼御固めあるへき所々をみて參るへきよし、丹後守源廣民久世中川源忠英勘三郎森山平孝盛源五郎佐久間源某甚八等に申含られて、御勘定方御目付ともに支配方。御勘定與頭勝屋彦兵衛。御目付方 湊五郎兵衛。其外御普請役御小人目付そこはく相伴ひて、寛政五年む月七日に

霸都時代ノ港灣

江戸を出立侍りぬ。

旅ころも春もたちそふ足本に波の千里の霞をりる

志す國々の武藏・相模・伊豆・するか・安房・上總・下總・常陸・都合八ヶ國の浦々を廻るへきあらまし也。品川の鮫津といふ所にてきな／＼待つれて、おもひ／＼に跡や先に成つゝゆく。川崎にて晝休して、餉なと志さ／＼めてゆく程に、戸塚の驛とに酉の刻計につき侍りぬ。此道の東海道にて、むかしよりあま／＼往かよひて目馴たれぬこまかにも志るさず。けふも少しくもりたるのこにて、雨もふらず、去年の師走計に行へき浦々の用意にみて、泊なと定めてこよとて遣し侍りける半五郎御小人目付宮崎といふ者、神奈川のひくにて行逢ぬ。彼れこより又打かへしてともなひゆく、志とすとて年のいとなみもしらす、む月のいはひとて宿の妻女子にたにあはず、旅衣をるけき野山をやつれし儘にて、又もともなひゆくそのならひと、となからいと心くるしくおもひやらる。清九郎御小人目付勝といへる、安房・上總の方へ泊り定めによりける。其れむ月の朔日になむ江戸へかへりて、七日に同じくともなひ出ぬれぬ、志はらくつかれをもやすめたり。それさへつかふる道なれぬこそとおもひやられ侍るこ

ゆるきの磯を通り侍るに、むらし大御番にて京大坂に行かひ侍る頃、今かゝる旅衣光りをそふへしとおもかけは侍る。夫のみならず、わかよとひさへいその波五十多く越てさちかへり、世にふる袖のかゝるへしとおもひもかけず侍りけるよつけて、むかし今の事ともおもひ續けて、懐舊やる方おし、年波の身にこゆるきのいそしあまりむかしを思ふ旅の衣手略中

二月四日けふも晴たり。雪の下を卯の刻計に立出て、鎌倉の海なかめつゝ、材木坐子壺のあたり、櫻山堀内堀の内のつゝき濱のうち、幅十間計長さ百間計芝原にて海へ出たる所有、きれいに興ある所也。一色、下山口・秋谷・芦名・佐崎・長坂・大田和・林・長井和田・下宮田・三戸、すへて鎌倉の山ひきくて廣きゆへに、畑多く美地也。山の上ゆへに田の少なし。小網代湊ありて、沖より入口六七百間計曲りて能湊也。山ちかく入て、甚淺し。湊入口に千石計の船もかゝるといへり。其外三崎までの内湊おとあれ共、淺くて岩多く、船かゝりおし。由井か濱よりすへて浦輪のめぐりあさし、岩疊三四丈つゝ海へ出さり。諸いそ上町谷城なんといふおくを過て、三崎町となり、二ヶ谷村山の麓、法花宗圓海山大乗寺といふ寺にやとる。是れむかし御船手頭小濱何かしとかや居侍る屋

敷の地也といへり。

いをやすく夢やむすそんたひ枕妙なる法の花の御寺に

五日曇りたり。けふの三崎城かしま見めくるへしとて、彼寺に逗留して、朝とく出立まゝに、みな打連て城か嶋にいたる。三崎の町より海上五町計船にてわたる。ふかし。十二三丈もありといへり。元の鎌倉の海より入。左の外海より波の入て、双方落合の湊あり。船の多くかゝせり。城か嶋の磯邊に村あり。家數相應にありて、二百石の村ありといふ。此嶋の末を安房か崎といふ所まで十八町ありて、往來一里といへり。西南の間は豆州相州大嶋なんとも見ゆる。豆州の天木山も見ゆる。其後に南にあさりて富士もみえさり。嶋の西南の方海に出て十町計幅一町餘入組さる岩壘あり。但、渡口船より上りて二丁計り行て、右へ上りて山の上に篝堂あり。堂の大サ二間四面程。石にて敷詰土藏作り也。柱の銅にて包さり。三崎の方へ火うけに銅の一枚板を立かけて火をたく竈有て、その中にてさく也。東の方へ山つさひに十五六丁も入に、半の芝原にて植付もならず、漸麥畑かとあれとも、汐風にてよろしからず。所々吹ちりさる處とえさり。松なとも一二本あれとも、ミナ枝も葉も三崎の方へふして、色

黄とみさり。山のふもと居村の後に雜木松あんともあれとも、梢のミナ三崎の方になひきふしさり。嶋の外れ山の下に、岩壘一丁計有て、安房か崎といふ。房州の洲崎近くみゆる。此の上にていにしへ怪船なと見ゆる時のろしを上さりといへり。のろし處芝原にてあり。嶋のうち不殘見廻りて、又船にて三崎に戻り、磯際にいにしへの御番所路ありとて石垣あんとも残り侍る所改めて、町へ二三町計も入て、入口のかたに御役所跡あり。今も柵門ありて、門前の高札場あり。門内に六七間の御改所ありて、浦賀與力勤番するよし。御船倉二棟ありて、御船もあり。奥の御藏に、長津呂丸とて、台徳院君の被爲召よし。大船なり。都て四艘あり。ミナやふをそこねて、御修理のつもりを申上さるよし。浦賀與力申侍り。御船倉の後の方に、岩をほり入て、中に碑あり。向井家より立る所にて、代々船手頭のあらましを彫さり。此おくに岩穴あり。御鹽焔くらなりと云。此處を出て、後の山に北條の城跡なりと云傳へたる山あり。北條家の侍誰か籠りさるといふ事定かあらず。本丸二丸外廓堀の跡あんとも慥に見えさり。井も侍り。めぐり四五町、わたり二三町も侍るへし。にら山の城あり、大きし。城山より二三町計行めぐりて、海南明神といふ社有。大社也。勸請定かなら

す。いにしへ誰ともなく左遷せらるる堂上の人の衣冠のまゝ、船にのりたる死骸此浦へよりたるを祭るといへり。神主宮川攝津守とて、さしかなる社なり。定かにあるしる縁記もなし。古代の事のあやしむべき事多し。げふの歌もよます。

六日、曇り。けさの彼大乘寺を立出て、山へ入、向ふさき宮川ひしやもんちんといふ村を過て、磯べに出、松輪村の出先に出て、沖合海手の様子を見て濱川つさひ金田村・富名村・上窪田・津久井・長澤・野比・久里濱・内川・八幡ちんといふ村々を過て、浦賀にいたる。道の邊かの山賤の垣ねにくれなるの八重の梅のうるのしく咲り、おもひの外の花も有けるとおもひて、

のこりなる日敷を枝にかさねつゝ春しる梅の八重に咲らん
西浦賀東浦賀とて、湊をへたてゝ家居あり。諸國廻船の入津なまの繁昌の町也。富商多し。御役屋敷四百坪計、玄關に引つゝきて二十疊敷計の書院あり。庭の白洲を付たり。其次居間八疊計、又おくの居間十二疊敷計、疊廊下なんと付臺所詰所のとにて、少き役所也。構等の江戸の屋鋪のことく、相應に見ゆる。向ふに與力同心の組屋鋪あり、彼役所より湊の方へ二丁計ゆきて、御番所あ

り。入江の岸にて御番所の廣し。與力同心勤番して怠りなし。前に石をさゝみて下り口有て、船を寄改を乞所也。右の方に御船倉二棟に、御船三艘おさまりたり。飛燕丸千里丸ちんといふ御船の覺へたれとも、ことくもあつるさま。いづれも破損あるゆへに、御用には立ず。是より又右の方に入て御米藏あり。預り人の家居なんともあり。同しく岸つたひ右の方へ五六町も出る高き出先ありて、燈明堂さてり。四疊半ばかり也。この出先より水につゝきて岩疊一丁計沖へさし出て、むらふに房總の山手にとる計に見ゆる。海上三里ありといへとも、高さをうけて見るゆへに、甚ちあつとゆる。海上水門をもたてつへし。究竟の御要害也。湊の入口の四五町計、入江の中程にて二丁計、とまりの在家にて、東南兩岸の町屋也。日本國中諸國の廻船を此前にあゝらさるるなし。いつこの誰か舟の誰の取扱と定て、船問屋とも役業となれり。むかし下田の舟改止けるより、公に申乞て下田の問屋十七軒浦賀により來りてまきひひをあすよし。今は下田にも役所ありて、浦賀の問屋よりかゝるく人々を置侍るよし也。のこりなく湊をめくりて、東浦賀へ舟にてわさり、宿を定め侍りぬ。

去のしとて風待程や夕波のよする湊にかゝる友舟

七日、曉より大雨ふりて、午のあかき西風いて、晴ふり。けさも去のしめに立出て、東浦賀よりかもある村の出先にいさりて、浦々のやうを見定め、濱路をめぐりゆく。走水の御役所御番所あとと改めて、大津より船にのりて、土郷深田の湊を遠望して、横須賀に上り、かれいゝあど去のしめて、大舟にのりて、逸見長浦、浦郷、野島なんと見つゝ行。此間に猿ヶ島なんとあり。田浦の地方より海三十八町ありといへり。かゝ川本牧なんども遠くをゆるすへて、浦々入り江のありさま、伊豆のめぐり入ことし。去かれともあさくて舟もうつらず、景色も伊豆程のいさし。けふの武州金澤に枕定むへきなりけれの、まゝ日たかきにまかせて、此浦元來近國にからひあき絶景の地なれり。うこら見めぐり、六浦の稱名寺青葉のかへてあんととめぐりて、町谷といふ村の古寺に宿をかりぬ。法爾山天然寺といふ浄土宗あり。

かりの世と人をおしふる山寺も旅のつかれの夢あさましう

金澤の景色の事ふりて、むかしもととれと書もととめを。

八日、雨寒し。けさ例のことく町谷を立て、神奈川にゆくへきをせとも、此頃傳

奏議奏關東御用の事にて下向の旅館になりさるよし聞えけをの、ほとか谷に宿を定む。こゝらめあれて、御用の場もあけをの、書もととめを。

九日、雨。ほとか谷を立て、神奈川にいさり、上總の國へわたるへき評議あとし侍るに、江戸よりも人をこし侍りて、たひの具あとりんしたる品あとりかへ、ことなきやうをも聞侍りぬ。

山を越浦をめぐりてよる浪の音にもいくよ馴てきぬらん

十日、晴たり。よへの雨にてのけふのあからを渡海難儀あるべき間陸近廻りて上總へゆくべしあんど申合せけるに、おもひの外北風にて日和にありけり。さらし船を出すへしやととふに、すこし風のあらけれと、内海の事あれくるしからずと船頭の云にまゐせて、調度ともつみ入させ、上總國きさらけをさして乗出す。人々の舟跡や先にありつゝ、仍帆を右の方にひらきよあけてゆく程に、船の少しあふきていとあやうけ也。風の強ふ吹來る時の帆にふくみて船のくつかへるへきあど覺ゆ。未熟あるもの舟このまさる者あんど、ふとん打るふり、目をふさぎ、うつふしにありて行もあり、中にあきりにさへを嘔吐すもあり。神奈川より本牧さる島、夏島あんどの方へわさと通

りて、一度の神奈川の方へ去らし乗戻して、又打のへしゆく。是をまきるといふよし。風にさかす行爲也。富津、ちあくなりて、むるふの浦々より引舟何艘ともあく出る。小笠原兵庫領分の舟一番に乗付て、御乗船を見請申さるゆへに之せ参りふりと呼りあから、頭立たる者こあたの舟につく。浦々より舟出て綱を出し、先につらありて船をひく。七艘迄付たり。まゝ多く出しかとも、をくれさる舟もあれば、それにつきて引へきよし教てやりぬ。船頭あめてたし、引舟の出てさふらふとて、帆を下して心をあんしふる體也。日くれてやうく木さらつに着侍りぬ。むるし日本武の尊東征の時、上總へわさり玉ひしに、波風あらありけきは、さち花姫の尊にありて沈玉ひし所ゆへに着去津と云たりしを、今改めて來更津と申傳る也。湊ちあく成て、遠淺にて、一里計の程沖より小舟に乗うつりて、四五町程の又人に負れて陸に上り侍る程也。

吹風を片帆にうけて行舟は世渡る人の心をそしる。伊豆さかみをめぐりて御用も半とすみ侍るうへ、さあしき山ちに日數もへぬを、召れさる者共に路用のましあんといさゝああへ侍り。

十一日晴。きさらつひよき村なり縦横に町町餘もあるへし。家數千軒計。下田よりの劣をり。藏あんとひよき藏もてる者多し。けさ卯辰刻計に立出て、貝淵・櫻井・小濱・畑澤・坂田・大和田・人見・大堀・青木・西川・新井あんどいふ村々を過て、ひのさありに富津に着ぬ。松榮山長秀寺といふ法花宗の寺に宿を定て、あれいゝ去さゝめやすきて、又立て、さかく打つれ富津の浦先を見にゆく。風いとつよくて寒し。富津の出先肝要の一要害也。彼旅宿のあさり出洲の根方にてわさり二十町餘も侍るへし。村少くに入、根元にて一里も侍るへしといふ。十町計も海の方へゆけば、わさり十四五丁十町計、次第に先をそし。左の波際こあさの濱より、右の波際あさの濱みゆる。洲の先にいさりて、五六町三四町、終りにいさりて、五六間三間計にて終る。切渡三十間計有て、先に又三四十間計洲あり。旅宿のあさりより洲先の終まで一里計ありといへり。彼放を洲より走水迄、わたり三里ありといふ。洲先の切渡より水底に洲の出る處、一里廿町洲ありといへり。折々浪のわさにて、水底の洲の右により左に轉して極りあく、こゝをよく乗入ても羽田の洲に當り、羽田をよく乗出して、も、こゝの洲に乗あけて、究て難所也といへり。無双の御要害也けり。浦賀へも

海上三里ありといへとも浦賀の山はまゆすみのことくみゆる。走水のことく明らあるよし。富津走水の間ふあさ五十尋計江戸の方十五尋より二十四五尋も下るといへり。こゝの小笠原兵庫御書院番。知行にてむらしは御舟手をつとめざるよし。其頃こゝに居けると見へていさゝあの陣屋あり。かこひの廣くてむかしよりの家來其儘獵事あんとして百性のことくありて此かこひの内に軒をあらへて住侍り。寺あんとも侍り。午頭天皇の社あり。これら皆陣屋の圍の地面のうちありといへり。天正慶長の檢地帳あり。ふるき領分也。惣てきさらけより富津までのおいふ村々もよく居村の山ちあるにありて濱手は田畑あり。人見村に小原川といふ川あるに濱をどあせざる道は皆松林にてよくあせせり。御領私領入交せり。今宵の宿長秀寺あれる寺にていと物すこし。

岩の上の旅をあらねと古寺に昔の衣や今宵あすらし

十二日風雨甚しく晦朦如闇夜。けさ卯の刻計に長秀寺を立て川名村篠部村大和田村岩瀬村小久保村あんと過ゆく。いつくも能村にて松林多し。大坪村といふより濱手へ出てゆくにあけはあせたる海邊あせむ。このむへき木陰もあし。

みのあさの雫にも猶とるらしたひの行手の雨風の空

雨風はけしくてあさのきあさし。さくらの咲るをはしめて見たり

古郷の梢もさそあさひ衣目もときそむる花の一房

百首村神宮山延命寺といふ寺にとまる。人々いところしふり

天太玉尊天留尊天照姫尊を勸請しふる社とて大なる石の鳥居あんとあり。當所の鎮守といへり。三社権現といふ。

十三日雨あけになりてけふも打くらし雨ふるゆへ彼寺に足をとむ。

あはしとて晴間待間の旅まくら日數も雨もふりまさるらん

十四日朝の雨ふりて夕の晴たり。けふもこゝに旅まくら夢をや見繼侍るへしと思ひけるに申の刻計より雨晴たりしあば丹後守の許より御用場見分あるへきよしあせあるにまかせてうちつを立て出る。いにしへ里見の侍眞利谷何某の籠りたる城跡海邊の山にて眺望よし。この山を下りて道もあき磯つゝひをゆくいと危し。千辛萬苦してやうく平ある芝原のある所に出で浦賀の方あんと見ゆるに夕日あまう磯屋に残りて漁村の夕照おも

ひやらる。それより村に入て、いにし比秋元但馬守陣屋ありし跡あんと見めぐりて、寺にありぬ。

十五日、曇けさ卯の刻計に古寺をいて、萩生村・金谷村あんと過るとて、向井將監の書上に有けるむろしののろし場あんどつぬきともえれす。海を右にうけてゆくに浦賀まのあふりにとゆる。くり濱もゐるの出先あんともよくとゆる。浦賀より見つるやうにまちあくて、實に海上三里計もありぬ。へく覺ゆ。大島東南の方に見へ、城の島の南にみゆる。元名村・保田村・大帷子村・百濱村・大六村・龍島村・勝山村迄の道よし。豆州なと、違ひ道幅も廣く街道の如し。勝山は佐久間村・岩打袋村へ出る程、山ありて九折を登り下る事八九町計、伊豆の嶮岨のことし。甚急にて自然の岩山に切かけて足かゝりを付さる物也。勝山の酒井近江守領地にて、陣屋あり。分地越前守陣屋もあらひて有。いつをも能構あり。すへて房總に至りて、村々よく見ゆる。家數の少なき所あれとも、家居よろしくて大きし。村高も相應也。豪富の者多し。吉濱村といふ所に法花宗一本尊にて、妙本寺といふ寺あり。御朱印五十石附ありといふ。伴僧大勢引つを、立笠あんどもたせ、いゝめしけに道に出て、旅行を勞ふ。すへて國々御朱

印の寺社の途中に出むるふ、寺事むろしよりの習也といへり。元名村にも禪宗大福山日本寺といふ寺有。御朱印十五石附ありといふ。こを代僧道に出て謁す。寺の大きくて山上也。石の五百羅漢ありといへり。左の彫刻にて殊勝あるよし。そをまての程遠けれゆゑす。山口の岩上に札所の觀音堂侍り。こゝに詣て去はらく休侍り。名枝村・市部村あふり、房州洲の崎ならひに上總大ふさの鼻あふくとゆる。高崎村・小浦村・南無谷村・坂の下・汐入原・岡本あんといふ村々を過る。すへて二十四村。さしゑる所もあし。道の甚よし。海邊の岩上をめくる所あとも、幅廣く岩よふみあけを切付たるゆへに、ありくによろし。多田良村の内に少しの社あり、神明を勸請せりといへり。社のめぐりにいさゝる森のあふちあり。玉楠の木の大木五六株あり。彼枝中程より梢よいたりて、縦横に入組さる。とち枝と枝と一つよありて、木皮とち合て、楠と榎と一つ木ありたる枝あまふ有。連理のことし。奇妙也。縁遠き者あとも此枝を與ふといへり。船形村・川名村。ことさら能村也。土藏作りの家なんとあまふ有。惣て浦々濱方よくとゆる。所々入海湊々あせとも、船ありのあし。獵船のあまふみへふり。行くとて那古村にとまる。繁昌の村也。町の入口に那古寺あり。

此山ふど落山のうつし也といへり。高山巖々として唐めきたり。初瀬もかくやと覺ゆ。大寺よて門を入と左の方に石段數十階登りて、觀音堂あり。札所也。舞臺の附たる堂にて、淺草のことし。大なる堂也。堂前暫空地ありて、海上眺望して絶景也。堂前の地にさくらあんと二三株あり。けふの道元名村より安房國平群郡也。房總ともよ道を作り盛砂あんと志あり。殊に房州の公使なんとの通行は是か始なるよしよて、所之者共甚た丁寧を盡したり。定りたる人馬の外に、用意なりとて多く人馬などを出し置る所あまよ有。叱りてを追返しする所々あり。次第に云つよへけるや、後のやみぬ。所々もよの花さありなり。

こよあしこ桃さありある下陰よ賤か野飼の牛のいつくよ房總の間、濱邊のまへて壘のことき岩の海にさし出する所多し。二三間五六間程つよ波とひよに磯よりさしいてよとゆる。

あま人のこよまいろへの岩たよと苦のむしろも色をふかめて那古村の笠屋太左衛門といふ者の所を旅館とよ豪家也。とえわよりたる屋敷うぢのくら十三戸前あり。津々うらよに出みせありといへり。

十六日、曇けふも例のことく立出て、海につきてめぐりゆく。正木村・八幡村を過てゆくよ、八幡の社あり。社の少々まとも、境内の松林甚廣し。此社養老年中の勸請といふ、古き宮るありけり。百石餘の御朱印ありといへり。村の中程より水野壹岐守陣屋あり。能構にて、さもと覺ゆ。長屋なんと江戸のことし。町も少しあり。それより長須賀・館山・柏崎・宮城・笠名・大賀・香村・鹽見・次田・見物・加賀名・波佐間・坂田なんといふ村を過る。塚いつまも能村也。道も甚よし。浦に出る嶮岨也。湊々も廣くしてあらし遠淺なるゆへ也。高のしま沖の嶋なんといふ小しま、地方より一二町程波をへよてよ有。大房の右よとへ、鋸山の遠く跡にある。洲の崎村にいよりて、小山に上り御用場を見定るに、こよの出先より三崎まで七里といへり。曇りよをいほのよよとゆる。ふよ、遠あさにて、十五尋より次第に沖にいたりて、五十尋も下るといへり。濱のさしする事もあし。古の番所ありたるといふ所芝原にて廣く、波上つへく覺ゆ。こよ計にて、地面足まよと、となりの川名村といふあよりまて見ありきて、御用地を定めて、すかよ川名に宿をある。道より雨ふり出てこうしたるよ、川名のいとやつれよる村よて、やうよあさましけあるあまの磯屋に立入侍りぬ。

宿とへどしく物もなきあまのやよ、せめてあままん月かけも哉

ゆつかふ所もなけむのむかふのち屋とてあみの具入置るわらやの中に居
風呂さて、案内は藁むしろにて圍ふる側屋あんといと珍らし
十七日、午のさありより、いさ田甫といふ風出て雨晴ふり。けふの洲の崎川
名の繪圖あんと取あつむるとて足をとむ。大嶋こゝよりこれと少し西に
そひれふり、さるれよくとへくもりぬれのかくをてとへま。江戸柳生主膳
正より御用状來りふるよしにて、丹後守より見せらるゝま、あねてのうらう
ら見めぐりて、又浦賀へ立戻り、大嶋へわふるへき定めなりけるを、彼狀に執
事の仰をつゝへて、こゝひの大嶋渡海の思ひとまりて罷歸るへし、重ねて
折も社有へけれとありけれと、こゝ心落居て、あまよりはやかへる道になり
ぬ。

旅行友

故郷をともに出つゝ、さひの友かふらふうさも同し行末

十八日、晴西風強し。けさ卯のさかりにいふせかりしあま屋を立出て、又も磯
つたひゆく。伊戸・相濱・布良、此邊にては大嶋跡になる。根本・砂江・瀧口・白濱、此あ

たりよりみれり、大嶋のやまをま。乙濱・白間津・大川・千田・本磯・川口・忽戸・本館
なんと村々をゆく。忽戸の出先ありて、去らるく海へさし出ふり。すへて濱へ
をゆくに、遠淺なるゆへに波の甚あらし。磯きとの水の色もまきにて、沖の藍
のことし。淺深の程よくまゆる。左の方四五町計隔て山々つゝきたり。伊豆あ
んとよりひきし。鎌倉の山にひとしくまゆ。白濱村に野嶋か崎あり、名處也
辨才天の小社なんとありて、廻り六七丁か間、海へさし出岩れあらひかさあ
りたるすが、風景よし。芝原なんとも有て、つくし小松あんとれをのつから
生出ふる、さなから作りあしふる。ことし、銚子盃とて大ある岩にふかさ三尺
計わふり一丈計のひさこの形しふる穴あり、水ふまりてあり。又丸さ大ある
穴あり、こを盃といふ。いづれも水あり。すへて海のめぐり、かゝる處に至り
て、自然の天作にて奇妙なる所多し。是迄の村々をな獵場にて、此頃いとし
のよりふるるとて、布良・白濱のあたりの笹に入あるを、廣き濱に打ちらして
干をけり。布良の稻葉はりまの守家來なんと出で道を拂ふり。未のさかりに
南朝夷につきて用談の侍れと、丹後守旅宿に寄合へしとあるにまかせて、直
に彼旅宿にゆくに、眞言宗圓藏院といふ寺よて、大寺也。庭に一本のさくらこ

いろよく咲侍り。

色は是むあしと見ても一本は花と見えてぬ山寺は庭

佐久山甚八東海道甲州筋川々のつくりろひを兼て侍りけるよ、日もかさなり彼方も又せのしけを、こゝの事のあらまし濟來ぬれと、はやく川々此方へまかるへきよし伊豆守の仰をつさへて江戸より申來るありけり。則互にいとま乞ふんとして、あすの甲州方へ立わかき侍るへき定めになりぬ。

十九日晴て寒し。卯れ下り計に、南朝夷村を立て、瀬戸村・白子村・海戸村・下上原村・西白渚村・東白渚村・真浦村・和田村・仁我浦村・柴村・花園村・真引村・内園野村・江見村の、出先有岩のさし出さるすかゝ様々の形有て、景色面白く、美也。沖へ二町計も色々の岩さし出て、岩の間の切渡長サ一町餘もあるへきか、幅二町計にて、長く磯際舟の入道あり。此處より舟の出入をあま、自然の切渡也。人力よて拵さるよとあらま。青木村・吉浦村・太夫崎村・天面村・濱波立村の、村うちの能道の海遠けを、不行して、濱手を行、少し計の岩を越るに、急にしていとさかし。峠にて岩を三尺計切さる其間を過る。山の麓海へさし出さる岩とも多く、二町計もさまゝの岩をも多く海へさし出て、其間々へ汐のさし入て、ま

かも此頃いわしのよるとて、女子ともさかになて袋付さるよさてをもちて、こよひの旅宿にてくひつゑし、めつらしとてゆく。彼山を越ゆを、岡波太へ出る。こゝも岩とも多く海へさし出て面白し。二町計へさて、一面に岩壘ある嶋あり。彼さし出さる岩の間を舟にて嶋へわさる。左の湊の入口よて汐のさし入音すさましく、岩にくさくる波甚あらし。嶋の方二町計岡波太の仁右衛門とて、昔の富貴にて豪家ありし百姓一人すめり。今の衰へさとも能住あして、長屋あんともあり。座敷も一疊計能普請也。嶋の幅一丁計少しつゝ土のある所は畑あんともあり。それより磯村・余瀬村・前原村・廣場村・西東條村、川あり、いゝ三十間計、南の岸へ綱を張て、綱をくりあから舟にて渡る。丈夫なるわさし方也。棹にていさゝま、東條村・濱萩村あんと通りて、天津村へさるかれ着ぬ。

濱萩村の禪寺に入てゆきみ侍りしに、大寺にてきれいな成寺也。床に

學道爐北撓竹葉。刹那斷失光輝。免哉拔草恭立客。莫關他非辨目非。

禪定月舟祖師示衆。法孫大應拜書。

とある一軸をかけさり。

表具も相應に見えたり。前に卓香爐等あり。伊豆已來此寺程の始末相調ふる寺を不見。須彌檀のあり。大厨子に入て釋迦の像を安置也。住持の江戸へ出て不居といへり。東條の内、稻葉播磨守・水野壹岐守足輕を出して馳走せり。天津の旅宿にてゆひをおせり。羈中五十日にちかし。

見ぬ方に波のうら／＼五十しあまりいく日を旅に重ねきぬらん

廿日晴さり。けさもいつものことくやとりを立出て、内浦の山方をゆく。濱にの道なきゆへ也。この村の湊に下りて、かゝへに大風澤といふ所。御用場になる。このつゞきの小湊也。安房の小湊とて、名高き日蓮上人の出生の處あり。誕生寺とて大寺あり。誕生水とて井あり。むかしの井の次第に欠込て、今の海の中にありたりといへり。誕生寺の門外左の方峯より二十間計海の中をさして、古井の跡也とて處の者をしへさり。堂の脇に小堂ありて、上人父母の像あり。御紋付の厨子入也。水戸黄門公の御建立よて、今に水戸家の御修復ありといへり。この寺へゆく道三丁計前、左に上人父母を葬りたる寺あり。妙蓮寺と號す。門外左とらく坂を上りて入る。右の方の上人父母の墓あり。墓の後に上

人手つから植らるるなりとて、櫻二株あり。又脇に古木のさくら一本さかりに咲たり。

とそにさぬ古木のさくら此寺の法の色香も花よりふらん

誕生寺より向ふの山を清澄山といふ。清澄寺と云寺あり。眞言宗にて、上人學問の所といへり。誕生寺左の、めぐりて入海にて湊也。小舟のかゝるとさゆる。けふも魚のよりなりとて、濱方の男女網を下して立さぬくめり。門前より湊につきて四五町か間能町なり。ろをより山にかゝる。難處也。去らく山を登りて、左よ小堂有。菴室也。むかし上人一宗を開きて、此處にて眞言亡國律國賊之語を初て發言せらるるなり。此處の領主東條左衛門眞言宗ありけり。大きに怒りて上人を切る。刀額にあさる。上人退き岩屋にかくれ疵養生ありし所とて、此堂の側に方丈計の岩屋有。此穴への汐の通るとて、此處の砂鹽のゆし。疵の守とて此砂を包て出せ。此堂より細道をつゞひ五六丁行て、山上に撞かね有。是まて境内とみゆる。是より市ヶ谷坂と云へかゝる。聞ゆる難處也。房總第一の節處也といへとも、岩に段を切て登るよ便あり。伊豆の山のけさしきよの遙におとせり。是を登りて峠にいさる。峠の半より上總也。山を下りて大

津村にいたる。略。中佐倉町一里計能町也。城主より足輕露拂と出て馳走す
 めり。城も中城にて、大底の城也。惣構大し。外堀大なる沼也。城下を過るに、印
 旛沼右に見ゆるを、二町計隔たり。城下の沼水、印旛の末より入とみへたり。印
 旛の沼、白井より佐倉の方へ長し。二里計ありといへり。幅一里といふ。左も
 ありぬへくまゆる。鱈名物のよしにて、人々多く喰せり。味ひ江戸前より淺し。
 是より成田へるより、不動へ參詣するに、朔日おれに參詣多し。惣門の前に
 茶店女らの鄙ひする家多くありて、ふきりし。石段二三十階有て、山つゝい不
 動堂も大し。大底目黒のことし。其外諸堂五重の塔あり。莊嚴田舎に
 甚結構也。向左ての方に別當の坊あり。色々の賣物おんと取ならしめるあり
 さま、ひあひする品々おせと、江戸のことし。成田より酒井といふ所を過て、日
 くれぬ前白井といふ所にとまりぬ。

○三月二日、晴より、けさもとく立出てゆく。日もかく故郷にいろく。大和田といふ所
 より二里計ゆきて、船橋にいたる。まへて佐原よりこゝの道のあしあらま
 山もなし。船橋の町能町也。入口に神祖の御宮あり。白木作り也。其前に豊日太
 神宮の社あり。御宮の前に御三代つかせらるる石の御手水鉢あり。まめ

を張られとも猶ひめ置へき作法もあるへきよろい口ふ、尤圍あり。この行
 先町中のさあき所に、むかし東金御成之節の御殿跡あり。今の畑にありて除
 地也。彼余晴あるひに富かと興行して、所の者より御宮をすふくまるといふ。
 旅の館あから拜しまりて、八幡といふ所を過る。此村に小溝をへして、八幡
 志らまといふ所あり。いさゝおれ茂みなり。此内に入る所の者にて迷ふと
 いへり。新宿といふ所おと過て、申の時計に千住のむまやとにつきぬ。
 けふまでのさひねのうさを古郷にかへりてあまのさり盡さん
 三日。みるの朝のとくより故郷人もむらひよきたり、むまくらをらせとくと
 すゝむれぬ。今まで打つれする人々よなきのふわおれをつけ、悦をも互に云
 めいしされぬ。けさのさいめもせまいそき出る。ゆく手に淺草のくわんせお
 んにまいりて、旅のあちのことありしおへりまうしに法施奉りて、いろ
 く程に、春の日あけおれぬ。午のあちにて住馴し我家にへりぬ。

浦馴しひの衣をぬきまていとやすくねん宿の手枕

浦くの馴しよそめやあへりきていぬるこよひの夢に見へあん

——波の千里

寛政五年の春、浦々御備の御用承はりて、睦月の七日江戸を立て、武相豆駿房
 總上下常陸の浦々見めぐり侍りける。久世丹後守、中川勘三郎、其外御勘定、御
 目付方支配の者とも伴ひて、まだ見ぬ浦の磯傳ひ、そのことも分ず見廻侍るう
 ちに、出島或は磯山などある毎に、中川は遠見番所たつへき事をいふ。翁○
 盛山孝は御用は蒙りたれど、更に一躰の趣向こゝろに落す、磯めぐり浦々所々
 に繼物見たてん事は、女童も知たる事あり、いかゝ侍るへきと思ひながら、奉
 行といひ、古役といひ、久世中川か尻につきてめぐりありきつゝ、三月の始め
 に歸り○下略。

——蟹の燒藻

松平定信防
禦要地巡察

三月十八日辛亥○寛政五年(紀元二四五三年)○辛亥(三正綜覽) 老中白河○岩代國城主松平定信

○越中守江戸海防禦要地ヲ巡察ス。○柳營日記。御徒方萬年記。樂翁公傳記。蟹の燒藻。碧海探珠。某氏叢書。接蕃年表。

松平定信防禦要地巡察 顛末ヲ左ニ記ス。

寛政四子年十月晦日於新部屋、松平越中守殿○定御目付中川勘三郎○忠石

川六右衛門○忠御下ケ被成候御書取寫

但、此御書取御同列方之御評議書之有之候得共、御認直候も手間取候之付、其

松平定信防
禦要地巡察
事蹟

公餘探勝

原寸 竪一尺七寸八分

子爵松平定晴所藏

寛政五年老中松平定信内海沿岸巡視ノ日、畫家谷文晁ヲシテ畫
 カシメタル繪卷二卷ノ内、神奈川ヨリ本牧附近ヲ望ムノ圖也。



武州神奈川一









儘御下け被成候旨、御談有之候。

海邊御備愚意 子十月廿六日

越中 守○松平
定信。

強兵富國者、常々御仕成之有之候。或之富國と申候得と、温之着飽まで食之様ある風俗ふ相成之、物事ふんたんよ有之様ある、貧國之御座候。富國と申候者、奢侈之風俗相止、人々儉素を貴ひ候得と、分限相應之相成、飢寒をまぬかれ候也、其職々を精出し候を申候。右之通之候得と、自ら廉直の心生し候間、義氣引立候也、臆病無之候事之淺至り可申、未年已來、追々被仰渡、儉素
つき風俗御引立有之、文武者、藝術等御勵せ有之候也、則右御指導之候得共、花奢風流之染候也、俄之風儀を改候事故、皆かたちのみにて、未其風に化し候程、よ無之、乍然何かと心附見候得と、六七年以前より其驗淺相見へ候哉之候。此上此間御談之如く、藩翰之御固簡要之付、御勵せ有之候、又少々之憤發致候者、淺可有之哉之候。此所之今三十年と被思召候程之無之、目よ見へ候程に、無之哉、被存候。一世にして後仁ならんと申、三十年淺立候得と、惡鋪風俗の老人、失果、惡しき風儀見習候もの、老人とあり、御改革後之

生候ものハ三十歳とあり、御改革比ハ三十のものハ六七十歳とあり候間、風俗自然ニ改り候方ニ御座候。然處蠻夷邊害之儀ト、いつとても期しかたき事ニ付、あるたけ御備向ト夫々御手を可被盡儀ト奉存候。蠻夷御備之儀、心附如斯申述候。

一、長崎之御備考、大概右之通ニ宜被存候。堺山田佐渡其外海濱之御領所等、御手當有之可然奉存候。御代官所向ト、手代等ニ御備向ト成就致しかたく候間、向寄万石以上之領分ニ御組合セ、夫々調出兼心得達置候方ト奉存候。一、海濱遠國奉行ハ考、大筒三四挺程宛相廻シ置可然、殊ニ佐州カトハ離候國柄、越後ハ渡海不自由ニ候得ト、猶更遠見番所、其外大筒數等も多く可然奉存候。

一、去年中異國船漂流手當之儀觸候處、何方ニ有も手當致候哉無覺束候ニ付、右觸後手配等、いかゞ極置候哉、大筒其外手當等之儀委鋪書付出し候様、小給所等之分ト、隣領等申合せ、定メ致置事ニ可有之候。是等之儀も委細書付出し候様、惣觸有之方ト奉存候。

一、第一安心不仕候考、房豆州上總下總等ニ有、沼津よりハ大概海邊に居城も

有之候處、右四ヶ國ト、或ハ小給所、又ハ御料所等ニ有、一向ハ御備無之、下田奉行後相止之、浦賀ハ引移候上ハ、猶更御手當無之同様ニ有候。異國船右之場所ハ浦賀ハ乗入、品川ハ來候節ハ、大井川箱根之御固、後誠ニ徒然ニ相成實ニ可恐之場ニ有候。此所御備之第一ト兼々ニ存罷在、考置候ケ條、左ニ認申候。

一、下田ニ後御役宅取立、海邊見張番所等補理、並四ヶ國之知行所相調、村替領知替等相應ニ調、三万石之城地同様之大名をも□ハ差置、五千石餘之寄合家柄之分御撰、諸大夫ニ被仰付、交代寄合ニ被仰付、五、六人も右海邊ハ土着被仰付、右等御領之組を被仰付候方ニ奉存候。

組頭より□□相應之者撰、可被遣事。

右可被遣者ト、番代ニ被仰付可然、寄合ト隔年ニ御當地にも罷出候事。

一、右之御備向等取調ト、私儀段々御厚恩頂戴仕候儀恐多候ニ付、何卒せめて右御備ニ有も心之及候丈ケ相盡シ、奉報御國恩度奉存、くたくハ考罷在候。

一、下田邊畫圖ニ有見候有ト、嶮易等も難相分候。夫ニ付相考候處、來三月比、加奈川ハ御引網御獵ニ可被爲成旨、被仰出候ト、箱根關内之儀、殊ニ小金原も七里、神奈川後同里ニ付、苦しかるまじく、右之御序御關船水主之業等上覽有之

候之、右之依不道中向御關内御固之手配等後出來可申哉。私儀右之御用被仰付、御目付に後掛り被仰付、郡代並久世丹後守民^{○廣}之類後被仰付、御場見分致候不、加奈川の罷越右之序之遠國奉行所巡見致候ヲ以、浦賀下田邊をも見置度旨、私之相願、御場見分之御目付等同道致罷越、下田其外御備場所見置度奉存候。

一、蝦夷地御取締之儀、是又追不夫々より申出候上、愚意後謁可申候得共、南部津輕兩侯、松前に相越候場所上地之不、公領之相成、郡代歟、遠國奉行歟、被差置、松前蝦夷之志摩守、是迄之通之取次、日本境之御固之、遠國奉行守之候之、右之不、大概之全備も可仕哉之奉存候。長崎地役人も多過候間、右等を南部邊之遠國奉行手附之被仰付、可然奉存候。

一、右體御備之相成候、大筒唐銅之、大坂水溜唐銅之不、貫目壹萬六千貫目ほど有之、右之不、如何様之大筒も出來可申候。

大坂之有之候、壹番大なる御筒七貫目、重サ千四百貫目有之候。
右所と水溜石に致し候積、等、内々坂部に申談い、積大概出來有之候。

一、御役人其外御手當等御出かたは、伊奈右近より高方を皆右等之御備之ふ

りむけ候得之、大概の御間之合可申候。殊之南部邊御世話有之候の、いか程も新開御高増も出來可申候。

當郡代之御入用、組々之御手當、郡代屋鋪之御入用等、郡代附かし附金、右近引なむし之分有之、右之十分に辨じ候上、慥ならず候得共、いづれ年々五六拾兩も餘分可有之、答罷在候。是等ハ追々取調可申候。

一、南部津輕交代場所等之儀、志摩守方右並之儀、遠國奉行御役料、格合者猶追不調い、可申上候。

此所繪圖有之。終

海邊御備愚意之大概及御相談候所、思召も無之旨、御答之付、猶亦委敷調候所之、追々及御相談可申候。先心付候所、左之一二申入候。

一、初之何となく房總之御固被仰出候様之可仕、私見分之事、後外になぞらへ申候不、調もとくと相考候不、一向右之趣月並之節、大目付書付持參相達候之、却不演說、後有之まじくと奉存候。

一、度々異國船漂流手當之儀、被仰出候事故、向々油斷者有之間、鋪候得共、猶嚴重之手當可申付候。於公儀、後古來下田三崎走水等之奉行所有之、諸國浦々見分年々御船手被仰付候様之候處、中比より相廢し候之付、是等之御趣意を後

若林様より
八丈島五反。

右之海上浦々見分爲御用罷越候之付御暇拜領之。

同月十四日松平越中守御達之趣書付一通御目付松平田宮達、

巡見出立之節見立之被相越候儀並諸向より附使者等堅及斷候押て被差越

候共返答申達差戻し可申候。尤晝休へ使者等之儀ハ猶更及斷候事。

——御徒方萬年記

四月八日○寛政

松平越中守○定

右者海上浦々見分相濟歸府之付於御座之間御目見。

——柳營日記

寛政五年三月廿五日松平越中守(○定信)より久世丹後守(○廣民)に渡す書取三通、

下田之事

下田のいづれ御番所出来可然段ハ論さたまり候。乍併とくと考へ候へハ下田御番所湊口に以前有之候ハ船改之故にて候。此度ハ左之あらず達旨を專とし並之御番所うちよりも大筒打拂等致し候ふめ之亦もし蠻人上陸いたし候へハ成さけ御番所之内にてこらへ候ほと致し不得已ときハ古城跡

へ引込可然筋之付御番所只船改或ハ見付あとの如く建方致し候てハ無其詮候。依之左之申入候。城山之前之御林山まゝり候て如圖出有之右頂上切平け候て御番所出来候歟。又ハ右之てハとてもなり難きわけ有之候ハ、不得已候間此間見分繩張之通り地形よほと築立石垣之致し御番所取立其うしろを頭分之住所等之相成候得ハ、りれとても御備ハ立可申と存候。とくと一覽いふし不申うちハ二印之如く赤根山之上しかるべくと存候處至て高く候間出来かね可申殊之こもり候間かへつていかく之付本文之如く申入候明日之ハ及ハ候。とくと評議致され繪圖取立逐て可被出候。一體地所見立のうへ故右等の事ハ江戸着之上評議有之候ても可然候。とても此おもてて評議いたし候て伺之上同列評議之上ならてハ決しかさき事勿論之候。とくと了簡有之度候事。

御林山御番所立る圖○圖

三通之内
下田之事

下田御番所建可申場處ハ土著之頭役之屋敷之相成候か、御備之爲可然候。

右屋敷外圍ハ切石之疊之内ハ土手形ち之致し防方堅固之相成候様之

建方可然哉之事。

御番所の赤根山之上に相建候方見はらしと申打拂候かにも可然御番所建方は外々御番所との違ひ、自注、右違ひ候わけは、船改等之譯之、無之、一重矢倉之如く立柱の堀込をいさし、屋根の貫まで銅包み致し、格子窓三方へあけ、常に右之内へ大筒三四挺上げ置可然事。

右城山と赤根之間十間計有之と承り候間、如圖○圖略橋かけ、右之下を御役所附之船藏に相成候に、早速御手當にも可然哉之事。

右船見番こても、房州の方の見え兼可申哉と存候へ、洲崎出鼻へ遠見番所壹ヶ所御取建有之候て、如何可有之哉。

右の拙者十分之所にて候へ共、餘り大造にも候に、猶省略之いさし方も可有之哉、尤御船藏杯の追々出来候て可然哉之事。

三通之内房總之事

房州二總御備之儀、百首勝浦等の此度見分いさし候事にて候へ共、一體房州杯一國地理不案内故、急速考へ及び不申候に付、巡見もいさし可申哉とも存候得共、已に豆州杯の畫圖も有之故、考も付申候。一ト通巡村いさし候とて、

中々分り申候事にて無之に付、一向に房二總之國御國總國を本をいたし、國中山あど記候も、是迄之圖の唯無心之山のかさち計認有之、無益候に付、此山高さいかほと、峠上りいか程、此山いつ方之山につゝきあ申類、くはしく向背嶮易まで認之海あとも處々にて淺深を認め、此浦より何方之浦といつ方の國見え候かとの事迄も書記し、古城跡の其心得て別畫を取立浦湊船かゝり杯も認、右を本に致しくみ立候に、可然と存候。

右三ヶ國畫圖出来之上に、此度之御場所出来にも相成可申哉、其序掛り之衆一覽致され、評議有之候ても可然哉と存候事。

右之譯合に付、此度百首渡海もし風杯出、一兩日も待合せ候ても渡り出来不申儀萬々一有之候に、百首迄の浦賀走水より遠望に致し、渡海に不及、歸府いさし候てもくるしかるましく、是も序に申入置候事。

同年同月廿六日、同人より久世丹後中川勘三郎へ渡、安房上總見分之儀に付存寄之趣書取。

此度御備向無此上御大切之事、殊に後來に至り老中迄見分いさし見立候場所なから、此所の不堅固、此處いかゝなと申間隙出来候て、近比御互に殘

念之至之候。只々心掛りて存候。房總にて、尤百首富津に見分致し候へ共、此間申入候通一體見不申候て、已之愚考もつき不申、出立前之考も場所見候て、大之違ひ、一ト通之繪圖のみにて、中々淺智にて、手にとり候様之無之、又伊豆の直見分もいたし、總房の伊豆に向ひ候處計見分いたし、其餘のこし候と申も、後日の評いか、可有之哉、事實ことり候ても、江戸入海、州おもと、乍申、總房とても亂入候得、關内を、萬石之城下も無之、伊豆ともおはり候事無之、九十九里も淺しとて、船かゝり宜場所房總とも可有之候得、是亦專辭とあし難く候。夫之付愚考候て、此度見分其許達とも申合ひ候。豆州御備、大概餘蘊あるまじく哉と安心致し候ほと、存候。此上の走水之處、並三崎古城跡逗留もいたし、熟覽いたし、浦賀之根本をあらめ、夫より浦賀東西を自注、東へハ船一覽いたし、それより東海道を經、一ト先歸府いたし可申と存候。右東海道と申趣意、浦賀小田原之有之候、迎も、如圖省略大磯邊鎌倉江之島平塚等、小田原よりも江戸の方につき、可喰止切所も無之候へ、心あゝりのもの苦て候。同道いたし、東海筋歸府之節、戸塚神奈川邊も、一日早々つき候歟、逗留もいたし候歟、何れ地勢見分致し、せめて御代官在陣

ほと、場所にて、出來候へ、猶更御手厚の事歟と存候。扱又房總見分、來年比之可致候。繪圖くわしから候て、其譯、伊豆見候ても、一々一國の地理分りかゝき故、此度之場所御普請とても、石垣其外よほと、事故、とひ房總見分濟候ても、同時之普請等、迎も出來申ましく、出來候とても、被遣候小給小普請選ひ方杯も、數ヶ所そろひ候儀、無覺束、さ候へ、此間申入候房總見分、委細之繪圖御普請二三人、御小人目付着添、一向之浦賀見分すみ候へ、直之被遣、其繪圖出來之上、伊豆御備場所も取極り、御普請ともあり可申歟。左候へ、御普請中ても、掛り之其許達、一度も可被相越哉と存候へ、其節自分千住より總房一ト通り見分いたし、委細の繪圖と引くらへ仕立候へ、心底におき候ても、無餘蘊、其上とも不宜見立等、御互之無是非事にて候。其上此度之海邊備、赤人蝦夷地へ來り候機會にて、其事に混じ、世上にても申唱候。赤人穩ある様子にて、幸太夫等を引渡し、按ずるに、幸太夫等は魯西亞國ネモロ之渡來せり。○中略。歸帆いたし、可申、必定之候。左候へ、世上妄説之、左ほと、の事に候へ、老中おと海邊見分にも及ふましきをうるへ候事かと、當冬あたり、可申候。申候ても、不厭候へとも、其心得之候へ、諸藩の備

向も當冬比のまゝゆるみ可申候。其處へ來春比まゝ房總見分の相越候へ、右之趣意も可然歟なき存候。扱又彌其通りて可然と被存候のみ。只房總見分延引と申ていかゞ付。此度猶又東海道筋見分の場所所有之依之。此度の房州總州見分の見合候。猶重み見分之時節。逐て可相達候。あやうなる趣。自分歟其許達より村繼て。領主々々申達候のみ。可相濟候。又右達し末之方へ。御普請役御小人目付。右二ヶ國地理糺しとして。可相越候間。相尋候儀の相糺し可申聞候。右二ヶ國之委キ繪圖所持之者の可差出候。など申趣もそへ候て。房總州へと達候て。如何可有之哉。

一百首へ渡り候ても。來月七日歸府て候。本文房總へ不相越候のみ。十一里などのあたり。今少し里數をゆるめ。走水見分。戸塚神奈川見分等も有之て。歸府の日限のやより七日て可致心得て候。直に明朝可談候間。先夫迄の内。趣意書付進候間。今晚中の一覽致し可被置候。駕の中て認亂筆之事て候。右之通りて存候得共。少しても如何と被存候のみ。十分て存寄可被申聞候。三月二十六日

同年四月三日相模國甘繩見分之儀。同人より掛りへ渡す書取

唯今甘繩之事申入候。只心かゝりの度々道筋變候儀。いゝと存居候處。寄人馬之儀掛念之趣。尤明日被糺候て可被申聞旨承知候。いづれ明日可承候。神奈川邊土着之儀。海道より見え候所よりの引込候方。別も可然と存候處。甘繩の候へ。幸江之島鎌倉戸塚へも近く候へ。海邊海道共之便利て宜く。一覽の致し不申候へ共。神奈川よりも可然歟と被存候て。一覽取極度と存申候。乍然下々困窮と申ほと。無之ても難成杯と申事て。如何之候。一向て左候のみ。自分定之通神奈川見分。甘繩の久世中川之内なと。ても見分。其上江戸におゐて。神奈川の直に見候處。故打合せ評議致し候ても。可然哉歟と存候間。是非々々見可申ても。無之間。能々心得給はり度候。

藤澤より戸塚の方。甘繩竅寄之相見え申候。甘繩へ建長寺近く。戸塚の方近く候。並にさへ甘繩見候ても。走水のやより明後日て相成可然候。いづれ金澤迄の相越候事。走水見分左様之手間とり可申事共。不被存候へ。旁是の明後日浦賀より出掛て見分いさし可然哉と存候。吳々甘繩自分見不申候のみ。久世中川の内被相越候様と存候。左候へ。自分の神奈川へ金澤より定之通相越可申候。東海道之方取極免可申趣意。故百首杯も當年の不相越儀。故申

入候儀之候。強ふる儀之なく候間、無理の勘辨の無用之可被致事。

同月五日同斷浦賀並富津等之事書取、並繪圖○圖省略。

一、浦賀燈明堂之平地、出生まてくしく繪圖之いたし、間敷等も委細之記し、岩並うしろの山迄圖とり可被出事。

一、猿島へ、横須賀之邊より近く相見候。町間とり候様可申付事。

一、富津之出洲、横須賀之鼻立島と向ひ合候旨相聞候。猿島との向合候様之不相見候。さつと見候所を以圖之致し、猶くしく承度申入候事。

同年五月二十一日、同人より丹後守勘三郎へ渡り御備場土着之者御手當之書取。

組頭の百兩。

上番の五十兩之ても可然。左候の三十兩拜借、二十兩被下、又の七十兩くらる歟。

下番の二十兩位歟。

いづれも其内被下拜借わり合しかるへき哉。

右之ても過分御手當と存候事。

但し、上番下番、五ヶ年之間、一人之付七兩五兩三兩ほとつ、御手當金被下、右を以土著之手わざこゝるあけ候儀等、申渡候ても可相濟歟。組頭のいづれ御役料被下可然事故、右の及ぶましく歟。

同年六月九日、同人より渡り伊豆相模御備場御普請之書取、並繪圖。○圖省略。

一、甘繩本丸の至て高く、的場等之曲輪に見おろし申候。三人住居所、本丸へ一人之住居有之候の、外二人之住居の見越し可申と存候。右の如何之候哉。

一、下田之御番所の奉行屋敷内之御番所補理可然。

一、走水浦賀燈明堂共籠出、如圖大概致度候。

一、奉行所土着之大屋敷一ヶ所、扉門其餘の引戸之て可然候。門内榭かゝ様のものは無之候の、あなしくの引戸のかゝ反て可然候。表門の立關左右に有之候間、扉之ても可然哉と存候。一ヶ所の扉門と申入候。

一、遠見番所の海手之方のむそう窓之いさし可然、風當り少き方へ戸障子仕附可然候。

御普請目論見大概之覺。○圖省略。

丑七月二日越中守殿昨朔日御書取一通繪圖一枚、先達て差上候書付一通、

繪圖一枚並建繪圖添書別紙共三通、御書取一通、繪圖一枚御添、主膳正の御渡。

同年六月廿三日、同斷土着之者居所之事書取并繪圖○圖省略。頭役之構の、其場所々により、繩張之致し方違ひ可申候。下田之積りにて及差圖候。走水浦賀の、まゝ趣意別段違ひ申事と存候。其内走水の住居之所も無之候。付渡矢倉躰之もの、杯も決して及ひ申ましく候。浦賀杯の山中に付、一躰繩張致し候は、廻り之山共に繪圖か土圖歟致し不申候ては、繩張致し難き支候。六月廿三日

下田御番所の奉行御役宅之地内に出來之處、ウシマ御林山之麓へ引つけ候へり、ウシマの則古城山之つゝき、付御役宅の出曲輪之姿、成甚都合宜く同しくは出曲輪之様にいさし度候。

——某氏叢書○通航覽收。

阿蘭人ノ説ヲ聞玉ヒシニヤ、西洋ノ國ニテ專ラ遠略ヲ務メ、蝦夷東北ノ諸島ヲモ屬國ト爲ス事ヲ知玉ヒ、江戸ノ藩屏緊要ノ地、伊豆安房ノ海岸備禦ノ設無シハ有可ラサルニ因リ、兼テ密ニ建議有シニ、寛政四年十一月十七日、總宰ノ命ヲ蒙リ、明年癸丑五月巡見ナシ玉フ。掛リノ官吏久世丹後守、森山源五郎、

中川勘三郎、各其屬吏陪從セリ。種々處分ノ深慮モ有シニ、程ナク、辭職有。其邊驛亭モ無キ偏地ニテ、常ノ旅客モ至ラサル處ナリ、増テ公侯ノ通行ハ絶テ無キ事ナレハ、民ノ患ヲ慮リ、且不虞ノ心得共成可シトテ、乘馬ニ武具ヲ駄シ、公モ自ラ辨當ヲ佩ヒ、秋毫モ民ヲ病シメ玉ハス。豆州小浦ヲ過玉ヒシニ、前ノ峰ニ大ナル白猿、數百ノ群猿ヲ從ヘテ、登行ヲ見玉ヒテ、鐵砲ヤアルト問セラレシニ、道險ニシテ少シ後レタレハ、其儘過玉フ。後年此時從ヒタル谷文晁ニ、其眞景ヲ寫サシメ玉フ。此時侍從ニ、我其頃八年モ壯ナリシ故、何心ナク打留ント思ヒシニ、持筒後レテ打得サリシハ、天幸也。老中タル者、巡見先ニ於テ、猿ヲ打タリトアラハ、沙汰ノ限ナリト語リ玉フ。○中略。此時相州三崎ニテ官ノ早船ニ乗暫ク東へ向ヒ押切行シメ、其業ヲ試ミ玉ヒシニ、船手ノ水主、何レモ其業鍛練ヲ得タリ、船ノ疾キ事疾風ノ如クナルニ、公獨船先ニ立海面ヲ屬目シ玉フ。其雄カト、目ヲ驚カセシトナリ。享保ノ頃ハ、是業ヲ勵ミタレトモ、イツトナク怠慢勝ナリシヲ、兼テ厚ク沙汰シ玉ヒシカハ、今カク鍛練ノクルヲ悦玉ヒ、是ヨリ官ノ水主ハ、大島始蝦夷ノ地、回航ヲ勤ムルコトトハナレリ。公ノ遠謀ヲ知ラサル者ハ、治安ノ時ニ當テ、事ヲ好ミ玉フ様ニモ議シケレトモ、文化四年魯西亞國ヨリ蝦夷

ノ奥ニ寇シ、同五年長崎ニ來リ、無禮ノ舉動有シヲ以テ、始メテ公ノ用心深遠ナル事ヲ感シ奉レリ。○中略。

四月七日歸府シ玉フ。是ヨリ先巡見ノ暇ヲ賜ヒシトキ、懇上意有テ、葵章ノ黒縮緬ノ羽織又幕夫人若君ヨリモ種々拜賜ノ物アリ。殊ニ發途前日、登城ノ時、大奥ニテ若君ヘ拜謁アリ、將軍家手ヲ持添玉ヒテ、八丈縞絮入ノ羽織ヲ賜フ。公モ歸府ノ謝儀トシテ、將軍家並幕夫人若君ヘモ獻上物有シトソ。

樂翁公傳記

○上 同月○寛政五の十八日に、定信朝臣の巡見あるへきよし、事定まりてうち出られければ、中川○忠と某○森は、一日先達て十七日に江戸を立て、豆州の天城越高なり。して、下田にて定信朝臣を待請て、對面ありて、豆州栢ヶ久保に、北條早雲の古城の跡あり、然るへき所と覺ゆるまゝ、御目付一人立戻りて能々見定めたる上、繪圖をも奉るへきよし、定信朝臣の下知なれば、則某罷越へきよしにて、下田より引返して栢ヶ久保見定て、箱根をこえ、三島に出て、補佐を待合すべきよし申合せて、やがて、定信朝臣にわかれて、三島街道に出て、彼所を見るに、早雲の古城は小き山をかたとり、麓に廣き空地ありて、狩野川

大見川といふを二重にうけて、實によき要地なりけり。城跡の土居なんどいさゝか残りたれど、其めぐり岡山そばたちて、うしろは一里計りにて、葦山に至る。右は三島海道にちかく、左は海邊に遠からず、殊に天城山をひかへて、縦横自在の要地なり。こゝにおいて、忽日比の嚙味を開きぬ。今まではいかに工夫しても、此度の要害のしめかた、いかにしてかよからめと、心に落さりしが、定信朝臣の雄略、地理にもくらからざる事を頻に感思して、頓て日比の疑ひを散したり。是よりして、此度浦々の御役の全體、心に落居たる様に覺えて、道すがら感に堪ず。頓て箱根を越て、鎌倉を通り、三崎に出る序、むかし甘繩の城跡ありしを、兼て下知はなかりしかども、立寄て見侍りけるに、大手は七曲とて甚嶮しく、右の方の間道をゆけば、わづかに十六七町にて、藤澤戸塚の間に出る。浦賀三崎もわづかに二三里を隔て、是又前後往來、四方の通塞無双の要地なり。三浦の木崎に昔三浦道寸か城跡ありつれど、是は海をかたとりたる計りにて、左のみ自在を兼たる地にはあらず。彼甘繩の事を三崎にて、定信朝臣に聞えたりしに、夫こそ見まほしけれとて、頓て鎌倉よりめぐりて一見ありけるが、大に悦び感せられて、よき處をこそ見立侍りつれとて、賞せられ

けり。歸府ありて頓て此所取立らるへきよしにて、其あたり領したる人々の所替など沙汰ありけるが程なく退職ありて、剩御要害の荒増先見合せらるべきよし、氏教戸田采女正、千時執政。の申し出されたる上は、是非に及ばず、定信朝臣は、豆州の山々嶮岨にして、旅宿も少きよし聞れ、長持をも持せられず、執事たる人の旅行さへ、具足櫃を一荷にして、定從の品々、大方挾箱に蓋のさゝるゝ程押入て、定信朝臣は山駕籠の小さきをこしらへさせて旅行ありたり。大方は歩行にて巡行有けり。若旅宿なからんには、野陣を張へしと、彼朝臣の申されける。此朝臣は、田安君の公子、天下の補佐たる人なるに、股引わらんじにて、國の爲に身を盡さるゝ上は、我等ことき艱難苦行は、九牛か一毛にこそあれ。また同役中川勘三郎は、上よりも沙汰なかりける大島渡海の事いひ出たるより、さあらは浦々の巡見の序、島渡りすへきよし、定信下知ありけるに、二月のむつかしき風合にかゝりて、渡海もせず、三月になりて、歸路の時も、とやかくいひて終に遂ずして止ぬ。

——蟹の燒藻

是年七月廿三日松平定信老中ヲ免シ、八月三日沿海防備中止ノ令出ツ。

七月廿三日 〇寛政五年。

御座之間

松平越中守 〇定信。

兼々内願之趣も有之候之付、思食を以、御補佐並加判之列御免溜詰被仰付、被任少將。

——柳營日記

同〇寛政六甲寅年八月三日、采女正〇戸田氏教、老中より丹後守〇久世廣民、勘三郎〇中川忠英、甚八〇佐久間へ渡書付

海邊御備之儀、伺之通被仰出候得共、猶亦御再考被遊候處、諸國之御料、並私領海濱も、少事之得、窺濟之場所のみ堅固相成候ても、諸國浦々御手當不行届節、其詮も無之候間、實用之勘辨有之候様、之の御沙汰に候。依之一同申談候處、右御場所之内、先浦賀奉行御役所向なと被取建、其外は連々に取懸り候姿に相成候ても可然哉。且土着寄合をはしめ、上番下番とても同様之儀、人情においては、不容易、箇様之類は、先被見合、此上追々御固め番所等之分計、出來居候得は、遠境と申にも無之、萬々一異國船等寄せ來候とても、小人数に候へ、神速之儀も可有之哉に候得共、論するにたらず、多勢船數に候は、前方にも相知可申儀、其節に至り、勤番之姿にて、寄合又は上番下番被遣、時急に

寄ては、其餘人數も被差向候ハ、御備は相立可申哉。前文之御趣意を以相考候得ば、日本國一體之御備付、土地之御要害而已にかハ、はるへき筋とも不被存、極意之處は、兼て御世話も有之、武藝等彌御引立、御武徳を以御備被遊候外は有之間敷御事にて、土地之要害而已にかハ、はる儀には無之、然ればとて、可備御場所を捨置候事は、決して有之間敷事、尤初被仰出候御趣意被改さる儀に候得は、此上御手輕に御實用之御備相立候様致し度事に候。此處厚評議いたし、存慮之趣、無遠慮可被申問事。

—某氏叢書〇通航覽收。

〇寛政五年癸丑 乾隆五十八年。

三月十三日、首相松平定信^{越中}ニ命シテ、伊豆相模安房上總等ノ浦港ヲ巡

視セシム。十八日江戸ヲ發シテ各所ヲ按檢シ、四月七日歸府、八日御前ニ召

シテ山河跋涉ノ勞ヲ慰セシメ玉フト云、

或云、侯歸都ノ後、巡按ノ事宜ニ因リテ其通政ヲ舉行シ玉ハ、籌海ノ豫備不日ニシテ全具シ、大ニ萬世ノ鞏固ヲナスヘキコトナルニ、此年七月廿三日忽チ位一級ヲ陞セテ相位ヲ罷ラレシカハ、遂ニ其事止ムテ、今日ニ至レリ。識者慨歎スル所、實ニ天下ノ不幸トスベシト。

下田浦賀兩港ニ戌營ヲ置クヘキノ命アリ。十九日、防海豫備ノ事ニ就テ、新令ヲ下ス。

六年甲寅 乾隆五十九年。

下田浦賀兩港戌營新建ノ事、阻格シテ行ハレズ。

—接蕃年表

附記 酒入津高

〔附記〕 酒入津高

寛政七年^{享和元西年迄}

下リ酒 地廻酒 皆造中江戸入津高

寛政七卯年分

一、八拾五萬三千六百六拾六樽

内、七拾萬四千六百六拾三樽

上方一ヶ國 下リ酒 地廻酒

寛政八辰年分

一、八拾九萬九千七百四拾三樽

内、

寛政九巳年分

一、九拾三萬貳千三百七拾八樽

内、八拾萬五千四百貳拾三樽 拾貳萬六千九百五拾五樽

下リ酒 地廻酒

寛政十年午年分

霸都時代ノ港灣

一、九拾八萬三千百六拾六樽

内、八拾九萬三千五百貳拾八樽
八萬九千六百三拾八樽

地下廻り酒

寛政十一未年分

一、八拾九萬六千貳百四拾八樽

内、七拾九萬千九百九拾三樽
拾萬四千貳百五拾五樽

地下廻り酒

寛政十二申年分

一、九拾九萬八千百拾九樽

内、八拾八萬四千六百五拾四樽
拾壹萬七千六百五拾五樽

地下廻り酒

享和元酉年分

一、九拾四萬三千三百九拾六樽

内、八拾四萬六千九百九拾三樽
九萬六千四百八拾三樽

地下廻り酒

右七ヶ年入津高

合六百五拾萬六千七百拾六樽

内、五百七拾萬八千七百七拾六樽
七拾九萬七千九百三拾六樽

地下廻り酒

同七ヶ年分合高平均壹ヶ年分

九拾貳萬九千五百三拾樽餘

内、八拾壹萬五千五百三拾樽餘
拾壹萬三千九百九拾樽餘

地下廻り酒

右之通り御座候。以上。

戊八月寛政享和撰要集。

右樽酒入津ノ數検査ノ法ハ、諸國ヨリ積立ツルトキニ、其地役人ノ検査ヲ受ケ、江戸ニ入湊スルトキハ、下リ酒ハ浦賀番所、地廻リ酒ハ中川橋場ノ兩番所ニ於テ重テ檢印ヲ受クルナリ、乃チ積出高ト入津高トヲ對照シテ、其加減ヲ知ルモノナリ。

——市政纂要

十年戊午

○寛政。○紀元。二四五八年。

六月二日乙未

○乙未。三正綜覽。

將軍家齊

○德 天地丸

ニ乗シ、漁獵ヲ芝浦品川

○武藏國。

ニ觀ル

○文恭院殿御實紀。柳營年表秘錄。

將軍天地丸乗船

元祿前後マテハ、大川ノ舟遊頗ル盛ニ、將軍亦自ラ乗船スルコト有リシモ、後久シク海邊ノ遊無ク、北邊警有リ、老中松平定信意ヲ海防ニ用ユルニ及ヒ、船方ノ訓練ヲ興シ、是ニ至テ將軍乗船ノ典ヲ再舉ス。

二日○寛政十年六月。天地丸に召せられ、芝浦品川のほとり成らせられて、獵を御覽あり。

——文恭院殿御實紀

寛政十戊午年六月二日天地丸御舟初而御乗船於芝浦魚獵上覽。

將軍天地丸乗船

將軍天地丸乗船事蹟

柳營年表秘録

一、今度思召て大船新造被仰付候所出来せり。右御船の惣體朱塗にて、舳先
キの龍頭金銀等ヲ以テ是ヲ飾り、眼中の水晶ヲ用ヒ、凡之結構皆右に準じ、其
細工ノ精密美麗なること譬るに物なき程也と云。當四月末^{○寛政}に於て上
覽有之、諸役被相乗セ、水手ハ左右七十人ツ、乗組ミ、此外船六艘にて帆をか
け曳ながら走らせ候處、其早さ矢を射る如く、當日拜見之者、目を驚かささる
はなし。上様にも殊ノ外御満悦にて、還御被遊候由、此御船ハ、追て近國御巡覽
之時に海上より御廻り被遊、御道筋諸民之勞ヲ被省候深キ御趣意ヲ以テ、御
新造相成候旨承り傳へぬ。

一、六月二日^{○寛政}公方様先達新造被仰付候御船天地丸に被召品川沖へ御
乗出し之相成り、漁獵上覽なり。依之此節市中魚類拂底也。

寛政紀聞

政香^{○伊織將監。}
^{○向井。}

十年^{○寛政}七月十三日、さきに芝浦にをいて漁獵台覽のとき、天地丸にめさ
せたまふにより、時服三領、羽織一領をたまふ。

正直^{初政武。正慶。}
^{左門。○向井。}

十年^{○寛政}七月十三日、さきに天地丸にめさせたまふにより、時服二領をた
まふ。

寛政重修諸家譜

〔参考〕柳營日次記ニ、

十二月十八日^{○寛政}御目付廻狀之内、

一、森川主膳天地丸御船御修覆出来榮見分被仰付旨、伊豆守^{○老中松}被仰
渡候。

八月十六日^{○寛政}

御勘定吟味役
大久保内膳^{○忠}

右天地丸御船御修覆御用取扱、久々骨折相勤候之付被下旨、於御右筆部屋
縁類備中守^{○太田}申渡之。

御材木石奉行御船役人兼帶
松平吉之助

湊奉行
水野藤九郎

右同斷之付被下旨、於同席同人申渡。若年寄中侍座^{○外勘定吟味方}

廻船問屋式法帳ニ、

霸都時代ノ港灣

御成之節御用廻船問屋勤方

一、壹番組 六番組 拾番組

右三組を一ト手ニ申合、右之内壹組行事ニ當リ候ハ、貳組も行事ニ差添、助番相勤可申候。勿論行事之内ニ右三組より日々會所へ三人宛出番無懈、怠罷出、御成之節ニ御役傳馬船手當之儀、大切ニ相勤可申事。

一、貳番組 四番組 五番組

右三組を一ト手ニ申合、勤方右同斷相勤可申事。

一、七番組 八番組 九番組

右三組を一ト手ニ申合、勤方右同斷相勤可申事。

一、濱御庭へ御船ニ御成之節、前日内川廻船御拂御掛御役傳馬船三艘、海手通廻船御拂御掛御役傳馬船三艘廻船問屋行事へ被仰付次第、早々右船主水主共ニ相揃へ、當行事並ニ助番貳組之者手分いたし、差添へ、御差圖之場所ニ相廻し、行事より證文差上、大切ニ相勤可申事。

内川廻船、前日より落通陸より六拾間相除き、東の方へ並能片付、尤船番船

頭水主ニテ兩人宛差置、其外水主不殘陸へ揚げ可申、勿論火之元入念、船流不申様、綱碇丈夫ニ掛け置候様、心付置可申事。

前日廻船問屋共、内川廻船拂役船拾五艘ニテ惣廻船問屋罷出、行事之差圖受け、内川廻船片付可申事。

當日内川ニテ、廻船へテ番船拾艘ニテ當行事助番貳組之者並ニ殘候六組之間屋共罷出、御成還御相濟候迄、附居、出船差止、火之元入念可申、尤表側廻船へ、御徒士方御固被成候間、行事より證文差上、大切ニ相勤可申事。

品川沖廻船、前日より濱御庭より四拾町餘沖へ相拂可申事。

前日より、海手通り品川沖へ、當行事並ニ助番貳組之内ニテ手分けいたし、卷船と申漁船貳艘ニテ乗船拂致、附居、前夜より御成之還御相濟候迄、入船差留、火之元入念、大切ニ相勤可申事。

一、品川筋へ御船ニ御成之節、品川沖廻船陸より三拾町程沖へ相拂、其外諸事前條、濱御庭へ御船ニ御成之節、通問屋共、大切ニ相勤可申事。

一、濱御庭へ陸御成之節、前日海手通り廻船御拂御掛御出役之御役傳馬船三艘被仰付次第、早々右船水主共ニ相揃、當行事並ニ助番之者手分け致

差添御差圖之場所へ相廻し、行事より證文差上、大切之相勤可申事。
前日より行事助番右三組之者手分いたし、卷船貳艘之ヲ罷出、諸廻船濱御
庭より四拾町餘沖へ相拂ひ、御成還御相濟候迄附居、入船差止、火之元入念
大切之相勤可申事。

内川廻船へ、番船三艘にて行事並之助番之者手分致し罷出、前日より相
觸、御成還御相濟候迄附居、出船差留、火之元入念大切之相勤可申事。

一、品川邊へ陸御成之節、海手通諸廻船品川沖へ相拂、陸より凡三十町之
間、廻船皆差留置申間敷、其外諸事前條濱御庭へ陸御成之節之通り、問屋共
大切之相勤可申事。

一、深川邊へ御船之ヲ御成之節、内川廻船石川島角より少し引込、佃島迄
之内へ片付、尤御見通表側船數書上之通無相違、並能差置可申、其外諸事濱
御庭へ御船之ヲ御成之節之通り、問屋共大切之相勤可申事。

一、大川通御成南新堀永代橋通り御通船之節、永代橋前之掛居候廻船、永
代橋より貳町餘り相拂可申事。

前日廻船問屋より、御役傳馬船差出不申候、尤御役人方御出船拂被仰付、
候節、行事より證文差出、行事助番右三組之もの役船三艘之ヲ罷出、右廻船
拂致御自障之不相成様可仕事。

御當日番船三艘之ヲ行事並之助番之者共罷出、御成還御相濟候迄附居、火
之元入念大切之相勤可申事。

一、御役船差出し候廻船之傳馬、艀五挺有之傳馬船之増水主三人差加へ、
都合八人乗之ヲ差出し可申、艀五挺有之傳馬船參居合申候、海手通御
出役之御役船、卷船を相雇、艀三挺立之仕差出可申候、内川御出役之御役
船、艀三挺立之傳馬船之内、大振成傳馬船差出、御手支無之様之可仕事。

一、押送り船其外地廻小船之儀、廻船問屋共掛り之儀之無之候得共、御
成御當日差心得なく、品川沖濤通乘込參候事之有之、尤外之差留候船も無
之候得共、廻船之番船之ヲ差留來候之付、掛之義之無之候得共、差留可申、
且右船御成御當日内川濤通り出船有之候得、廻船へ御固之御徒士之付
差留候様被仰付、差留來候間、内川濤通りへ當日御成還御相濟候迄、御通船
筋へ出船し不申様、廻船之番船之ヲ差留可申事。

一、御成御當日廻船へ御固之御徒士方、廻船問屋之番船へ御乗申、還御相濟、

右之番船ニ不陸へ揚可申事。

一、御成ニ付行事より惣問屋へ廻船拂之義廻狀を以て相達し候ハ、早々罷出、行事之者着到帳ニ相付、相勤可申事。

一、御成御前日、廻船御拂御掛御役傳馬船並ニ水主之儀ハ、參居合候廻船役ニ不爲差出候事。

同御前日、廻船問屋共内川船拂之役船拾五艘之内貳艘ハ前々より附舟之もの共之役ニ不差出來、五艘ハ當行事より差出、八艘ハ外八組より差出候事。

同御前日より品川沖へ廻船拂當行事並ニ助番之内手分致し乘參候卷船之儀ハ、當行事より差出候事。

同御當日内川廻船之番船拾艘之内貳艘ハ當行事より差出、八艘ハ外八組より差出候事。

一、御濱庭陸御成、品川邊へ陸御成、永代橋より大川通御船御成、

右之節、御前日行事助番之者内川通船拂之役船三艘、並御當日番船三艘ハ、當行事より差出候事。

右之通り急度相心得、銘々自身罷出相勤可申ハ、惣廻船問屋罷出候節ハ、又無數ニ不ニ相成、勿論銘々人數ニ當候間、頼合せも不ニ相成儀ニ候得ハ、若實々病氣等ニ候ハ、行事へ相届兼ニ仲々間見知有之事、馴候體成手代差出可申候。惣問屋共儀、木綿股引藁草履ニ、矢立所持仕罷出可申候。右勤方其外平日心掛不相分儀も有之候ハ、等閑ニ不仕、古く相勤候ものへ承合、得と致承知罷在、御用之節御請書御尋之御答勤方等差支間違等無之様可仕候。右申合之儀ニ付、明和九辰年五月惣廻船問屋連判致置候得共、猶又此度此帳面ニ相記、與ニ連判致し置候上ハ、以來共ニ右書面之通り違背不仕、大切ニ相勤可申事。

本所深川河渠浚利

本所深川河渠浚利事蹟

享和元年辛酉〇紀元二四六一年三月十八日甲午〇甲午、三正綜覽勘定奉行中川忠英〇飛騨守勘定吟味役金澤千秋〇瀨兵衛命ヲ承ケテ、本所深川〇市内ノ河渠ヲ浚利ス。〇文恭院殿御實紀、浚道造一件、柳營日次記。

本所深川河渠浚利ハ、

三月十八日〇享和元年

霸都時代ノ港灣

御勘定奉行
中川飛驒守英。

二九四
御勘定吟味役
金澤瀨兵衛。

右者本所川浚並道造御用掛被仰付旨於芙蓉間老中列座采女正戸田申渡之。

十二月廿六日

享和元年

御勘定奉行
中川飛驒守英。

御勘定吟味役
金澤瀨兵衛。

右者本所筋川浚並舊新道造御用相勤候之付被下旨於芙蓉之間老中列座備

前守牧野申渡之。

柳營日次記

十八日享和元年勘定奉行中川飛驒守忠英同吟味役金澤瀨兵衛千秋河

渠浚利道路造作の事命せらる。

廿六日享和元年勘定奉行中川飛驒守忠英同吟味役金澤瀨兵衛千秋金時

服たまふ。これは本所の邊川浚及通程御用奉りしをもてなり。下吏賜物給ふ

事差あり。

文恭院殿御實紀

享和元年正月二十九日伊豆守殿に御直ニ飛驒守立會可差上處同人不快之付登誠不致候之付瀨兵衛方差上候旨口上相添惣繪圖面三枚共上候處いつ頃方場所取相候様伺相濟候得差支無之哉旨申上且右之趣近藤吉左衛門にも申談并

目論見帳に御勘定所に相廻し候積之旨瀨兵衛方吉左衛門に申談同三月十八日承付候様伺書御下有之伊豆守殿被仰渡候趣細覺書を以於土圭之間近藤吉左衛門方飛驒守瀨兵衛に申達即日レ承り付いたし右覺書共田中吉藏を頼近藤吉左衛門に遣返上。

書面川浚道造之儀追御手傳之積り相心得、橋殿領知浚道造之儀も右之内に組入候心得を以、御入用并出金仕譯可相伺旨小屋場泊り番之儀を掛り内之而爲相勤尤懸り人數小屋場門番人等之儀者猶取調可申上旨被仰渡奉承知候。

西三月十八日 中川飛驒守 金澤瀨兵衛

大川通御船藏前附洲本所筋川々浚并之道造り御普請御入用之儀之付相伺候書付

中川飛驒守。 金澤瀨兵衛。

本所川浚並道造入用御積り金高取調入御覽先達を委細奉伺候處凡伺之通相心得道造之方と見分目論見も仕候趣之候得之川浚之方と誠之凡積之儀之付右川浚之方も得と見分致し御入用取極可申上旨御書取を以被仰渡候間、堅川小名木川横川拾間川右四川之外之も最寄堀々等難捨置場所之浚方仕右之浚土を以本所道造仕候積り尤郡代懸り場之外町奉行懸り場之分も

御普請之も相成候ハ、組入之相成候様致度段、先達之根岸肥前守申聞候之付、右之趣相伺候處、町奉行掛り場之分も、一同目論見可仕旨、被仰渡候之付、是又一同道造り之積り、見分目論見仕、且御船藏前大川通り之附洲有之、汐時之寄、御船出入御差支之相成候處、右附洲之儀之、不殘浚取候之、大造之御入用相懸り候間、御通船御差支之相成候場所計、洲浚仕候積り、並猿江御材木藏之内新堀壹ヶ所堀立、並有來堀々埋り候場所、是又浚候積り、見分目論見仕候趣、左之申上候。

一、金壹萬八千貳百七拾八兩餘堅川小名木川横川拾間川其外六間堀五間堀石原町入堀浚とも。

是之、堅川之儀之、大川出口之四之橋迄、並逆井出口迄、延長千貳百七拾間、平均横四間、深貳尺、小名木川之、大川出口之中川御番所迄、延長三千九百七拾四間、平均横三間半餘、深貳尺餘、拾間川之、延長千三百五拾貳間、平均横拾貳間、深貳尺餘、横川之、猿江橋之、業平橋北之、切堤迄、延長千三百六拾七間、平均横貳拾間、深貳尺、六間堀之、松井橋之、小名木川出口迄、延長四百八拾五間、平均横六間、深貳尺五間堀之、柴田丹波守屋敷角之、堀留迄、延長五百三拾貳間半、平均横五間、深貳尺、石原町入堀之、堀留之、大川口迄、延長百拾四間、平均横

四間半、深三尺、浚之積り、尤兩側、箒關板其外有形之趣を以、損之所之仕立直し候積り。

一、金四千九百拾六兩餘大川通り御船藏前附洲浚。

是之、附洲浚並左右取合浚共、延長五百三拾七間、平均横拾五間、深貳尺五寸餘、浚之積り。

一、金八百五拾五兩餘猿江御材木藏新堀堀壹ヶ所堀候積り。

是之、長六拾四間半、横五拾間半、深壹丈壹尺之積り。

一、金貳千九百八拾七兩餘右同所有來り堀々六ヶ所御浚口分。

是之、六ヶ所延長七百貳拾間餘、平均横拾九間、深貳尺九寸、浚之積り、並堀々之有之候材木取片付出來候上、元々之戻し候入用共。

小以金貳萬七千三拾六兩餘。

一、金貳萬千百壹兩餘本所道造り郡代懸り場并町奉行懸場共、不殘道造入用。

内、金壹萬三千九百六拾九兩餘郡代懸り場之分。

金六千五拾四兩餘町奉行懸場之分。

金千七拾八兩餘諸組大繩屋敷往還之分。

是者、本所道造延長四萬五千四百貳拾六間餘、下水浚切上箒其外關板下水

吐埋樋往來筋砂利敷石橋板橋土橋等御普請之積り。

外 金貳千七百貳拾四兩餘

是之小屋壹ヶ所出張小屋五ヶ所箱番所並腰掛其外御用中御用船並之
定杭水盛杭關割杭竹會所小買物一色棟梁下代勤料且見分目論見中御
用船等一色懸拂候分。

金千兩

是之川浚之方出水時節之相成候間手戻等有之節之よめ御入用見込候
分。

合金五萬千八百六拾壹兩餘

右之川々浚並道造共見分目論見仕候處書面之通之御座候。尤川浚之方も先
達不申上候四川之外之難捨置場所之組入道造之方も町奉行懸り之場所
一同組入候積り其外大川通り御船藏前附洲猿江御材木藏之内新堀壹ヶ所
堀立有來ル堀々浚候分共前書之金高之罷成申候。右金高を以川々浚並道造
共御普請可被仰付候哉。尤寛政元酉年大川浚同四年神田川江戸川浚御普
請之節之最初御手傳被仰付候之付積り金高之上に三割増も被下其上御

手傳大名家來も御場所相詰候之付元小屋並所々出張小屋場門番人も御
手傳方差出し夜分之小屋場一切御手傳家來に引渡候之付懸役人泊等も
不仕候。此度も右之趣を以最初御手傳可被仰付候哉。又之此度之儀之遠國
川々御普請之振合之御入用積懸を以御普請被仰付皆出來之上大名出
金等も可被仰付候哉。右之通追々大名出金之積り被仰付候ハ、小屋場泊等
之儀之御普請役郡代組付御代官手附手代等此度御普請懸り之内之泊番
可申付候得共小屋場門番之儀之孰れに成共別段被仰付候様仕度右之追々
取調申上候様可仕候。尤此度川浚之方一切浚仕候場所も御座候得共水中
汐間浚之場處多分有之候間三月中汐干方宜内可成丈ヶ浚方仕候得之手
都合宜且夏氣に至候之出水等にテ手戻り可仕哉も難計候之付手繰仕浚
方抄取候様差急候儀之御座候間早速御下知御座候様仕度奉存候。右兩様之
内伺之通り被仰渡候ハ、懸人數等取調相伺候様可仕候。依之川浚並道造惣
繪圖面壹枚御船藏前附洲繪圖面壹枚猿江御材木藏内新堀並有來ル堀々浚
繪圖面壹枚相添此段奉伺候以上。

酉正月

霸都時代ノ港灣

伊豆守殿(○松平信明) 西十二月十一日
兩國尾上町小屋場地地面引渡之儀申上候書付

根岸肥前守(○鎮衛承)
小長谷和泉守(○政長承)之。

町奉行 御普請奉行 御材木石奉行 御斷

中川飛驒守(○忠英)
金澤瀬兵衛(○千秋)

大川通御船藏前附洲本所筋川々浚並道造御普請御用中、六ヶ所小屋場取建置候處、追々御普請出來致し候間、出張小屋五ヶ所と先達取拂候節、地面引渡之義申上、此節御普請皆出來之相成候間、兩國尾上町元小屋會所、竹矢來共取拂候之付、右地面引渡申度候間、其段町奉行御普請奉行御材木石奉行に被仰渡可被下候、依之申上候以上。 西十二月 一 享和元年 浚道造一件

將軍天地丸乘船

七月二日丙子(○享和元年紀元二四六一) 將軍家齋(○德) 再ビ官船天地丸二乗ジテ、芝浦沖ニ捕魚ヲ觀ル。(○文恭院殿御實紀)

將軍天地丸乘船事蹟

將軍天地丸乘船

二日(○享和元年七月) 濱園にならせられ、天地丸御乘船、夫より芝浦沖にて漁を觀給ふ。同じ園の御憩所にして、餉を薦め奉る。 一 文恭院殿御實紀

附記 天地丸乘船

〔附記〕 天地丸乘船

廿七日(○享和二年七月) 兩國橋より天地丸御乘船にて、番士その他の水馬上覽ありてのち、漁視給ひ、夫より濱の庭園に成らせられて、還御なる。 一 文恭院殿御實紀

深川浪除堤築造

廿一日乙未(○享和元年紀元二四六一) 勘定奉行中川忠英(○飛驒守) 河渠ヲ浚利シテ、洲崎辨天前(○深川區) ヨリ深川入船町(○市內) 二至ル海岸ニ、堤防ヲ築造ス。(○洲崎一件)

深川浪除堤築造事蹟

深川浪除堤築造 洲崎一件ニ、

丑(○文化十四年)十月廿日此書物備後守殿に計上ル。此方ハ届無之。

深川久右衛門町外貳ヶ町立跡浪除堤築立御入用高之儀取調申上候書付 本所見廻

深川久右衛門町外貳ヶ所立跡浪除堤築立御入用高取調可申上旨被仰渡、則取調候處左之通御座候。

一金三百五拾兩餘

高サ貳間 馬踏貳間 鋪八間

右者、御勘定奉行中川飛驒守掛り之、享和元酉年七月中伊豆守殿に伺之上、深川洲崎辨天門前同所入船町迄、長貳百八拾間之所、浪除堤新規築立被仰

霸都時代ノ港灣

付候。其節御入用高書面之通御座候。依之申上候。以上。

丑〇文化十四年。

後藤三郎兵衛 中村又右衛門

(朱) 享和元年七月七日伊豆守殿に近藤吉左衛門ヲ以、飛驒守御下ケ、同廿一日伺之通御承付相濟。

拾間川流末六萬坪角の永代橋下之方海落口迄長延千四百貳拾間餘、横平均拾六間餘、深平均貳尺浚之積、並洲崎辨天前の深川入船町迄海面、長貳百八拾間、高貳間、馬踏貳間、鋪八間、浚土を以堤築立ひ積。

一金貳千貳百六拾九兩餘

内金千九百拾九兩餘

拾間川流末浚入用洲崎辨天前の深川入船町迄堤築立入用

文化十四丑年十月廿八日

本文末の無御座候得共、伺に取計樋橋棟梁藏田清右衛門方之寫有之候之付、借受寫置。

右書面寫書取ニハ添不申候得共、用人衆心得迄之認差出ス。尤備後守殿に計上ル。此方ハ不申上候事。

洲崎一件所收文化十五年七月奈良屋市右衛門ノ提出ニ係ル深川久右衛門町立跡洲崎土手外御渡地之儀、差障有無取調申上候書付中、深川吉祥寺門前町外七箇町ノ申立ニ、一〇上右石垣土手之儀、元祿十一寅年深川蛤町向元ト稻垣

和泉守殿屋敷際西之方より、武州葛飾郡砂村新田迄、長凡千五百間餘之分、海中新規亂杭之内、高サ壹丈四尺の八尺位迄、幅五間半より六間迄、新規土手並外通り石垣御築直共、御普請奉行深津八郎右衛門殿御懸之亦出來之上、其節之御代官伊奈半左衛門殿に御引渡相成、其後寶永年中、天明年中御修復有之候。右者深川町々汐除堤大切之場所ニ有之右土手損所、寛政三亥年八月九月兩度之高波之亦久右衛門町入舟町佐賀町代地町屋押流、木場町其外最寄町々高沙之亦一同難義仕候之付、同年十一月中、土手石垣共御修復之儀、深川三十四ヶ町、池田筑後守殿御番所に相願、御訴訟申上候處、追々御調有之、享和元酉年本所深川川浚御普請之節、右土手長貳百八拾間餘、高サ平均五尺餘、御築立被下置、一同難有、其砌の土手並石垣際迄平均之場所、往來仕來申候ト見ユル者、此工事ヲ指ス也。

是ヨリ先寛政三年八九月ノ海嘯有ルヤ、市民等波除土手石垣ノ修築ヲ請ヒ、遂ニ深川久右衛門町其他ヲ空閑ノ地ト爲スニ至リタルコト、上記ノ如シ。其後町奉行亦之カ修築ノ申立ヲ爲シ、是ニ至テ始メテ其實施ヲ見タリ。町奉行ノ申立左ノ如シ。

深川町々海手通御修復之儀之付奉伺書付

池田筑後守 奉 行

深川洲崎海手通地續町々惣代
深川吉祥寺門前久右衛門町壹丁目同貳町目入船町木場町三左
衛門屋敷伯隆屋敷佐賀町代地南松山町代地本所茅場町代地

名主 月行事共

右町々名主月行事共願出ひ之海手通石垣控土手高サ壹丈四尺八寸八尺迄土手敷五間半より六間迄海中亂杭貳通り元祿十一寅年中築立被仰付御普請奉行懸之出來仕其節御代官に引渡之相成寶永二酉年石垣控土手亂杭共損ひ所御普請御手傳水野隼人正に被仰付其後年月不知伊奈半左衛門掛之度々御修復有之其後之御修復も無御座年久敷相成ひ之付石垣土手共年々相崩町人共自力之難及少々々々繕置候迄之る當時亂杭之跡形も無之也然ル處天明七未年中伊奈半左衛門懸之る吉祥寺門前を辨天境内に懸ケ凡長三拾間程御修復有之其餘之石垣崩所多く土手無之故之也哉五年以前亥年八月九月兩度之高汐高波之る家作流失吉祥寺門前久右衛門町之る之流死人も多く相殘ひ者共之漸助命仕ひ迄之る御座處久右衛門町壹

丁目貳丁目同所續入船町佐賀町代地之去寅年中地代金被下明地之被仰付ひ間右四ヶ所之分之以來高波等之愁も無之得共

書面之明地之被仰付儀之先達を松平越中守殿被仰渡ひ趣を以土佐守懸に取調去寅年相伺ひ處地代被下明地之申付後年之至り家作致間敷旨之る傍示建置可申旨被仰渡同年十二月中右之趣申渡ひ儀之御座處相殘町々之儀之前書之通控土手亂杭等無之當時之姿之る之諸人危踏借受住居仕ひ者も有之間敷差當り海手通り町々衰微仕地主とも後町役勤り兼一同難儀仕ひ此上高汐高波之節之地續近邊深川町々之勿論本所邊迄も汐押上可申ひ間格別之御慈悲を以海手通石垣崩所控土手先年之通御修復被成下ひひ一同御救難有旨相願申ひ
右之通願出ひ之付再應見分差遣相糺ひ處吉祥寺門前を佃町迄町方支配之場所後口通り海端石垣凡長五百七拾間餘有之右之内崩所又之孕出ひ場所も御座處土手之儀之所之寄り高サ三尺程敷残り得共其餘之土手敷等睨ふ相分り不申ひ

町内舊記之土手高サ壹丈四尺八寸所之寄り壹丈八尺迄敷幅五間より六間

迄之書留御座也。此儀之石垣の上に出る高サとも治定不仕、石垣上面之土手之中腹之有之全敷下々なたれ上り之儀之也。當時も片下り之相見の場所も御座也。夫々差渡壹丈四尺以上申義之可有御座也奉存也。
伊奈半左衛門掛之也。天明七未年中、御修復有之旨、町役人共申立也。右者石垣崩れ分、足し石仕、石垣上通り高サ貳尺、馬踏貳間、中敷貳間半之置土仕見、懸り計之御修復之也。土手築立也義之、無御座也。

波除亂杭之義、有形當時一向之相見不申也。
右町々之儀之、古來獵師共々外之住居も聊之儀之御座也。處、元祿十一寅年土手御普請被仰付也以後、汐入高波之愁無御座也。付、段々繁昌仕、既之地所買受高凡貳萬七千兩餘之地代金上納之相成、當時深川町々之住居仕也儀も、偏ニ右土手石垣築立被仰付也故之義之御座也。間、右石垣土手御修復無御座也。亦之、此上高波等之節之、一同難儀可仕奉存也。尤久右衛門町壹丁目貳丁目入船町佐賀町代地、去寅年明地之被仰付也間、右四ヶ所之土手石垣御修復御座也。亦之、無益之様之相聞也。得共、相除也。亦之、兩端之土手石垣保之拘り、其上相除也場所、高波押上り間、御修復之、一同之被仰付也方奉存也。依之不殘

御修復被仰付、何程御入用相懸り可申哉。相糺也處、凡貳千五百兩程も相懸り可申候。勿論右場所之、深川町々糺之場所之御座也。間、御修復丈夫第一之仕度、直段下直之也。保方不宜也。却而年々御入用も相懸り、御不益之奉存也。尤前書之金高之誠之、凡積り之御座也。間、彌御修復被仰付也、猶又得之相糺入札申付、巨細之儀之、追申上り様可仕也。依之右町々起立之譯書崩所土手跡之繪圖面、仕様帳相添、此段奉伺也。以上。

丑〇卯即寛政七年歟。五月

池田筑後守〇長

小田切土佐守〇直

右者、被仰上而已之也、御沙汰無之。

深川小名木川方南之方町々譯書

拾七番組深川惣町數百拾町之内小名木川方南之方

町數六拾九町

但、右町續之所々之引地並代地有之候得共、此分其最寄續町々起立之節又者起立後方追々引ヶ地代地等之罷成候事に可有御座候義之也、右之内之起立ハ、相調不申、右之分町名下ヶ札之仕也。

札下

深川靈岸寺裏門前町

同所末本町

同所中島町

同所北川町	同所松村町	同所南松代町	同所海邊大工町	同所佐賀町	同所清住町	同所猿江町	同所石原町	北本所代地町	坂本所代地町	佃本所茅場町
代地	代地	代地	代地	代地	代地	代地	代地	代地	代地	代地
貳ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所	三ヶ所

一、深川久右衛門町 壹丁目

元祿年中買受代金百八拾六兩餘。

惣間口二百九拾八間餘。

右者名主久右衛門先祖築立地之内買受相願、元祿十六未年中金百八拾六兩銀八匁二分之買受、金子上納仕、其後追々讓渡等仕、正徳三巳年町方支配之被仰付。

一、深川海邊大工町

一、同所裏町

惣間口七百九拾間。

同 百六拾九間。

此二ヶ町起立之、不殘百姓地之、地面賣買不仕讓渡以義之付、其節之地面金高相知不申。

右者元和年中、寛永年中迄海邊新田百姓地を町屋之取立申度段、御代官伊奈備前守に追々之相願願之通家作改御免、町並屋敷相成、正徳三巳年閏五月町方支配之被仰付、其節、兩支配之、年貢其外諸事百姓高役相勤、町並屋敷之御座。

一、深川永代寺門前町

一、同所仲町

一、同所東仲町

一、同所山本町

惣間口四百七拾八間。

同 四百三拾三間半餘。

同 二百八拾三間三尺。

同 二百拾五間半。

此四ヶ町起立買受代金無御座。

右町々之儀、寛永四卯年中、葭沼之場所之、八幡別當永代寺拜領仕、承應二巳年四月門前町並家作改御免被仰付、天和二戌年十二月燒失仕、家作御差留之處、元祿十丑年永代寺相願、町並家作御免被成下、延享二丑年閏十二月町方支配被仰付、先年、唯今以地子金右寺に差出來、町屋之御座。

一、深川清住町

一、同所富吉町

惣間口百廿間二尺八寸。

同 百廿七間四尺八寸。

- 一、同所相川町 同 百拾間四尺。
- 一、同所熊井町 同 七拾五間四寸。
- 一、同所諸町 同 六拾一間三尺三寸。
- 一、同所黒江町 同 三百三拾八間一尺三寸。
- 一、同所大島町 同 百六拾二間二寸。
- 一、同所佐賀町 同 三百七拾三間二尺四寸。

此八ヶ町起立取立地所之、買受代金無御座也。

右八ヶ町之儀、寛永六巳年中、海手汐除堤于瀉之處、獵師町之取立申度段、町人共御代官伊奈半十郎に相願願之通、元祿十五年九月中、同人掛り之、家作改御免町並屋敷之相成、正徳三巳年閏五月中、町方支配被仰付、且又先年の無年貢地之、御菜園御肴差上、並御成先御假舟御用、其外品々御役相勤處、寛文十戌年中、右御役之外之年貢御高入被仰付、只今以右御役並年貢相勤處、寛々之御座也。

- 一、深川扇橋町 惣延 惣間口百九拾八間三尺。
- 一、門前蛤町之内 同 四百八拾九間二尺二寸。

此起立不殘百姓地之、地面賣買等不仕、讓渡儀之付、其節之地面金高相知不申也。

右の慶安年中より天和年中迄之内、海邊新田並深川村百姓地を町屋之取立申度段御代官伊奈備前守へ追々相願願之通り家作改御免之町並屋敷之相成、正徳三巳年閏五月町方支配被仰付、其節より兩支配之、年貢其外諸事百姓高役等相勤候町並屋敷之御座候。且又元祿年中右町名相附候儀之御座候。

但、右蛤町之内、享保十四未年閏正月、同十九寅年、右兩度、地面壹ヶ所宛百姓地を町並屋敷之奉願願之通被仰付、右蛤町之内之御座候。

- 一、深川鶴歩町 惣延 惣間口百八拾六間壹尺。

此起立、買受代金相知不申、其後、地面御取上之相成、享保八卯年買受代金七拾壹兩四匁六分之御座也。

右者、元祿十一寅年中御築立之地所、町人共御代官伊奈半左衛門掛之、買受仕、其後御用地之被召上、享保八卯年中猶又買受地之被仰付、享保二十一年辰年同人掛之、年貢御高入之相成、家作改御免之町並屋敷之相成、同年二月中鶴

步町と町名相付、當時も年貢町並屋敷之御座也。

一、深川奥川町

惣間口四拾五間貳尺九寸五分。

右地所元祿十三辰年中御堀並川之芥改役四人之者共書面之地所拜借地之被仰付、其外御役等之無御座也。

一、同所平野町

同 同 八拾五間五寸。

元祿年中買受代金凡六百兩程之御座也。

但拜借地入交り。

一、同所一色町

同 同 百四拾八間。

同代金凡千八百九拾八兩程之御座也。

但同斷。

一、同所伊勢崎町

同 同 百八拾四間二尺餘。

拜領屋敷之付、起立買受代金無御座也。

一、同所元加賀町

同 同 貳百拾貳間三尺。

元祿年中買受代金三百六兩程之御座也。

一、同所材木町

同 同 八拾五間四尺。

同千七百三拾六兩銀拾壹匁四分之二御座也。

一、同所中川町

同 同 六拾貳間貳尺五寸。

同七百八拾六兩二分銀三匁七分六厘之御座也。

一、同所富久町

同 同 五拾七間五尺四寸。

同八百七拾八兩貳分銀三匁五分七厘之御座也。

右の元祿十三年の同十五年迄之内、元木置場町屋割之地所、並水地萱野御築立地町屋割之地所、追々町人共御代官伊奈半左衛門へ相願、銘々地面代金上納仕、家作改御免之古町同様、町屋敷之被仰付、正徳三巳年閏五月町方支配之被仰付、公役銀相勤候町々之御座也。且拜領地之儀、起立書留難相知れ、分り、其町内町人共買受仕、節の拜領地之罷成、儀と相見へ申候。

一、深川冬木町

惣間口百五拾二間五尺。

代地渡等之入交り買受代金相知不申也。

一、同所島崎町

同 同 三拾間。

元祿年中買受代金百拾兩之御座也。

一、同所永堀町

同 同 六拾壹間半。

同代金千五百三拾八兩壹分銀拾貳匁四分之二御座也。

一、同所西永代町 同 四拾八間五尺。

同千貳百五拾五兩二分銀三匁五分八厘之御座也。

一、同所今川町 同 六拾壹間半。

同千四百三拾兩壹分銀四匁二分之二御座也。

一、同所富田町 同 四拾九間五寸。

同六百四拾三兩三分銀拾四匁四分六厘之御座也。

一、同所堀川町 同 三拾七間。

同千貳百九拾五兩之御座也。

一、同所松賀町 同 四拾五間四尺九寸。

同千貳百貳拾七兩銀三匁七分五厘之御座也。

一、同所萬年町壹丁目 同 六拾七間四尺五寸。

一、同所貳丁目 同 六拾間。

此兩町同貳千貳百三拾四兩二分銀四匁五分之二御座也。

但、拜領地入交り。

一、同所三町目 同 三拾四間五尺。

拜領地面之付、買受代金無御座也。

右ハ元祿十三辰年中元木置場町屋割之地所並御築立地町屋割之地所、町人共御代官伊奈半左衛門へ相願銘々地面代金上納仕家作改御免之古町同様、町屋敷之被仰付、正徳三巳年閏五月町方支配被仰付、公役銀相勤也町々之御座也。

一、深川吉永町 長延惣間口百三拾四間餘。

元祿年中買受代金凡七百四拾四兩程之御座也。

一、同所扇町 同 百七拾二間貳尺。

同五百四拾六兩程之御座也。

一、同所茂森町 同 九拾貳間。

同六百貳拾兩程之御座也。

一、同所大和町 同 百四拾五間。

同七百三拾四兩程之御座也。

一、同所宮川町 同 二拾八間四尺餘。

同四拾九兩程之御座也。

一、同所龜久町

同 同 五拾二間。

同二百五拾三兩程之御座也。

一、同所木場町

同 同 南百八拾五間五尺。北二百拾四間壹尺。

西三百貳拾八間。東三百六拾六間貳尺。

但公役銀小間六百拾間。

同七百五拾兩程之御座也。

一、同所蛤町之内

同 同 惣間口四拾三間三尺四寸。

同百五拾兩程之御座也。

一、同所山本町

同 同 百貳拾七間四尺餘。

同三百貳拾七兩程之御座也。

一、同所西永町

同 同 九拾貳間餘。

同三百兩程之御座也。

一、同所三好町

同 同 百拾七間二尺餘。

同三百三拾九兩程之御座也。

一、同所西平野町

同 同 百拾五間

同百七拾一兩程之御座也。

一、同所東平野町

同 同 百八拾六間。

同九百五拾六兩程之御座也。

一、同所東永代町

同 同 六拾七間壹尺。

同千六百拾兩程之御座也。

一、同所伊澤町

同 同 四拾四間五尺五寸。

拜領地面之ヲ買受代金無御座也。

一、同所小松町

同 同 六拾七間壹尺四寸。

元祿年中買受代金千八拾一兩銀拾三匁壹分壹厘之御座也。

右町々の儀、元祿十四巳年中元木置場町屋割之地所、並ニ水地萱野之場所御築立、町屋割之地所、町人共御代官伊奈半左衛門へ相願銘々地面代金上納仕、家作改御免之古町同様、町屋敷之被仰付、正徳三巳年閏五月町方支配之被仰付、公役銀相勤也町々之御座也。尤右町々の内拜領地入交り有之也。是ハ其町内町人共地面買受仕也節、又ハ其後追々之拜領地之罷成也儀と相見へ申

比。

一、深川久永町壹丁目

長延惣間口六拾四間四尺。

元祿年中買受代金百九拾八兩銀拾三匁八分_二之御座比。

一、同所貳町目

同五拾九間五尺五寸。

同百八拾三兩銀四匁六分_二厘_二之御座比。

一、同所島崎町

同百五拾七間壹尺。

代地之分相除買受代金九拾八兩_二之御座比。

一、同所島田町

同百九拾間。

元祿年中買受代金凡三百八拾八兩程_二之御座比。

右之元祿十五年年中御築立地町屋割之地所町人共御代官伊奈半左衛門へ相願銘々地面代金上納仕家作改御免之古町同様町屋敷之相成、長延徳二巳年閏五月町方支配被仰付公役銀相勤候町々_二之御座比。

一、深川石島町

長延惣間口三百九拾六間三尺。

買受代金凡六拾六兩程_二之御座比。

右の元祿年中御築立地拾萬坪御圍之内、正徳元年町人共相願家作改御免之

古町同様町屋敷之相成、正徳三巳年閏五月町方支配之被仰付公役銀相勤候

町々_二之御座比。

一、深川入船町

長延同二百九拾一間三尺三寸。

拜領地相除買受代金凡六百九拾九兩程_二之御座比。

右の元祿十四年より寶永三年迄、水地萱野之場所御築立之地所町人共御代官伊奈半左衛門へ相願、地面代金上納仕家作改御免之、正徳三巳年閏五月町方支配被仰付公役銀相勤比町_二之御座比。

一、深川六萬坪町

同三百四拾六間三尺。

買受代金凡五百九兩程_二之御座比。

右の元祿年中御築立地六萬坪御圍之内、正徳元年中町人共御代官伊奈半左衛門へ相願、銘々地面代金上納仕家作改御免之町屋敷之相成、正徳三巳年閏五月町方支配被仰付公役銀相勤比町_二之御座比。

一、同所六人屋敷

同拾五間。

此起立買受代金大和町之内_二之籠内譯金高相知不申候。

右の同所大和町之内_二之、元祿十四巳年水地萱野之場所御築立之處町人共

相願家作改御免之古町同様町並屋敷之相成享保十三年右地面御取上之罷成同十四年小間遣六人へ拜領被仰付町方支配之公役銀相勤比町之御座比。

一、同所築出し新地
當時坪數凡七百坪餘。

起立買受代金無御座比。

右町之儀ハ、享保十九寅年三河町善兵衛外壹人之者海手出淵築立地之仕貳千七百四拾坪家作改御免之拜借町家之被仰付比、年々上納金可仕旨、稻生下野守町奉行之節相願願之通相成、其後度々受負人相替申比。尤起立之節ハ唯今以養生所御入用付町方支配上納地之御座比。

一、同所源右衛門屋敷

惣長延間口拾八間四尺五寸。

起立書留相知不申比。

右地所御代官伊奈右近將監支配百姓地之御座比處、延享四卯年中町方支配町並屋敷之相願同年九月中願之通り之相成、兩支配之罷成、其後右町續東之方之小間口壹間四尺五寸地面代金上納仕、家作御免之町並屋敷之仕度段、天明三卯年中相願願之通り相成、御年貢其外百姓高役相勤比町並屋敷之御座比。

一、同所割下水定浚

同

六拾五間。

起立買受代金無御座比。

右町之儀ハ、天明二寅年中中川屋長兵衛と申者、本所割下水五ヶ所浚御普請相勤、永々定浚御用相勤、其外之年々上納金可仕旨申立、右之付深川越中島町石置場之内明地之場所を、家作地之拜借仕度段相願、同年七月中右之場所之約千五百坪家作改御免之古町同様町並屋敷之相成、町名之儀割下水定浚屋敷と相唱申度段、是又相願、天明五巳年五月六日願の通り相成申比。然る處右拜借地坪數千五百坪之内、六年以前戌年中大川浚御普請之節、貳百四拾坪餘御用地之被召上、當時坪數千貳百六拾坪程、右長兵衛拜借仕罷在、町方支配之御座比。

一、深川定浚屋敷續上納地

坪數七百九拾坪餘。

起立買受代金無御座比。

右町之儀ハ、天明二寅年中和泉家屋文藏と申者、深川定浚屋敷續殘地浚之ハ、缺荒地之場所を自分入用を以て家作地之取立、年々上納金仕、拜借仕度段、牧野大隅守町奉行之節相願、同年十一月中願之通り家作改御免之古町同様町

並拜借地之相成是又町名之儀、定浚屋敷續上納地と相唱へ申度相願天明五巳年五月六日願の通り相成、寛政二戌年中大川通浚之節右坪敷之内五百五拾坪程御用地之被召上、當時二百四拾坪程右文藏拜借仕罷在り。

一、深川海福寺門前町

長延惣間口貳拾三間。

起立買受代金無御座り。

右ハ寶曆十一巳年中右兩年季町屋相願當時年季中ニ御座り。

一同所入船町

同 三拾三間四尺五寸。

起立書留相見へ不申り。但武家方拜領地之ハ公役銀相勤申り。

一同所越中島町

同 七拾三間餘。

拜領地之ハ買受代金無御座り。但同斷。

一同所富岡町

同 四拾五間四尺。

起立買受代金相知不申り。但壹丁不殘公役銀相勤申り。

一同所松賀町續拜借屋敷

同 四拾九間。

拜借地之ハ買受代金無御座り。但壹丁不殘拜借地。

一、深川富久町向三角屋敷

同 三拾間。

起立書留相見へ不申り。

右町々之儀、町方支配ニ御座り。

買受代金惣ハ貳萬七千七拾五兩銀九分五厘。

右之通御座り以上。

深川海手石垣御普請仕様注文

深川南松代町地より洲崎吉祥寺門前迄海手石垣土手崩所築直し御普請仕様注文

一、石垣長延五百七拾間半、高さ吉祥寺門前堺石垣ニ准し、是ハ水を盛引出し築立可申り。勿論所々有形も有之ハ間見合在來之通り築立可申事。

一、吉祥寺門前海手石垣崩所長五拾貳間此所壹ツ貳ツ並崩所々ニ孕有之ハ間其場所之取崩根石ニ習築直し可申り。

但土手下平均四尺通程足し土を入、地形致夫より本文仕様之通土手築立可申り。

一、久右衛門町貳町目海手石垣崩所長百壹間此場所平均ニハ貳ツ並崩、右之内貳拾間餘孕有之ニ付取崩四ツ並通り築直し可申り。

但、土手下地形足し土平均四尺通り程置、夫より本文仕様之通り、土手築立可申。

一、同壹町目海手石垣崩所長百拾四間。

右之内拾四間四ツ並通り崩。

拾間餘孕有之付、五ツ並通取崩築直し。

残り八拾六間三ツ並通り崩築直し可申。

但、土手下地形足し土平均五尺通り程置、夫より本文仕様之通り土手

築立可申。

一、入船町海手石垣崩所長七拾四間。

右之内拾間根石より築直し。

八間有形之場所孕有之付、四ツ並通り築直し。

八間根石より崩し、場所新規之築立、九間大崩之場所右同斷。

残り三拾九間平均四ツ並通り崩、惣體石際之付取崩、根石より築直し可申。

但、土手下地形平均五尺通り程足し土致、夫より本文仕様之通り土手

築立可申候。

一、佐賀町代地海手石垣崩所長拾壹間、平均五ツ並通り築直し可申。

但、土手下地形足し土平均之メ六尺通り置、夫より本文仕様之通り土手

築立可申。

一、入船町海手石垣崩所長六拾間。

右之内、四拾間程五ツ並通り築直し。

残り貳拾間壹ツ並通り築直し。

但、土手下地形足し土平均三尺通り程入、夫より本文仕様之通り土手

築立可申。

一、武士屋鋪海手石垣崩所長四拾間半。

右之内、貳拾間半石垣孕有之付、取崩築直し。

残り貳拾間平均五ツ並通り程築直し。

但、土手下地形平均之メ四尺通り程足し土入、本文仕様之通り土手築立

可申。

一、伯隆屋鋪三左衛門屋鋪海手石垣崩所此邊裏通り海若干場之付、石垣埋り

根石難見定、凡長四拾四間石垣孕所築直し、平均之メ四並通り築直、海手石垣際通り殊之外芥之ヲ埋り有之ハ間石垣際幅三間程深サ五尺餘も堀割り、根石見分請孕有之ハハ、取崩築直し可申候。

但、土手下地形足し土貳尺通り程入、夫より本文仕様之通り土手築立可申。

一、佃町海手石垣崩所長六拾壹間。

右之内、貳拾四間石垣有形之場所土手計築立、四間大崩新規築立。

残り三拾三間、右之場所所々ニ孕有之ニ付、取崩築直し可申。

但、土手下地形平均之メ貳尺通り程足し土入、夫より本文仕様之通り

土手築立可申。

一、松代町代地海手通り、長拾三間、右之場所土手計築立之積り、土手下地形平均貳尺通り程足し土入、夫より本文仕様之通り土手築立可申。

石垣仕様

右所々仕様大崩孕之場所根石迄取崩し、尤中ニ孕所々有之間惣體取崩根石より築直し可申事。

右足し石、面大サ壹尺六七寸ハ貳尺迄控、貳尺三寸より貳尺五寸迄之大間地石、築様野面合口鑿切、胴摺合入念居立、友がハ割栗見合丈夫之いたし、裏込石垣友より奥へ六尺通り高さ石垣面迄有來割栗三浦石相用、不足之分割栗半分、三浦石半分入、勿論石垣高さ根石より築立之所之ヲ、平均迄壹丈壹尺餘有之ハ石垣、目はぬし大砂利石垣壹ツ並每之入、石垣長壹間之處へ六尺六面枳之ヲ砂利計壹坪入。

一、三ツ並四ツ並築直場所足石、裏込割栗三浦石前々同斷、尤三浦石三合割栗四合都合七合足し、有來る割栗砂利海中へ落込ミ石等取揚用ハ、目はぬし砂利長壹間之五合入築立可申。

一、壹ツ並貳ツ並之所足石前々同斷、尤も友がハ裏込之儀、石友より奥へ六尺通り割栗計り入、但し高さ石垣平均迄目はぬし砂利壹間之貳合五勺入、築立可申。

地形土手仕様

一、長石垣通り五百七拾間半。

右仕様惣體崩石垣築直し場所石垣友より裏込壹間通り相除き、幅貳間通り

ら木田土を入、蛸真棒八人掛り亞遍を懸ケ、石垣平均迄築立可申。夫より壹間通り海中宜鋪土浚揚、下地形之相用ひ、都合之石垣面、後口之方へ地形四間通り。

一、土手石垣面より貳尺通り引込、鋪四間馬踏壹間高さ六尺、右取合乗を付築立可申。土手土之儀、内川通り所々之切致浚揚、場所見計ひ水絞り、土かわき次第持込、土手壹尺通り並龜甲八人掛り亞遍當て、都合馬踏平均迄龜甲六度掛け築立可申候。

一、土手土不洩様岡之方へ土手通埋柵高さ貳尺五寸、杭松丸太貳間末口貳寸より貳寸五分迄貳ツ切之メ、壹間通り八本打込、杭頭へ布杉丸太貳間末口貳寸五分壹通仕付、控杭壹間之松丸太貳間半末口三寸貳ツ切之メを尻付、根入四尺打込、控杭より布丸太へ四寸廻り竹割竹籾を掛り、丈夫之付可申候。杭裏通り竹簧高さ三拾本三寸廻り竹之繩之石垣付、杭壹本並之四寸廻り竹之石押縁結、丈夫之仕立可申。一、有來る土手所々之有之、竹堀出し取片付置、土手築立出來の上、右之竹其外足竹いたし、土手長壹間幅打越百五拾本宛植付可申。

足シ石寄

一、百五拾本 大間地石

面壹尺六寸七分、貳尺五寸迄。

久右衛門町貳丁目、右同斷。

一、七百八拾四本 右同斷。

入船町、右同斷。

一、五百九拾四本 右同斷。

佐賀町代地、右同斷。

一、六拾六本 右同斷。

入船町、大間地石

一、百八拾本 大間地石

武家屋鋪、右同斷。

一、百六拾貳本 右同斷。

一、百七拾六本 右同斷。

一、百九拾六本 右同斷。

一、貳千八百拾三本。

割栗三浦石砂利寄

一、貳拾六坪 割栗石。

一、拾參坪 砂利。

一、五拾壹坪 割栗石。

同所へ遣 一拾五坪 三浦石。
 同所へ遣 一貳拾五坪貳合五勺 砂利。
 同壹丁目へ遣 一五拾七坪 割栗石。
 同所へ遣 一拾四坪 三浦石。
 同所へ遣 一三拾五坪五合 砂利。
 入船町へ遣 一四拾七坪 割栗石。
 入船町へ遣 一貳拾五坪 三浦石。
 同所へ遣 一三拾四坪七合五勺 砂利。
 佐賀町代地へ遣 一五坪五合 割栗石。
 同所へ遣 一五坪五合 三浦石。
 同所へ遣 一貳坪七合五勺 砂利。
 入船町へ遣 一貳拾五坪 割栗石。
 同所へ遣 一貳拾五坪 三浦石。
 同所へ遣 一參拾坪 砂利。
 一武家屋鋪へ遣 一四拾坪 割栗石。

同所へ遣 一四拾坪 三浦石。
 同所へ遣 一貳拾坪 砂利。
 佃際屋鋪三左衛門屋鋪へ遣 一貳拾坪 割栗石。
 同所へ遣 一拾五坪 三浦石。
 同所へ遣 一貳拾貳坪 砂利。
 佃町へ遣 一拾九坪五合 割栗石。
 同所へ遣 一拾六坪五合 三浦石。
 佃町へ遣 一九坪貳合五勺 砂利。
 〽 割栗石貳百九拾壹坪。三浦石百五拾六坪。砂利百九拾貳坪五合。

足し土寄

吉祥寺門前へ遣 一三拾八坪五合三勺 足し土。
 久右衛門町貳丁目へ遣 一貳百六拾九坪四合七勺 右同斷。
 同壹丁目へ遣 一參百七拾九坪八勺 右同斷。
 入船町へ遣 一貳百拾六坪六合三勺 足し土。
 同所へ遣 一八拾坪 右同斷。

- 一、佐賀町代地へ遣 右同斷。
- 一、伯隆屋鋪へ遣 右同斷。
- 一、百貳拾坪 右同斷。
- 一、三左衛門屋鋪へ遣 右同斷。
- 一、百四拾六坪七合 右同斷。
- 一、佃町へ遣 右同斷。
- 一、八拾壹坪五合 右同斷。
- 一、松代町代地へ遣 右同斷。
- 一、拾七坪五合 右同斷。

〆千五百五拾七坪四合壹勺。

右之内七百七拾九坪壹合六勺荒木田土引残り海中浚土。

一、惣土手坪千四百貳拾六坪貳合五勺。
右地所川中埋り有之。土浚取相用ひ不足之分受負人勝手宜敷所より持込築立可申。

土手埋柵竹木寄

- 一、杭木 貳千貳百八拾本 松丸太貳間末口貳寸五分迄
- 一、箕子 八千五百五拾七本 三寸廻り竹。
- 一、竹籜 四百五拾本 四寸廻り竹。
- 一、控杭 貳百九拾本 松丸太貳間半末口三寸。

一、布丸太 貳百八拾本 杉丸太貳間末口二寸五分。

植付竹

- 一、土手出来之上植付竹 八萬本餘 ない竹。

右仕様注文之通、足し石割栗石三浦石砂利荒木田土川浚土埋柵竹木植付ない竹石切手間手元手傳飯米共、地形人足、柵繩其外、可入諸道具運送持込車力共一式請負。

代金

— 洲崎一件

〔参考〕 洲崎一件云々、

乍、恐以書付申上。

一、深川吉祥寺門前之内、海手控土手、元祿年中新規御入用を以御築立有之、其後御修復有之。年月、御掛等御尋之付、申上。

一、辨天境内海手之分凡長三拾間程

右石垣控土手、其後度々御修復有之。得共、年久敷儀之付、書留無之。三拾壹ヶ年以前天明七未年中、御代官伊奈半左衛門様御勤役之節、前書境内之分、

御修復有之寛政三亥年高波後今以御修復無御座也
但辨天境内土手續久右衛門町立跡海手土手之儀拾七ヶ年以前享和元
酉年御修復有之候得共境内之分無御座也
右御尋之付申上之以上

深川吉祥寺門前町
五人組 庄兵衛印

名主無之
月行事 平 八印

御奉行様

附記
物揚場付與

- 七月晦日 享和元酉年 一本所法恩寺前物揚場地所
- 同日 一本所林町物揚場地所
- 八月廿四日 一本所北横川通物揚場地所
- 九月五日 一本所横堀物揚場地所
- 十一月十二日 阿部伊勢守屋敷前物揚場上ヶ地
- 一本所石原大川端物揚場地所

寄合 松平正次郎
大御番頭 菅沼伊賀守○定
御勘定吟味役 金澤瀨兵衛○千
御船手 大河内善左衛門

但伊勢守中屋敷前物揚場一ヶ所不用之付、差上候之付、直之郡代方エ渡ス。

御代官大貫次右衛門手附
用瀬八郎太

享和二戌年

- 三月十一日 一本所北横川通屋鋪前物揚場地所
- 四月廿四日 一本所北横堀屋鋪前物揚場地所
- 四月二十四日 一本所横川端屋鋪前物揚場地所

交代寄合 最上監物○義
中川御番 石川鞆負
寄合 酒井玄蕃

揚場並船繫杭波除杭共書拔

凌風丸品川
歸航

十月九日壬子 ○享和元年(紀元二四六) 處士本多利明 ○三郎 右衛門。東蝦夷忠類

凌風丸品川
歸航事蹟

二航スル所ノ凌風丸歸航 處士本多利明 ○三郎 右衛門。平生主張スル所ノ航海術ヲ實試セム

ト欲シ親ヲ凌風丸ニ乗シテ東蝦夷ニ航行ス。

渡海日記

一、當酉 ○享和 五月八日房州柏崎出帆同國すの崎まで牽船を用ひ引出し、夫
より午巳辰へ相廻し猶卯へ針路を相求大抵七八里相颯以得共寅卯の向風
強く吹船進兼翌九日上總國興津へ船を入日數七日日和待仕同月十七日好
風を得候間同所出帆無程丑寅の向風に相成船進兼無據同國松部へ船を入

霸都時代ノ港灣

日數四日日和待仕、同月二十二日好風を得、同所出帆、卯辰へ針路を相求、相颿、漸く地方を二三十里計も相離、安堵仕、是より猶卯辰へ二三十里程相颿、下總國銚子地崎、犬吠ヶ鼻の沖よて、子丑へ針路を相改、松部出帆以後、晝六日、五夜凡二百里計も相颿、得共、揖の身木短く、船行相狂ひ、抄取兼、間、修復不仕、以ては難相成、同月二十六日地方へ船を寄試、所南部宮古よて、則船を入、翌二十七日より、揖修覆仕、兩日よて、出來仕、得とも、日和無之、日數八日、滯船仕、六月五日好風を得、同所出帆、丑寅へ針路を相求、晝七日、六夜凡二百里計相颿、同月十一日大抵東蝦夷オツチシ近所よも可有之哉、地磯の波音も沖磯の波音も間近く相聞へ、得共、モヤ殊之外深く、闇夜の如く、四方相分り、がたく、無據碇を下たし、汐繫仕、翌日迄見合、所少くモヤは相晴、得共、子丑の向風強く吹、其上波濤逆立、碇留兼、以付、地方へ船を寄試、所オツチシとキイタツプの間、に、得共、彼是と手間取、内、キイタツプも風上に相成、船入る、た、く、無據凡二十四五里計跡へ颿戻り、惡消^{アツクシ}へ船を入、早刻御會所へ相訴、以處、御詰合、丹羽金助殿對面、被、申聞、以付、鹽と明樽類積合、無之哉、旨、御問合、有之、以、付、根諸御用物之内、明樽有之旨、申達、以所、明樽二百本陸揚可仕、旨、被、申聞、以

本多利明筆蹟

原寸半紙大 東京 理學博士狩野亭吉所藏

本多利明自記スル所渡海日誌末ノ一葉也。利明之印ト刻シタル朱印ヲ捺ス。

旨中之少月七撮其儘印表積登可中心得之
日教早一日和待仕日月亦八日晴天申酉の風少
同日午刻月及後之也相持若程道海内之俗事也

享和元辛酉年十月

凌風丸

松頭

本多三郎左衛門



旨申之少月之據其儘印之表積登可申心得之
日教早一日日和待仕日月亦八日晴天申酉の風より
同日午刻引込緩之を相待港漕道拙内人此處者
多者宗組帆を張て川口を急急艫かし翌亦九日
興津へ船を入日教二日津船仕十月二日同所出帆翌三日
房列柏崎へ船を入翌四日同所出帆翌五日戌刻須
相列浦賀へ船を入翌六日辰刻須船中改を相待
中夜水之拙者古宗船路在十七人急之の旨申達案
則相渡即刻御番所へ在出而積荷物書上可

仕旨沙り少月別相記船頭一印を相渡同日午刻
是日所出帆今九日午刻須品川沖へ著船仕四月
廿より十月九日迄日教百五日房列柏崎より東
假夷忠類を里數四百三拾四百里計可有之

凌風丸
本多三郎
吉子 和之 辛酉 年 十月



ふ付、則相渡受取書取之、日數四日日和待仕、同月十七日好風を得、間、同所出帆、丑寅へ針路ヲ相求、颯、即日イロリ島迄罷越汐繫仕、此イロリ島之儀は、東蝦夷海道第一の難所ゴヨマイ瀬戸通り七里の入口よて、此所に日數五日日和待仕、内五六次出戻往來仕、其次々汐繫仕、内波濤逆立、よ付沈岩に碇網摺切掛目八十貫目の古碇一領相失申、此瀬戸左右ともよ水蒙の磯岩のみにて、殊之外大切之場所仕、途中よて逆風に遇、得、船危く、常にイロク島迄相戻相繫、日數五日日和待仕、同月二十三日好風を得、間、同所出帆、ゴヨマイ瀬戸通り無恙颯、先安心仕、即日根諸迄凡十四五里罷越、即刻御會所へ相訴、此所大島榮次郎殿志別場所へ御越し留守之由、茂木吉十郎殿對談被申、聞、此は、凌風丸御船之儀、榮次郎兼て申付置、當場へ可揚荷物並よ可積入、荷物荷役相濟次第、忠類へ相廻り、同所へ荷物不殘陸揚可仕旨、同人被申聞、此に付、七月十一日迄日數十九日之内、荷物不殘揚積ともに相仕舞、翌十二日同所出帆、酉戌へ針路を相求、凡二十里計相颯、忠類沖へ罷越汐繫仕、房州柏崎よりは、迄海上凡四百三十四五里計も可有之、此、同所御會所へ相訴、此處御役人中詰合無之旨、左、得共根諸よて被申付、此趣番人共へ申談、荷物不殘相渡、請取書

取之翌十三日同所出帆、是より跡へ引返し、二三里罷越、志別沖に汐繫仕御會所へ相訴ひ處、大島榮次郎殿御詰合御逢ふ付、江戸表まで被仰付之趣申達ひ處、御同人被申聞ふは、函館へ運送之儀に、最早節氣後れふ付、當所より直に江戸廻りの荷物積入、早速罷越ひ様可仕旨被申渡ひ。依之同月十六日迄日數四日之内荷役相濟、都合千拾三石目積請、同日同所出帆、江戸表へ赴き、卯辰へ針路を相求、凡二十里計相颯ひ所、彼難所ゴヨマイ瀬戸の入口に相臨ひ得共、戌亥の追風強く吹ひ間、無滯颯脫、夫より未へ針路を相改、晝七日六夜相颯、南部宮古迄罷越、同月二十三日船を入、水主ともへも休足爲仕ひ。忠類より是迄凡二百三十五里計も可有之ひ。其後日和無之、日數十七日滯船仕、八月九日好風を得ひ間、同所出帆、午へ針路を相求、晝七日六夜相颯、同月十五日酉刻より午大風吹出し、上總國九十九里濱の沖まで同夜中マギリ颯ふ仕相凌ぎひ得共、大波濤船上を打越難堪、翌十六日卯刻より跡へ引返し、下總國銚子地崎迄二十里計迅急に相颯、川口一の島と申小島蔭に汐繫仕、翌十七日迄見合ひ得共、颯模様相見へひふ付、出帆相成兼、且又汐繫の儘まで猶以難相成、無是非銚子川口へ牽船を用ひ爲引込、碇宿仕、傳五郎へ申付、根諸御送狀爲寫取、爲致。

入札、其直段附及御用狀並に此日記帳迄相揃、江戸蝦夷御會所へ伺之、中村金右衛門殿、永倉勘右衛門殿へ相宛飛脚御雇、水主逸三郎と申者を以て、同月十九日午刻出立申付差遣ひ。日數九日にて罷歸ひ間、披見仕ひ處、鹽漬鱈の内五六十石目、房丁船にて江戸廻し可仕旨被仰付ひふ付、同月二十九日としけよ取掛りひ所、最初湊入の節とは大きに損傷多く相成ひふ付、房丁にて温水の中川渡りひ内よは不殘相損し可申由、何れも申之ふ付、則相止、不殘江戸表へ積登可申心得よて、其段猶又宿次を以、翌晦日江戸表へ相伺ひ所、日數十日にて九月九日御用狀到來仕拜見仕ひ所、鹽漬鱈不殘銚子町まで相拂ひ様可仕旨、御下知有之ひふ付、町人共招呼、猶又入札改入ひ様申談ひへば、先達拜見の節とは損傷多く相成ひふ付、望人一向無之旨申之ふ付、無據其儘江戸表へ積登可申心得よて、日數四十一日日和待仕、同月二十八日晴天、申酉の風よて同日午刻引汐緩みを相待、港瀬道按内人次郎兵衛と申者乗組帆を張て、川口を無恙颯出之、翌二十九日興津へ船を入、日數二日滯船仕、十月二日同所出帆、翌三日房州柏崎へ船を入、翌四日同所出帆、翌五日戌刻頃相州浦賀へ船を入、翌六日辰刻頃船中改を相請、御雇水主稽古乗船頭共十七人乗之旨申達ひ所、

則相濟即刻御番所へ罷出ル所積荷物書上ケ可仕旨被申聞ル付、即相記船頭一印を以相濟同日午刻過同所出帆、今九日午刻頃品川沖へ著船仕ル。五月八日より十月九日迄日數百五十日、房州柏崎より東蝦夷忠類迄里數四百三十四五里計も可有之ル。

享和元辛酉年十月

凌風丸 船頭本多三郎右衛門 印

蓋蝦夷地會所ノ貨物ヲ運搬シタル者ニ係ル。蝦夷地會所ハ寛政十一年六月ヲ以テ設クル所、御府内往還其他沿革圖書、

一、明和二酉年、右新地〇靈岸橋南間町屋南續靈巖島町河岸附之處、新川入口際迄川内埋立、新地町屋出來。當時蝦夷地會所邊。

〇中記。同。寛十一未年六月、右石置場埋立地之内、蝦夷地會所出來。〇中略。

一文政六未年五月、右蝦夷地會所相止ミ、跡地西之方町方持藏地ニ成略。〇下

ト記ス者是也。〇今京橋區富島町九番地の内其處。

〔參考〕 本田利明

本田利明先生行狀記

宇野保定述

大極兩儀ヲ生シ、兩儀八卦ヲ生ス。兩儀トハ、陰陽分離シテ天地ト成ヲ云フ

ナリ。天地ハ萬物ヲ生ス。是當然ノ理ナリ。萬物ノ長タルモノハ人ナリ、衆類ニオイトテ其ノ長タルモノナリ。禽獸艸木ノ中ニテ長タルモノハ麒麟鳳凰、絳檀芝蘭ナリ。人間ノ中ニチイテハ、聖人君子ヲ尊敬スベキモノナリ。聖人君子ノ行狀ヲ的トシテ、後生ノ人心ヲ正シ、身ヲ修メ、家ヲ齊ヘ、國ヲ治メ、天下ヲ平ニスルニ至ル。是ヲ天地ヘノ奉公ト云フモノナリ。天地ヘノ奉公成就スルトキハ、忠臣孝子ノ名義自カラ備ルナリ。是ヲ聖人君子ノ道ヲ行フモノト云フベキハ、窮民トイヘ共、君ニ忠ヲ盡シ、父母ニ孝ヲ盡ス心ナキコトハアラス。其中ニモ酒食淫色ニ犯サレテ本心ヲ放失スルモノ有。本心ヲ失フコトハ、志ノ專一ナラサルニ因ル故ナリ。尋常人ノ志ハ、譬ハ始ハ終ニ徹スヘシト思ヘトモ、事繁クシテ理深ク、心身疲勞シテ怠慢ノ根ヲ生ス。怠慢カクテ增長シテ、終ニ志ヲトケスシテ事成ラス。是志ノ徹ラサル證ナリ。爰ニ本田三郎右衛門利明魯銳齋先生、文化三年六十三、加藩ヨリ合小米ヲ給。生國越後村上城下ノ士、父ノ名ハ不記、兄弟男女アリ。兄弟父ノ遺跡ヲ相續シ、弟ハ高田侯ニ仕ヘテ一萬餘ノ新田ヲ開發シテ、而後歿ス。先生ハ次男ニシテ、童名長五郎、長シテ三郎右衛門ト改ム。八歳ノ春志ヲ起シ、太平久シクシテ枕ヲ泰山ニ

安ニスレ共、イツカ此期アラシヤ。年々歳々奢侈増長シ、窮民ハ多クシテ國用日々ニ乏シク、又人ノ生ルルモノ多クシテ遊民ノミナリ。故ニ天地ニ奉公スル人少ク、苛政専ラナルユヘニ、國家富チ失フ。此理ヲ歎テ、國家豊有ナラシメシコトヲ思ヒテ、此利ヲ極メント思フニハ、算道ニシカズト、是ヲ本トナシ、又父ハ此心ヲ知ラズシテ、運筆ヲ習ハシ、素讀ヲナラハシム。然レドモ算術ニ心ヲ委ネ、心氣ヲ懲ラス。既ニ十歳漸ク其道ノ趣ヲ知レリト。十八歳ノ秋、父母ニ暇ヲ告ケ、東武ニ至リテ、猶モ其道ヲ極メント欲シテ、今井寛藏兼庭御代官 元締役。ヲ算學ノ師トシテ仕ヘ、關流ノ奥儀ヲ習フ。寛藏ハ武部彦次郎御旗本、八百石、二ヲ師匠ト頼ミテ、其道ヲ得タリト。彦次郎ハ關新助孝和先生御旗本、八百石、二ノ高弟ナリ。天文ハ千葉陽生歲胤武州虎秀、出ノ産、醫ヲ以テ業トシ、江戸ニ住ス。術ハ山形大貳武州江戸ノ浪士ナリ。ヲ師トシテ、奥儀ヲ極ム。既ニ志ヲ發シテヨリ、皆其奥儀ヲ極メタリト。父母ハ其病ヲ憂ヒ、息災延命ヲ祈ルモノナレバ、病ヲ發スレハ不幸ト成病ハ過食ニアリトシテ、米二合ヲ以テ一日ノ糧食トス。寒天ニモ綿入ヲ一ツ着シテ、其寒ヲ拒キ、暑トイヘトモ、敢テイトフコトナシ。夜ヲ以テ日ニ次キ、子ニ臥シテ、寅ニ起ルコト、今ニ至リテ變ルコトナシ。

二十四歳ヨリ算術天文劍術ヲ以テ教育シテ、音羽ニ住ス。諸國ヲ遊行シテ、天文地理ヲ量リ、名山大川、國ノ肥磽ヲシラベ、人氣ノ厚薄、產物ノ多少ヲ辨スルコトヲ專トス。是ハ士タルモノノ本務トモ云フヘキハ、是等ニ通達シ、又時ニハ主公ノ師範トモナル、或ハ古今ノ例少ナカラス。古ノ伊尹大公望武内等ノ類ノ如シ。諸國ヲ巡歴シテ、民ノ產物ノ取ルヘキヲ知ラスシテ、取ラザルヲ聞テ取ルヘキヲ教ヘ、植ヘ者アルニ植サルヲ見テ植ルコトヲ民ニ教ルコト、古ノ聖人ニ異ラスヤ。扱和蘭ノ我朝ニ交易トシテ來ルヲ、數百年種々ノ珍器諸國ノ產物ヲ持渡リ、西洋ノ書籍モ持渡ルトイヘトモ、讀ム者更ニナシ、大通辭吉雄幸作等ノ輩モ、書ヲ讀ムト雖モ、天文數理ヲ知ラザル故ニ、辨解スルコト能ハス。故ニ無用ノ珍書ト成ルコト年久シ。然ルニ利明先生是ヲ歎息シテ、西洋ノ書籍ヲ披キ、天文算術ノ理ヲ以テ讀、始テ其理ノ深切ナルコトヲ覺悟シテ、西洋ノ天文算術ノ道ヲ開闢シテ、門人ヲ教ルコト四十年「セイハルト」其外ニ數書ノ翻譯ヲナシ、扱又天下第一ノ良器トスルモノハ大船ニシクハナシト、夫大船ニ萬國ニ渡海シテ、此國ノ餘レルヲ持テ彼國ノ足ラサルニ與ヘ、彼國ノ有餘ヲ取持テ此國ノ不足ヲ補ヒ、諸

國ニ交易シテ融通第一ノ器ニシテ、國家富有ノ根ナリ。雖然海上ハ風波ノ難多クシテ、日本ノ破船難船ノ憂勝テ數ヘガタシ。故ニ渡海ノ法ヲ詳ニセスムバアル可ラス。此謂ハ船ノ造作惡シクシテ、シカモ理ヲ知ラザルユヘニ、地方ヲ乘廻ハスニヨリテ、大風吹キ高波立テ、檣ヲ折リ舵ヲ毀スニ至リ、又何國トモナク吹流サレテ、國名モ知ラサル地ニ至リテ歸國ノ途ヲ失フ。是レ憂ニ恐怖シテ、多分ハ地方ヲ乘廻ス。地方ヲ乘廻ス故ニ難船ノ憂アリテ、海上自由ノ道本邦ニテ知ルモノ更ニナシ。是ヲ思ヒ是ヲ思ヒテ、先生蘭書ニ因テ渡海ノ法ヲ考ヘ、大船製作ノ法ヲ辯シ、乘渡ノ正シキ理ヲ詳ニシテ、國家ノ用ニ備ヘ、異國來襲ノ時ハ戰艦トナシ、常ハ國用ヲ達ス。誠ニ國家ノ重器ナリ。此ノ一條ヲハ松平越中侯御老中、白河侯也。聞召奉達上聞、本多翁ヲ御呼立、渡海ノ法ヲ乘試可申ヨシ被仰付、御船奉行向井將監ニ被仰渡、蝦夷地ヲ乘廻シ、カムサスカ邊マテモ渡海スベキ由ニテ、金子千五百兩御渡アリ。コレニヨリテ千二百石積ノ船ヲ造作シテ、天明四年四月出帆ス。悉シキコトハ渡海新法ト云フ書ニ記スガ如故ニ爰ニ記サス。夫ヨリ以前、門人最上徳内ト云フ者渡海ノ法ヲ能習ヒ得テ、一人乗船シテ蝦夷地ニ至リ、東西ノ

蝦夷地利ヲ測量シテ屬島ヲモ廻リ、ラツコ島ニ至リテ魯西亞人ト對話杯シテ歸帆シ、蝦夷艸紙トテ徳内記セル書ヲ見テ知ルベシ。徳内異國ニ乘渡セルコト御禁制ヲヤブリシ咎ニヨリテ入牢スルコト百餘日、既ニ命ヲ亡ス場ニ至リケルガ、本多翁色々願ヲ立ルニヨリテ助命ノ上ニ出牢シ、浪士ト成リテ東都ニ住スルコト數十年ナリキ。然ルニ文化五年魯西亞人唐太クナシリエトロフ三島ヘ亂入シ、箱館マデモ亂妨セシニヨリ、關東ヨリ防禦ノ備トシテ御人數押向フ刻、西洋ノ事理ニ通達シ、蝦夷地ノ案内ヲ能知ルハ本多ナリトテ、召抱ヘラルヘキ御内定アリシニヨリテ、利明先生曰ク、最早老年ニ及ヌレハ幾ホドノ御用ヲ立事アラシヤ、蝦夷地ノ案内ヲ能知リタルモノハ門人最上徳内ナリ、我代リニ徳内ヲ召抱ヘ出サレ候ハ、然ルヘシトテ辭退ナシケレバ、則徳内ヲ御目見以上ノ格ニテ新知ヲハ給ハリケル。是等ノヲ以テ餘リノ事ヲ推量スヘキ事ナリ。如是ノ本多ナル故ニ、任官ヲセス、今年七十有三才、市中ノ隱ノ如シ。壯健ナルヲ尋常ノ人ニ過テ異リ、日々勤トスルハ、天文地理算術其他トク、ニ遑アラズ。著述スル所ノ書ハ數十卷アリ。門人ト稱シテ諸國ニ住居スルモノ數百輩ナリ。天文